

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA57-9 r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

# 泊発電所3号炉

## 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備)

### 比較表

令和3年10月

北海道電力株式会社

## 目 次

1. 基本的な設計方針
  - 1.1 耐震性・耐津波性
    - 1.1.1 発電用原子炉施設の位置【38条】
    - 1.1.2 耐震設計の基本方針【39条】
    - 1.1.3 津波による損傷の防止【40条】
  - 1.2 火災による損傷の防止【41条】
  - 1.3 重大事故等対処設備
    - 1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1 - 五、43条2 - 二、三、43条3 - 三、五、七】
    - 1.3.2 容量等【43条2 - 一、43条3 - 一】
    - 1.3.3 環境条件等【43条1 - 一、六、43条3 - 四】
    - 1.3.4 操作性及び試験・検査性【43条1 - 二、三、四、43条3 - 二、六】
2. 個別機能の設計方針
  - 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】
  - 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】
  - 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】
  - 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】
  - 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】
  - 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】
  - 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】
  - 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】
  - 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】
  - 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】
  - 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】
  - 2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】
  - 2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】
  - 2.14 電源設備【57条】
  - 2.15 計装設備【58条】
  - 2.16 原子炉制御室【59条】
  - 2.17 監視測定設備【60条】
  - 2.18 緊急時対策所【61条】
  - 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
  - 2.20 1次冷却設備
  - 2.21 原子炉格納施設
  - 2.22 燃料貯蔵設備
  - 2.23 非常用取水設備
  - 2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）

表 重大事故等対処設備仕様



### 比較結果等を取りまとめた資料

#### 1. 最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

##### 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

##### 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

##### 1-3) バックフィット関連事項

なし

##### 1-4) その他

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。

#### 2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

##### 2-1) 資料構成の相違

- ・女川2号炉は設置変更許可申請書添付八の章立て・タイトルで作成しているのに対して、泊3号炉はまとめ資料の章立て・タイトルで作成している。
- 比較表では、資料構成に合わせて泊3号炉と女川2号炉の並び替えを行い、記載内容の比較を行った結果、同様の内容が記載されていることを確認した。

##### 2-2) 設備の相違

- ・電源設備の概要等について、「第57条 電源設備の概要」、「第57条 電源設備の一覧」及び「系統概要図」に示す。
- 女川2号炉は常設代替直流電源設備を設けているが、泊3号炉と女川2号炉の基準適合性の考え方に相違はない。



**【第57条 電源設備の概要】**

**【常設代替交流電源設備（交流）】**

- 常設代替交流電源設備による給電
  - ✓ ガスタービン発電機を屋外に設置し、緊急用高圧母線に接続して電力を供給する。

**【可搬型代替交流電源設備（交流）】**

- 可搬型代替交流電源設備による給電
  - ✓ 電源車を屋外に配備し、接続口を介して緊急用高圧母線に接続して電力を供給する。

**【所内常設蓄電式直流電源設備（直流）】**

- 所内常設蓄電式直流電源設備による給電
  - ✓ 125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bを設置し、中央制御室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことで8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残りの16時間の合計24時間にわたり必要な電力を供給する。

**【常設代替直流電源設備（直流）】**

- 常設代替直流電源設備
  - ✓ 125V代替蓄電池及び250V蓄電池を設置し、中央制御室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことで8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残りの16時間の合計24時間にわたり必要な電力を供給する。

**【可搬型代替直流電源設備（直流）】**

- 可搬型代替直流電源設備による給電
  - ✓ 125V代替蓄電池及び250V蓄電池と充電器および電源車を組み合わせて使用できるように配備し、24時間にわたり必要な電力を供給する。

**【代替所内電気設備（交流）】**

- 代替所内電気設備による給電
  - ✓ 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として代替所内電気設備を使用し、電力を供給する。

**【燃料補給設備】**

- 燃料補給設備による給油
  - ✓ 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて各設備に燃料を補給する。

**【常設代替電源設備（交流）】**

- 代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電
  - ✓ 代替非常用発電機を屋外に設置し、非常用高圧母線に接続して電力を供給する。

**【可搬型代替電源設備（交流）】**

- 可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電
  - ✓ 可搬型代替電源車を屋外に配備し、接続口を介して非常用高圧母線に接続して電力を供給する。

**【所内常設蓄電式直流電源設備（直流）】**

- 蓄電池（非常用）及び後備蓄電池による直流電源からの給電
  - ✓ 蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を設置し、中央制御室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことで8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残りの16時間の合計24時間にわたり必要な電力を供給する。

**【可搬型直流電源設備（直流）】**

- 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電
  - ✓ 可搬型直流電源用発電機と可搬型直流変換器を組み合わせて使用できるように配備し、24時間にわたり必要な電力を供給する。

**【代替所内電気設備（交流）】**

- 代替所内電気設備による交流の給電
  - ✓ 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続して電力を供給する。

**【燃料補給設備】**

- 可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる燃料補給
  - ✓ ディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接またはディーゼル発電機燃料油移送ポンプを介して可搬型タンクローリーに燃料を汲み上げて、各設備に燃料を補給する。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

【第57条 電源設備の一覧】			代替電源設備									号機間電力融通ケーブル <sup>※1</sup>			所内常設蓄電式直流電源設備			常設代替直流電源設備 <sup>※2</sup>			可搬型直流電源設備			代替所内電源設備			燃料補給設備		
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	常設			可搬型			女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯			
			女川	泊	大飯	女川	泊	大飯																					
ガスタービン発電機	代替非常用発電機	空冷式非常用発電装置	○	○	○																								
ガスタービン発電設備軽油タンク			○			○																							
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ			○																										
電源車	可搬型代替電源車	電源車				○	○	○																					
		号機間電力融通恒設ケーブル(3号及び4号炉共用)											○																
		号機間電力融通予備ケーブル(3号及び4号炉共用)											○																
125V蓄電池2A	蓄電池(非常用)	蓄電池(安全防護系用)											○		○														
125V蓄電池2B	後備蓄電池																												
125V代替蓄電池																													
250V蓄電池																													
125V充電器2A																													
125V充電器2B																													
	可搬型直流電源用発電機																												
125V代替充電器	可搬型直流変換機	可搬式整流器																											
250V充電器																													
	代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備変圧器																											
	代替所内電気設備分電盤	代替所内電気設備分電盤																											
	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤																												
ガスタービン発電機接続盤																													
非常用高圧母線2F系																													
非常用高圧母線2G系																													
緊急用動力変圧器2G系																													
緊急用低圧母線2G系																													
緊急用交流電源切替盤2G系																													
緊急用交流電源切替盤2C系																													
緊急用交流電源切替盤2D系																													
非常用高圧母線2C系																													
非常用高圧母線2D系																													
		ディーゼル発電機(重大事故等時のみ3号及び4号炉共用)																											
軽油タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	燃料油貯蔵タンク(重大事故等時のみ3号及び4号炉共用)	○	○	○	○	○	○																					
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ			○			○																						
		重油タンク(重大事故等時のみ3号及び4号炉共用)																											
タンクローリ	可搬型タンクローリ	タンクローリ(3号及び4号炉共用)	○	○	○	○	○	○																					

※1：大飯3/4号炉のみ(泊、女川は単独号炉申請のため、泊：多様性拡張設備、女川：自主対策設備として設けている。) ※2：女川2号炉のみ(泊、大飯は可搬型直流電源設備で対応する。)



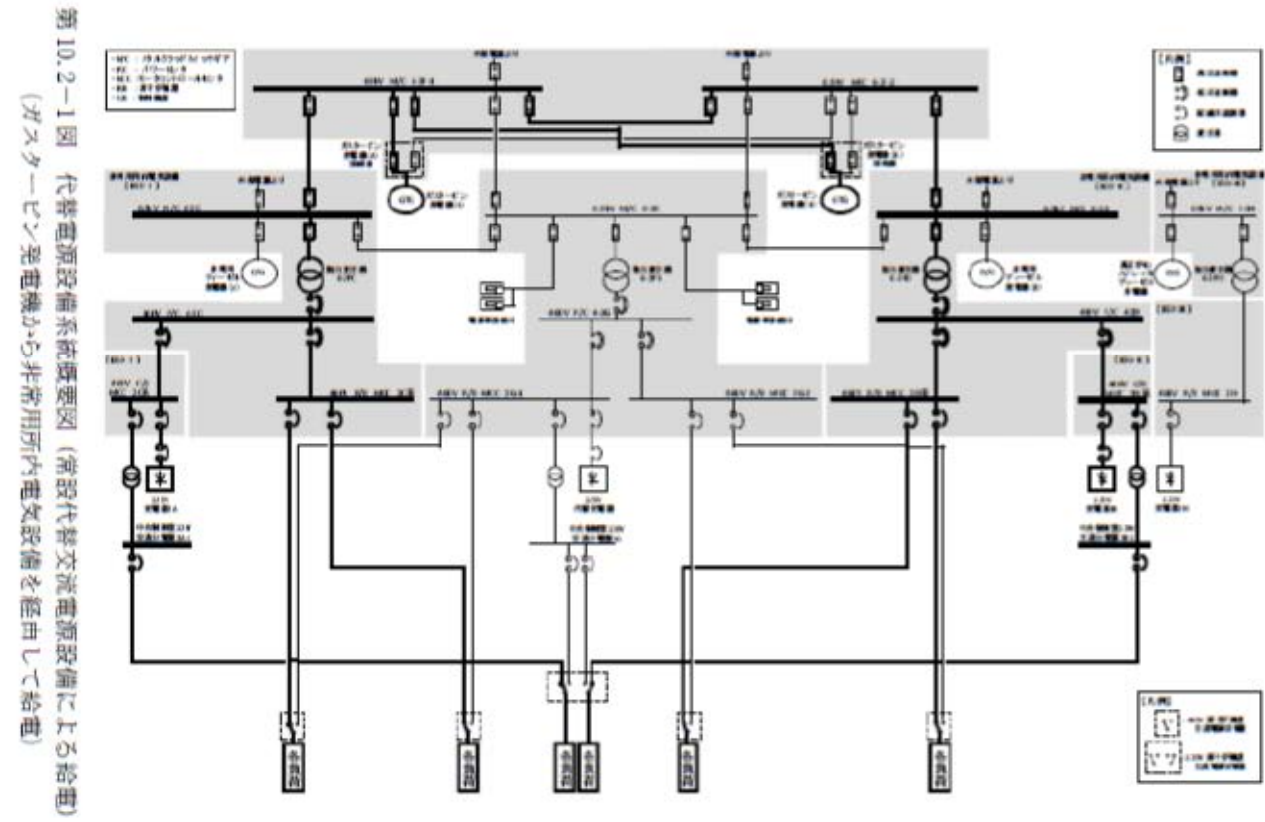
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

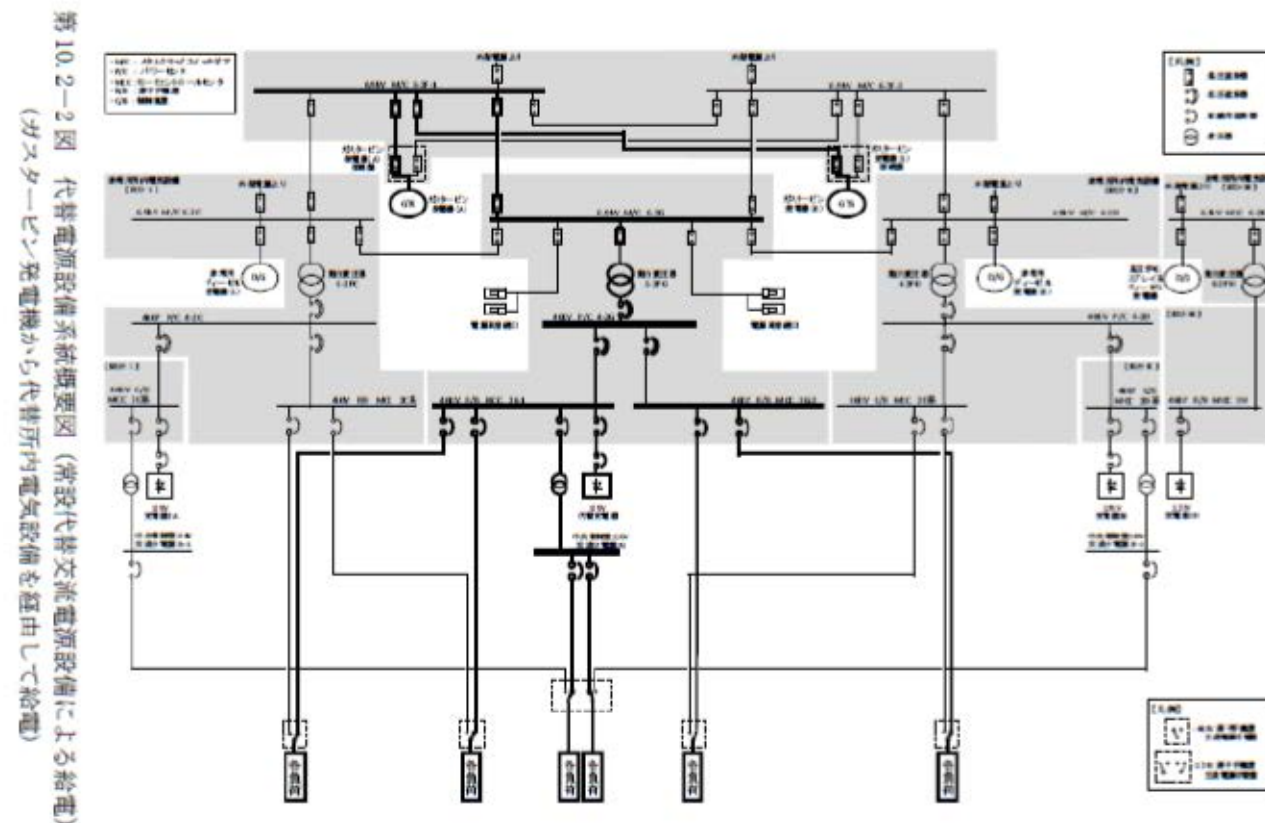
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

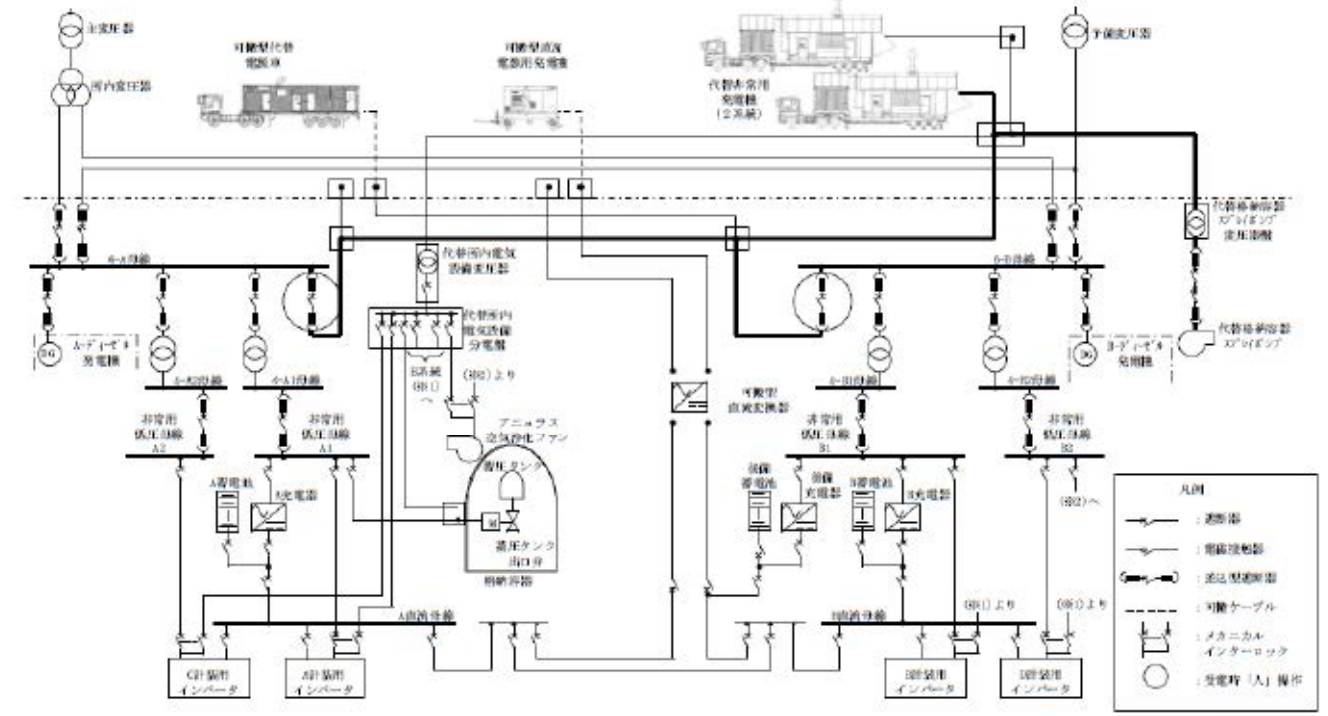
【系統概要図】常設代替電源設備（交流）



第10.2-1図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）  
 （ガスタービン発電機から非常用所内電気設備を經由して給電）



第10.2-2図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）  
 （ガスタービン発電機から代替所内電気設備を經由して給電）



第10.2.1図 電源設備 概略系統図（1）  
 （代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電）



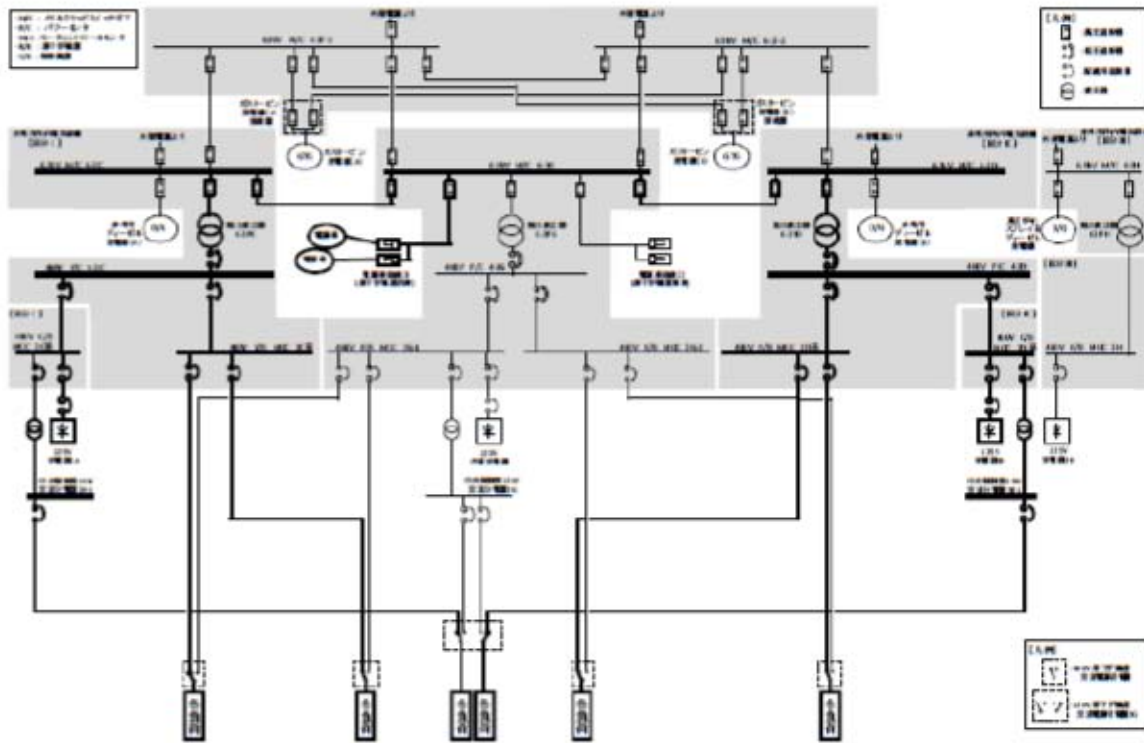
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

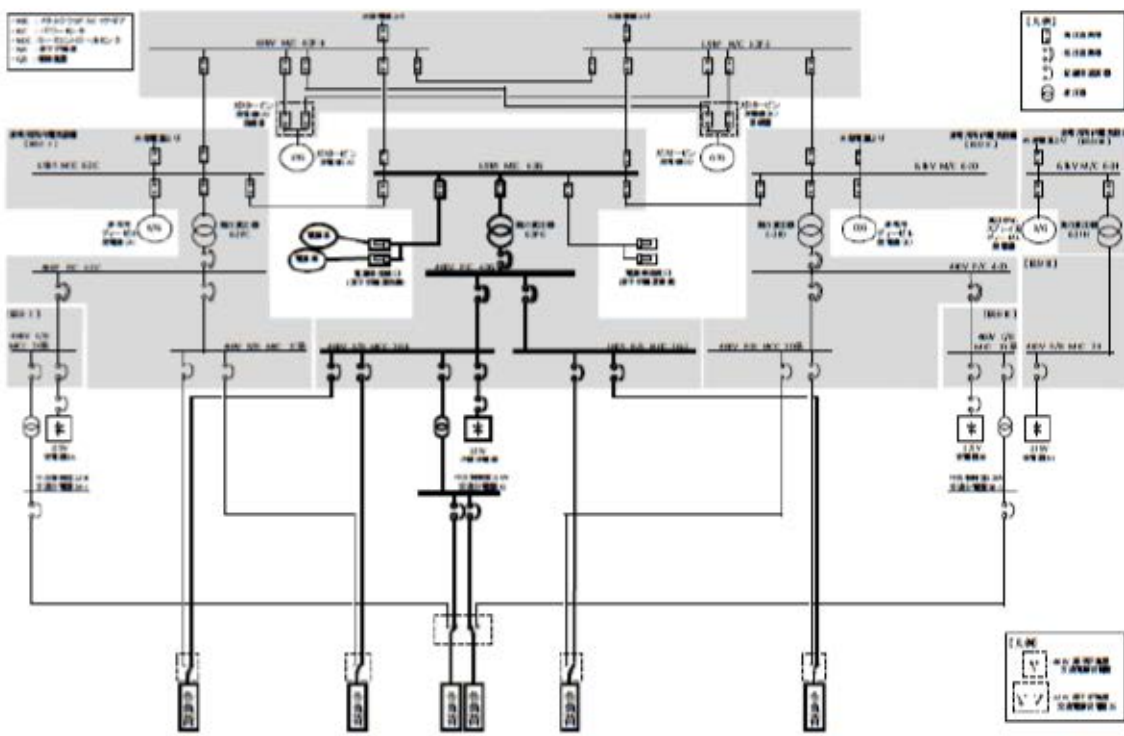
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

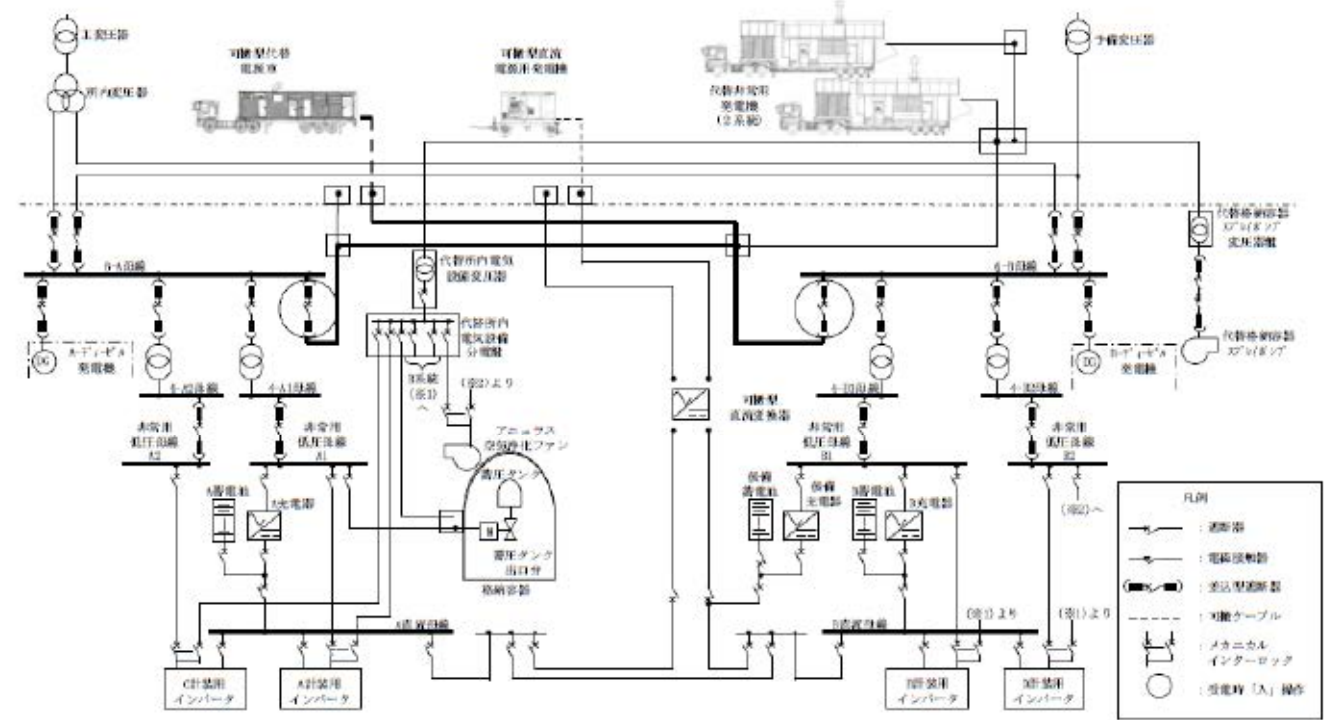
第10.2-4図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電）  
 （電源車から非常用所内電気設備を經由して給電）



第10.2-5図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電）  
 （電源車から代替所内電気設備を經由して給電）



【系統概要図】可搬型代替電源設備（交流）



第10.2.2図 電源設備 概略系統図（2）  
 （可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電）



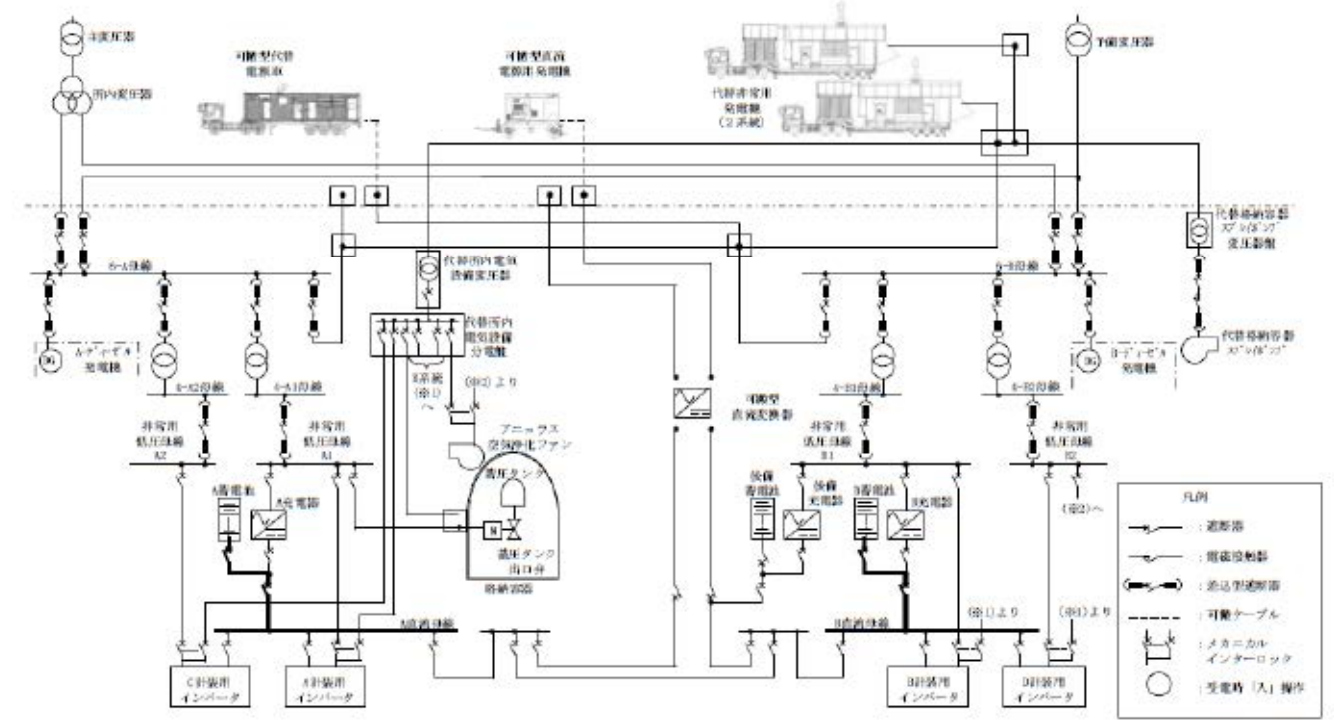
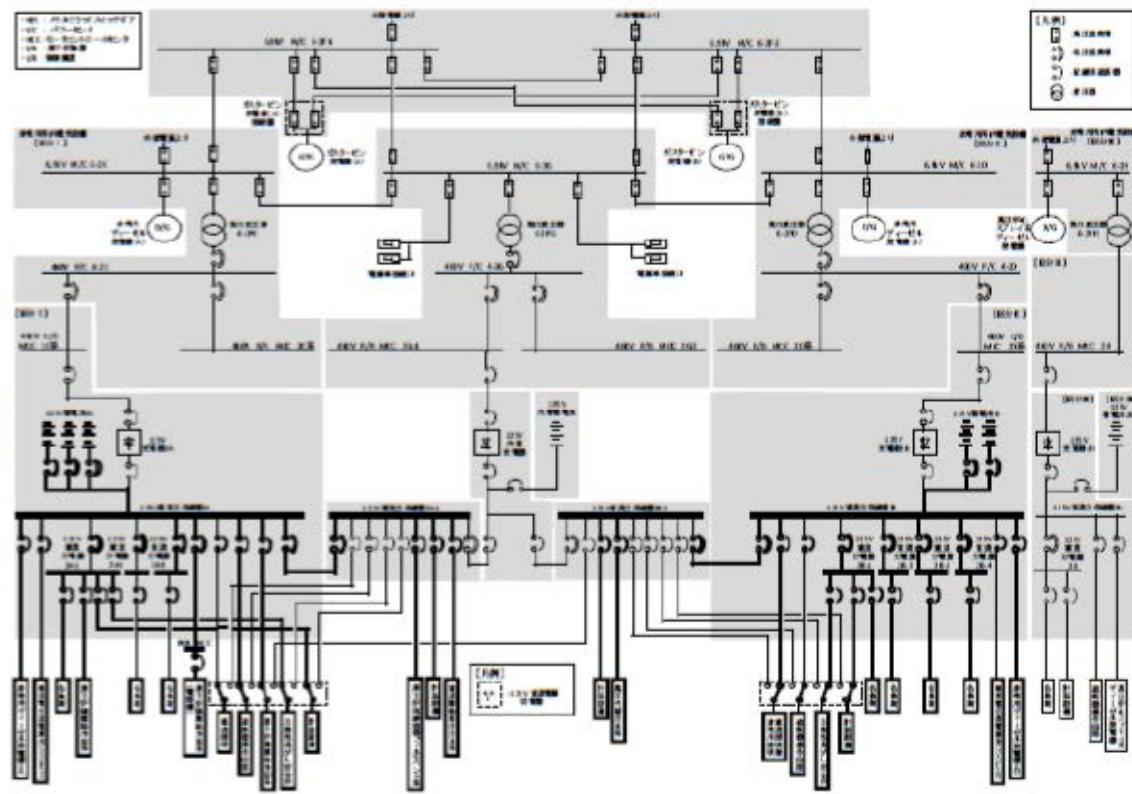
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

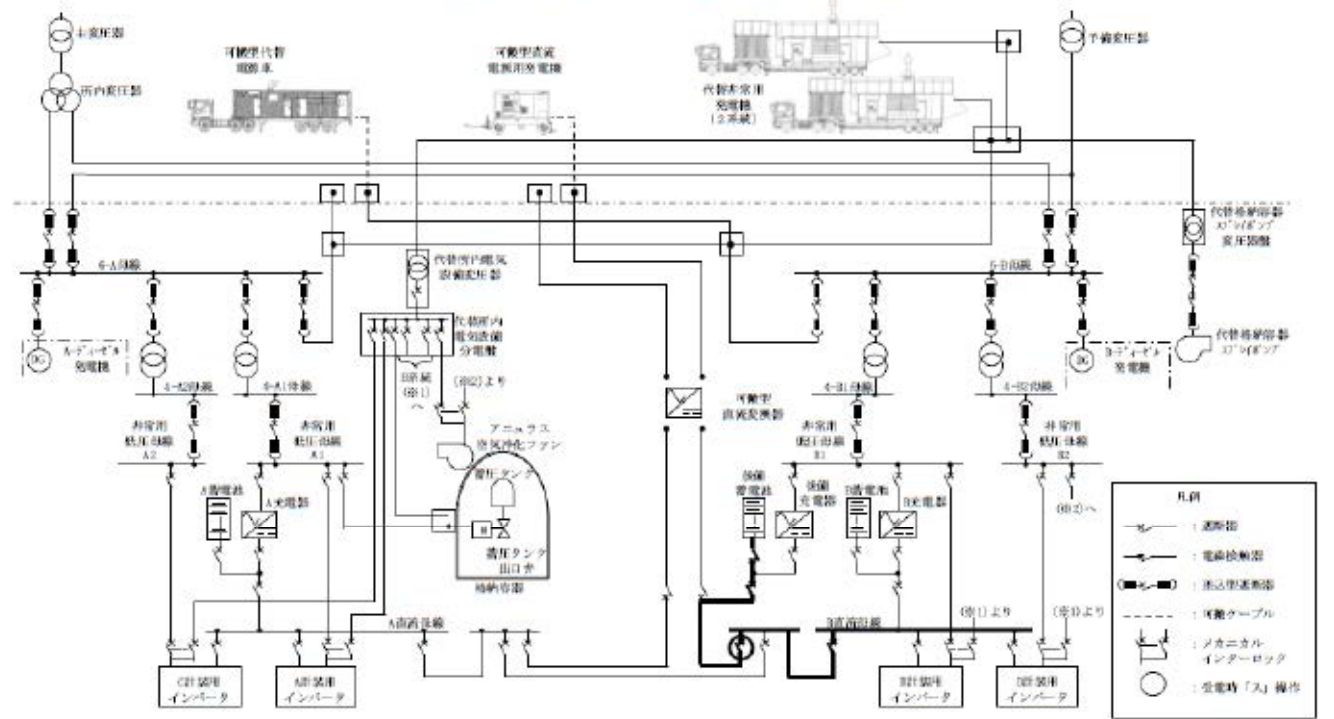
泊発電所3号炉

【系統概要図】 所内常設蓄電式直流電源設備（直流）

第10.2-0図 代替電源設備系統概要図  
 (所内常設蓄電式直流電源設備による給電)



第10.2.3図 電源設備 概略系統図(3)  
 (蓄電池(非常用)による直流電源からの給電)

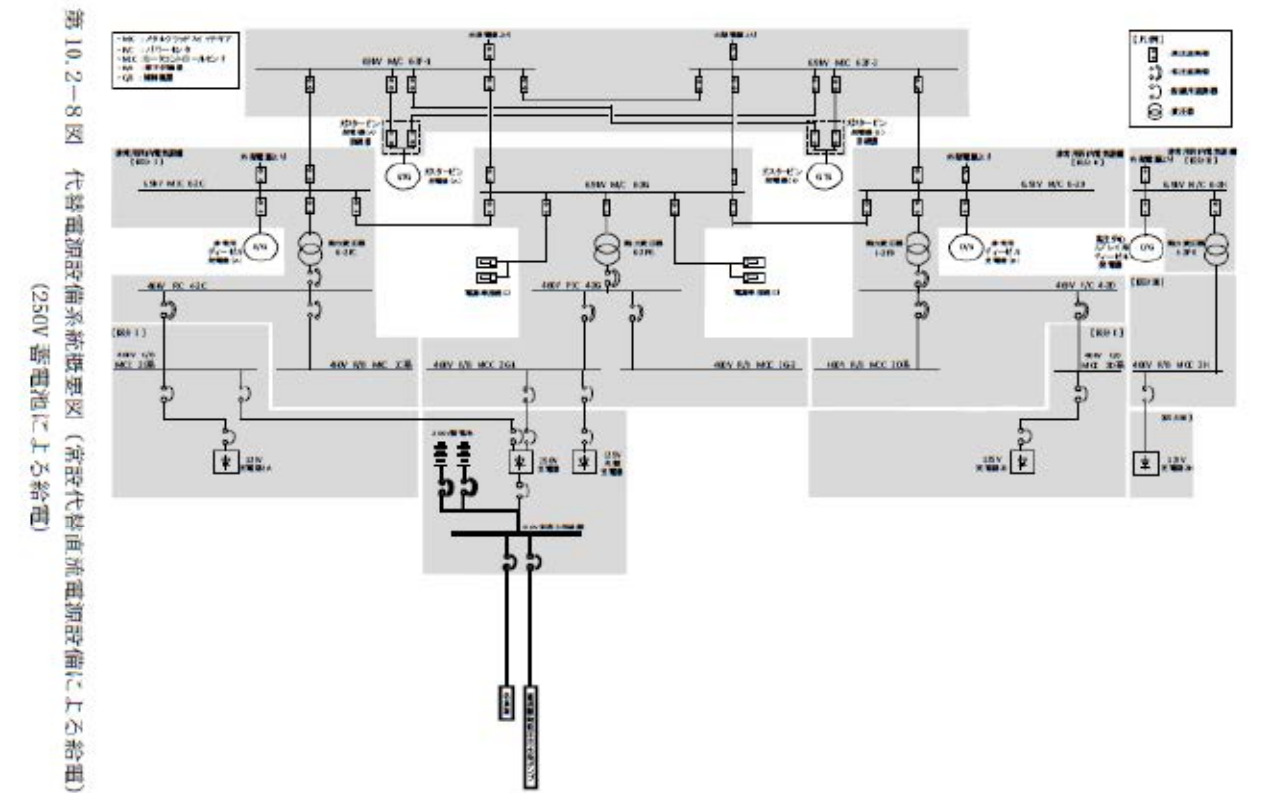
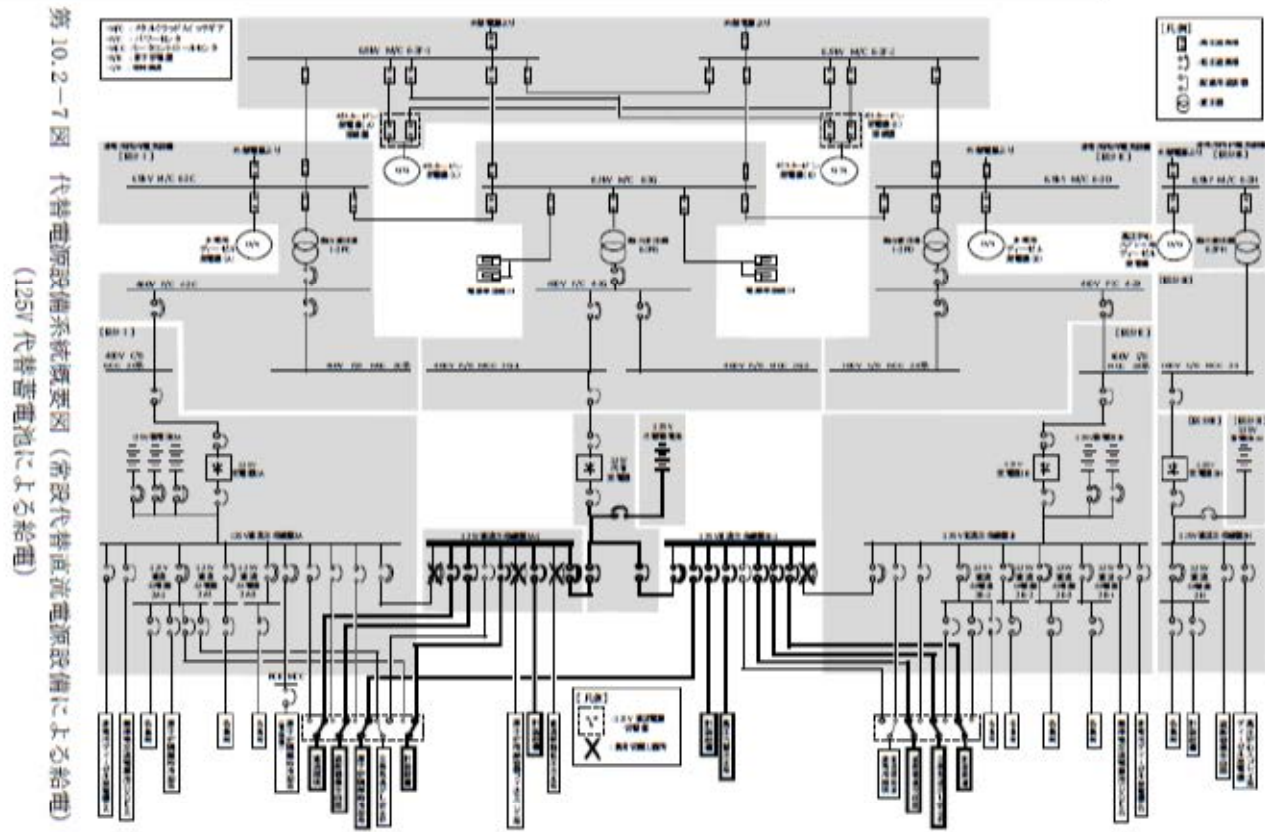


第10.2.4図 電源設備 概略系統図(4)  
 (後備蓄電池による代替電源(直流)からの給電)



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【系統概要図】 常設代替直流電源設備（直流）



泊は可搬型直流電源設備で対応する



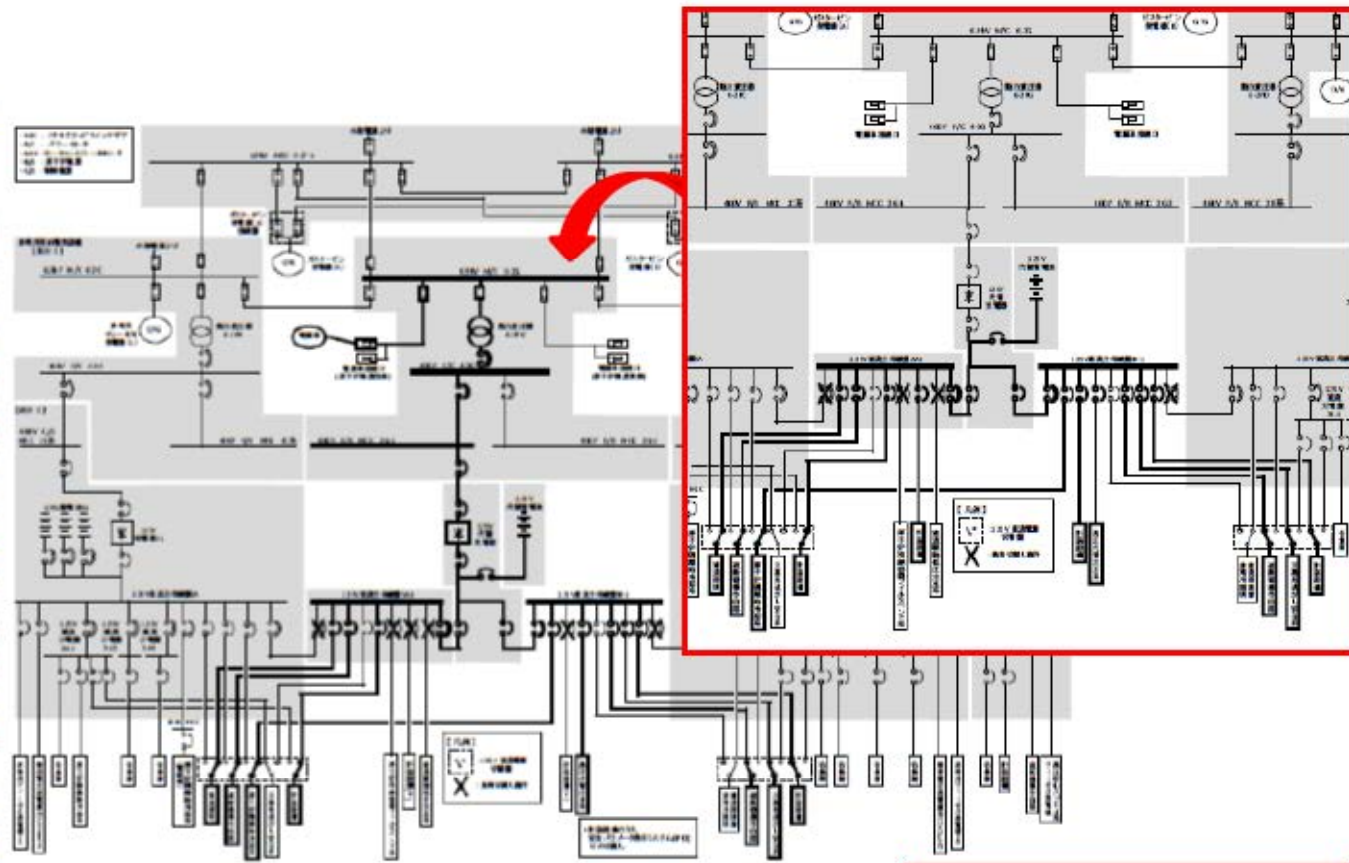
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

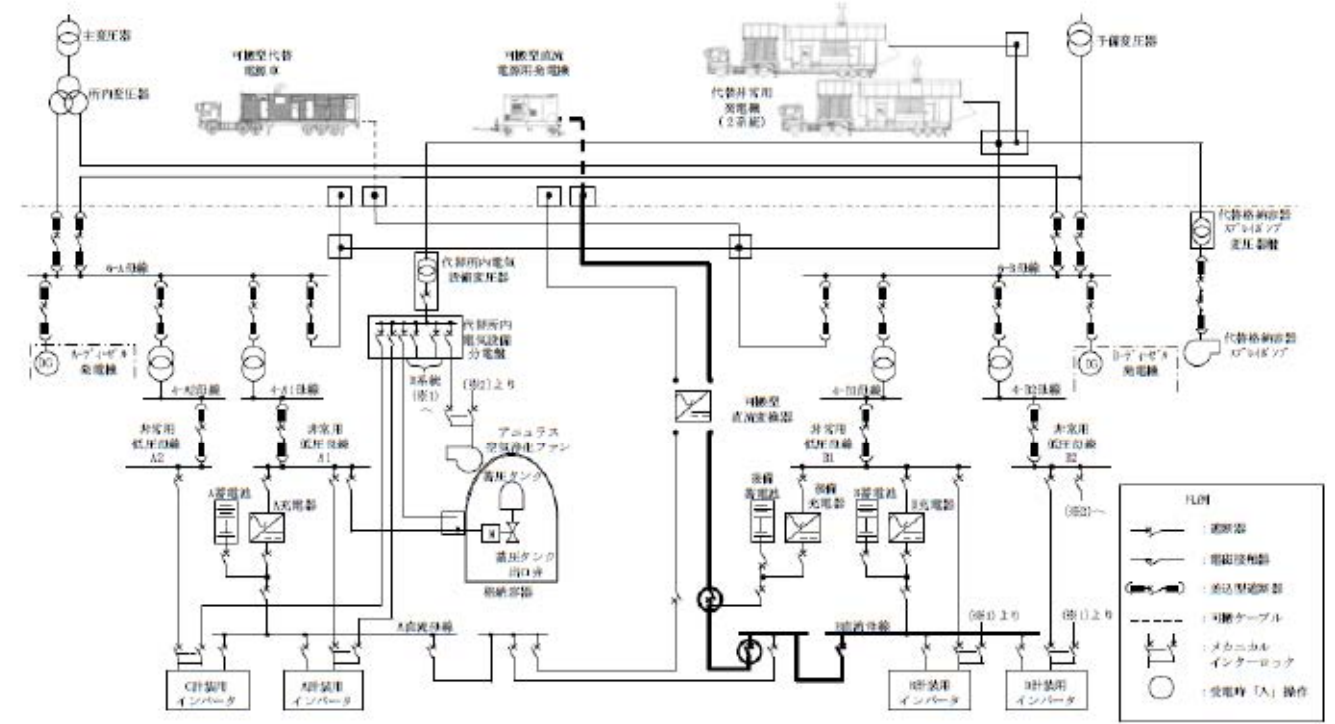
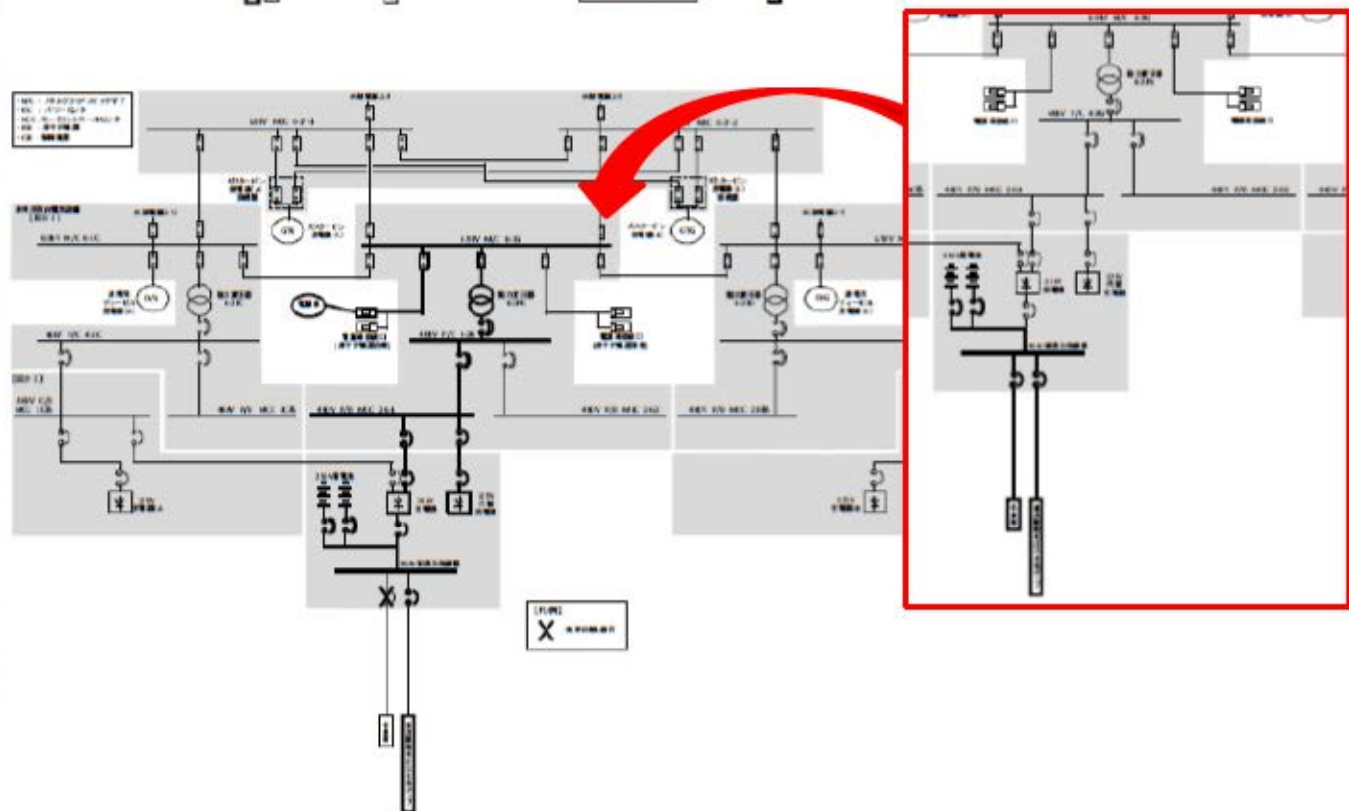
泊発電所3号炉

【系統概要図】可搬型直流電源設備（直流）

第10.2-11図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）  
 （電源車から代替所内電気設備を經由して給電（125V系統））



第10.2-12図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）  
 （電源車から代替所内電気設備を經由して給電（250V系統））



第10.2.5図 電源設備 概略系統図（5）  
 （可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電）



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

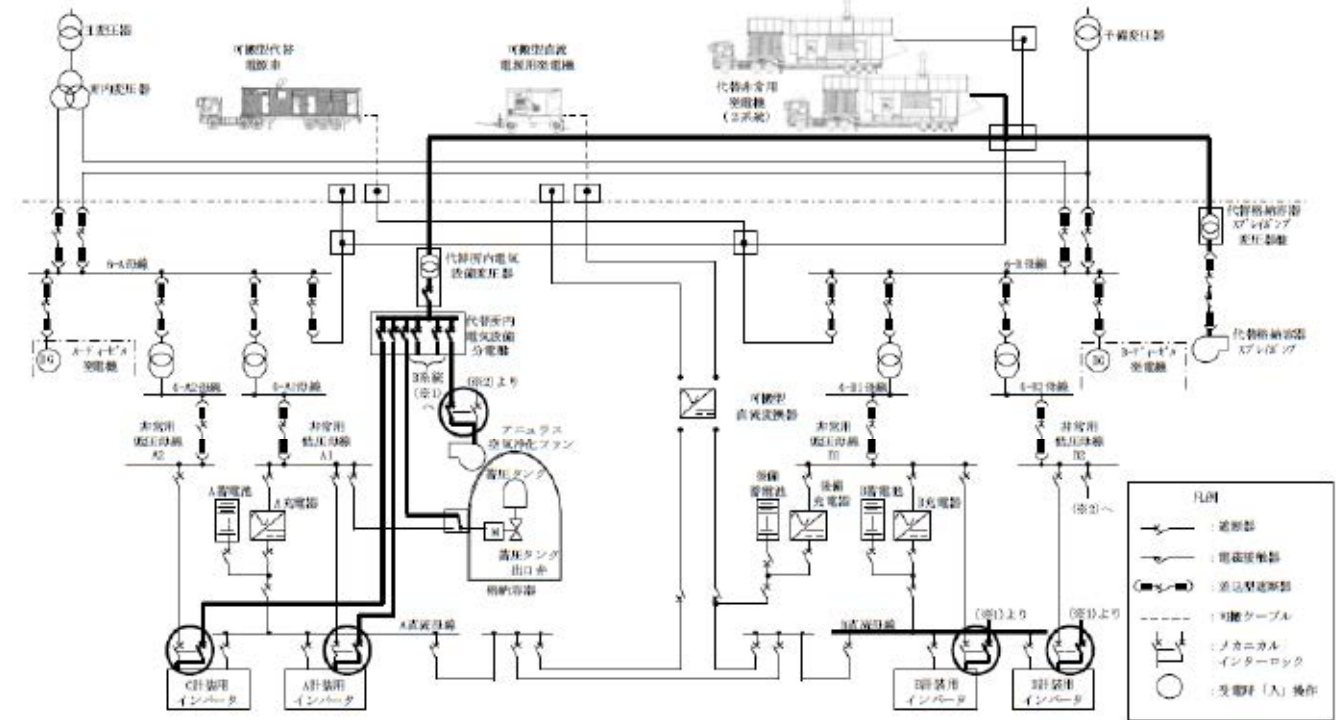
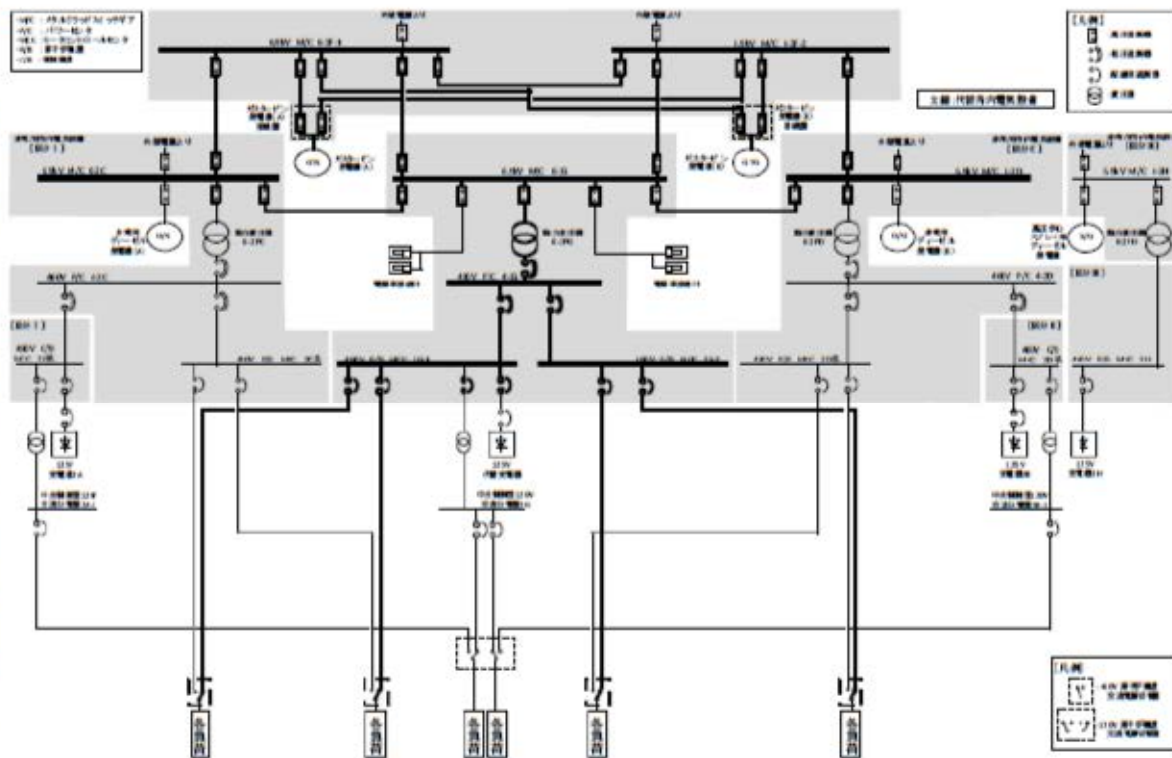
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

【系統概要図】代替所内電源設備（交流）

第10.2-13図 代替電源設備系統概要図（代替所内電気設備による給電）



第10.2.6図 電源設備 概略系統図（6）  
 （代替所内電気設備による（交流）給電）

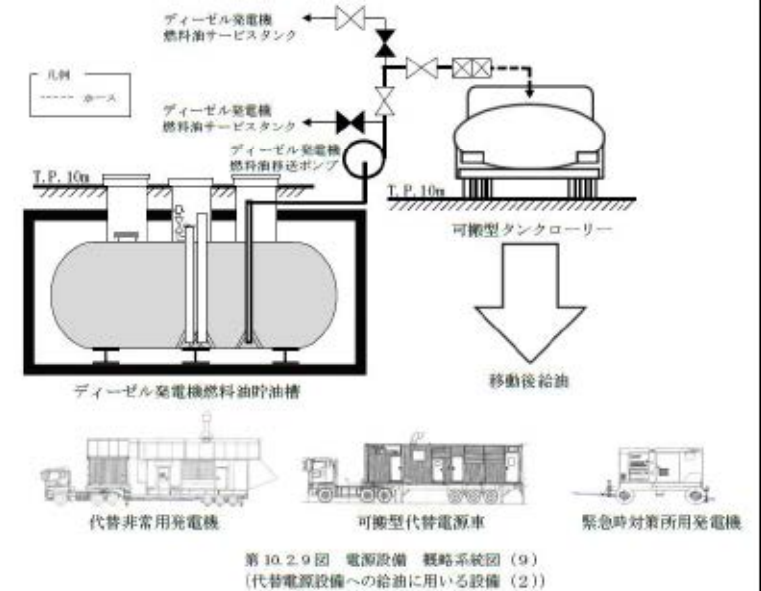
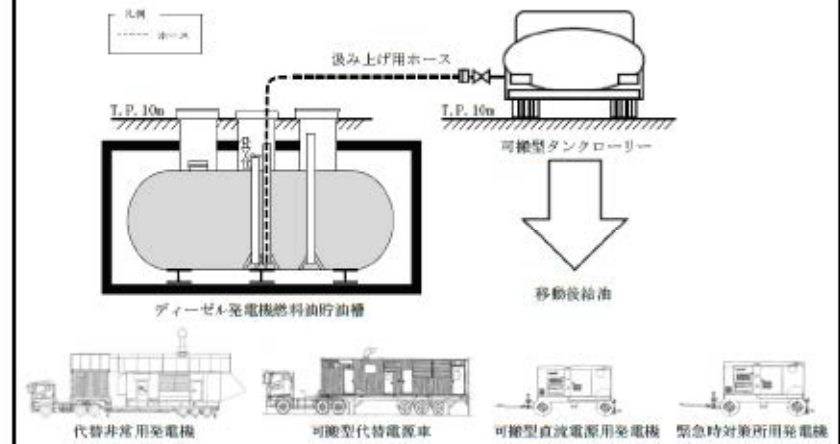
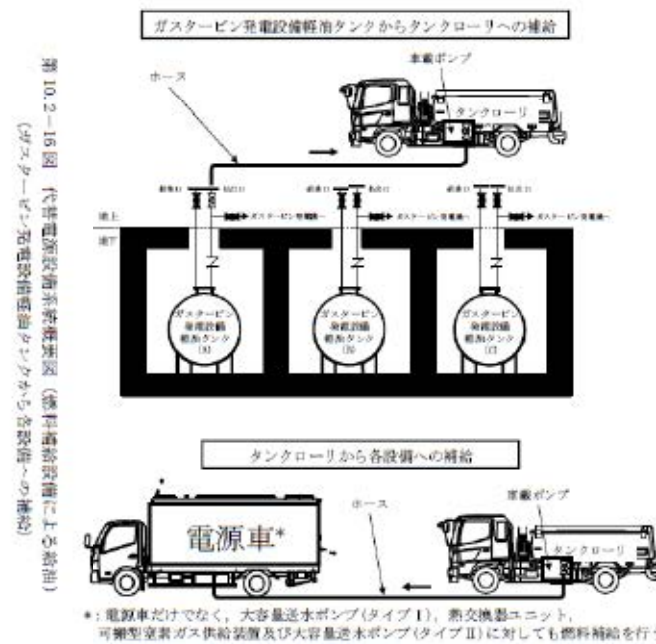
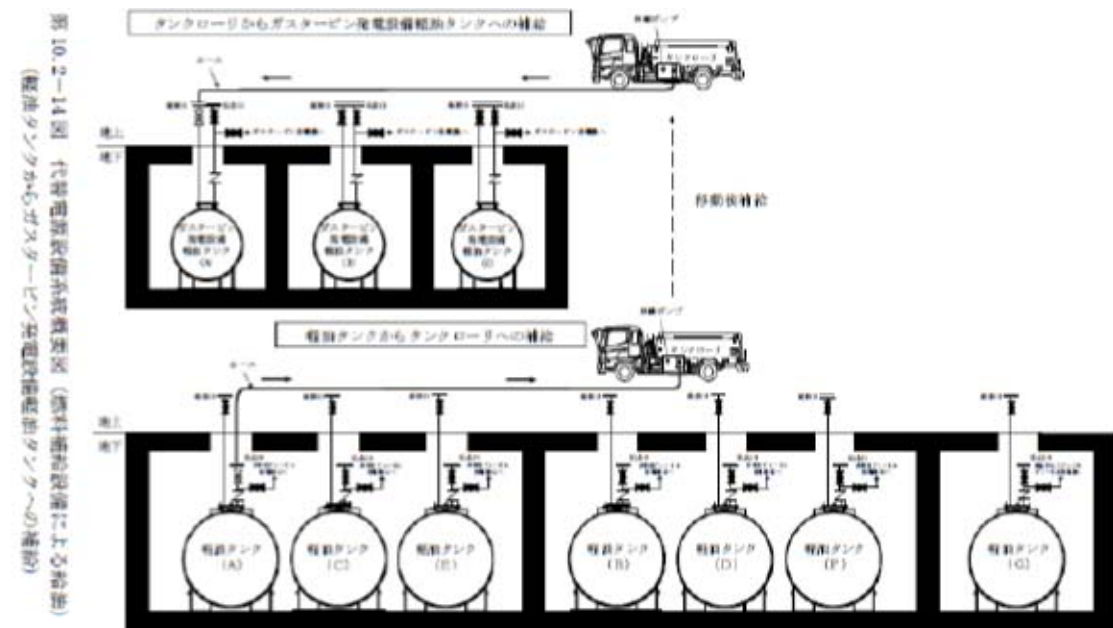
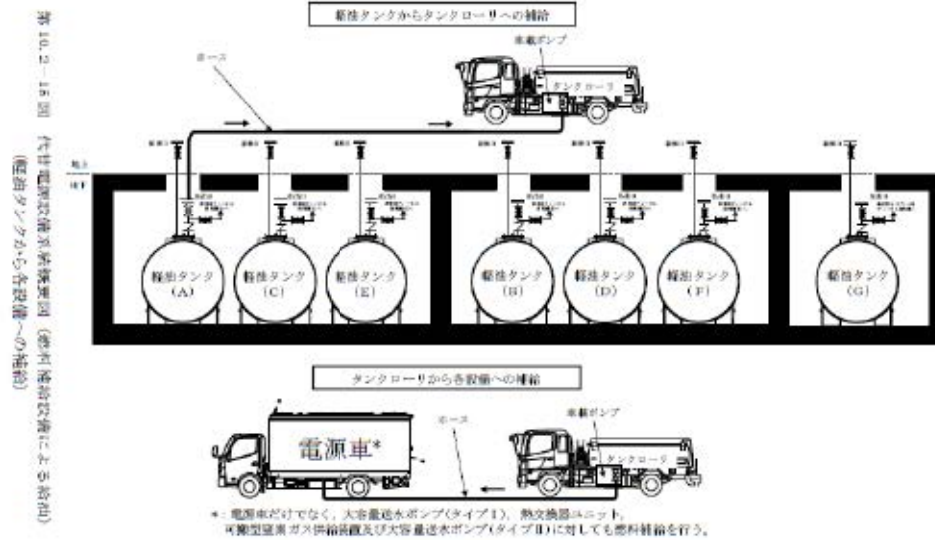
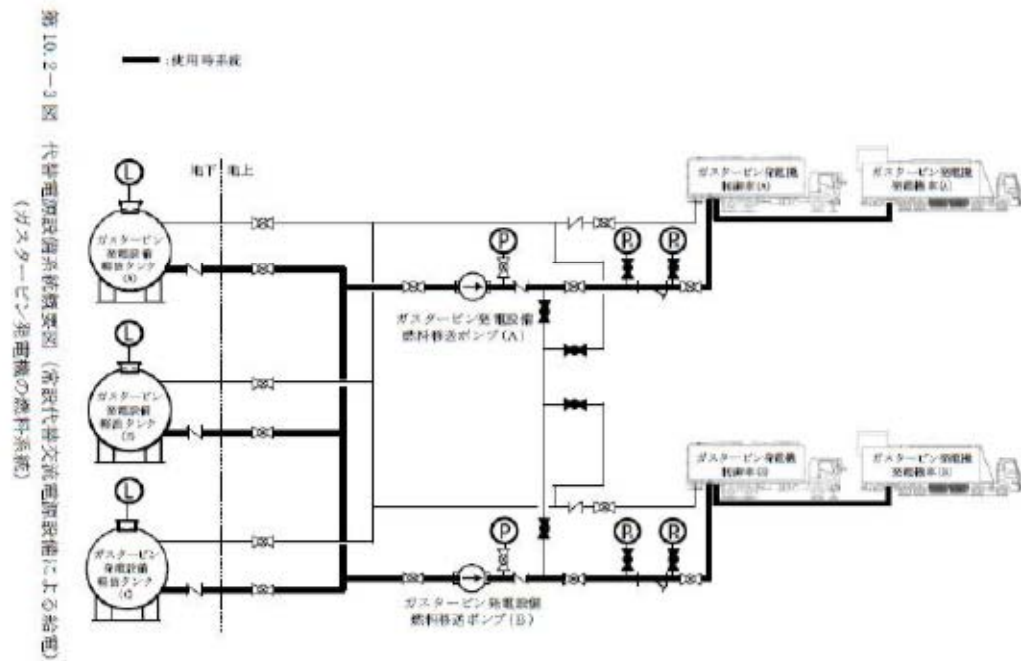


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

【系統概要図】燃料補給設備





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

【比較表（第57条 電源設備） 差異理由一覧】					
No.	赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）		
1	設備設計等の相違(1) ・女川は「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」の分類を設けて記載しているのに対して、泊は「重大事故等対処設備」として記載している。（いずれもSA設備であることに相違なし。）	記載方針の相違(1) ・女川は設置変更許可申請書添付八の章立て・タイトルで作成しているのに対して、泊はまとめ資料の章立て・タイトルで作成している。	設備名称の相違(1) ・女川：可搬型代替直流電源設備→泊：可搬型直流電源設備		
2	設備構成・対応手順の相違(2) ・女川は「常設代替直流電源設備」の別途設けているのに対して、泊は「可搬型代替直流電源設備」を用いて対応することとしている。	設備分類の相違(2) ・女川は代替交流電源設備を常設と可搬型に分類して記載しているのに対して、泊はまとめて「代替電源設備」と記載している。	設備名称の相違(2) ・女川：代替交流電源設備→泊：代替電源設備/代替電源（交流）		
3	炉型の相違(3) ・女川は高圧炉心スプレイ系の非常用電源設備を有した3台（3系列）構成であるのに対して、泊は高圧炉心スプレイ系なしのため2台（2系列）構成である。	記載方針の相違(3) ・女川は大括りのDB/SA設備を整理してから回路・計測制御装置等も含めた構成設備を記載しているのに対して、泊は個別の対応手段を整理してから使用する具体的な設備を記載している。	設備名称の相違(3) ・女川：常設代替交流電源設備→泊：常設代替電源設備 ・女川：ガスタービン発電機→泊：代替非常用発電機		
4	設備設計等の相違(4) ・女川はガスタービン発電機が自動起動するのに対して、泊は代替非常用発電機を手動起動する設計としている。	記載方針の相違(4) ・交流電源復旧後の対応は既に(1)に記載しているため、重複記載はしていない。	設備名称の相違(4) ・女川：非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系→泊：非常用高圧母線		
5	設備構成の相違(5) ・女川はガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）又は電源車（可搬型代替交流電源設備）から非常用高圧母線又は代替所内電気設備である緊急用高圧/低圧母線へ給電するのに対して、泊は代替非常用発電機（常設代替電源設備）又は可搬型代替電源車（可搬型代替電源設備）から非常用高圧母線へ給電する電源構成である。	記載方針の相違(5) ・女川は流路であるホースも重大事故等対処設備としている。	設備名称の相違(5) ・女川：軽油タンク→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・女川：タンクローリー→泊：可搬型タンクローリー		
6	設備構成の相違(6) ・女川はガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプによる補給手段を確保しているのに対して、泊は可搬型タンクローリーによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段に加えてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた汲み上げ手段を確保している。	記載方針・箇所の相違(6) ・女川はSA設備ごとに記載しているのに対して、泊はの手段ごとに設備をまとめて記載している。	設備名称の相違(6) ・女川：可搬型代替交流電源設備→泊：可搬型代替電源設備 ・女川：電源車→泊：可搬型代替電源車		
7	設備構成の相違(7) ・泊は蓄電池（非常用）及び後備蓄電池により24時間にわたり直流電力を供給するとしており、設備の構成は相違しているが、必要な負荷に対し十分供給可能な容量を有した設備を設けている。		設備名称の相違(7) ・女川：代替直流電源設備→泊：直流電源及び代替電源（直流）		
8	設備構成の相違(8) ・女川は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設備（125V 代替充電器及び250V 充電器）も含めた設備構成としているのに対して、泊は可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器にて対応することとしている。 ・女川は可搬型代替交流電源設備の電源車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する125V 代替充電器及び250V 充電器を使用するのに対して、泊は専用の可搬型直流電源用発電機と可搬型直流変換器を使用する。		設備名称の相違(8) ・女川：125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B→泊：蓄電池（非常用）		
9	設備構成の相違(9) ・女川は緊急用母線、変圧器等の回路で構成しているのに対して、泊は代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を専用の変圧器、分電盤に接続して電力を供給する対応手段を整理し、燃料補給手段も記載している。 ・泊は代替所内電気設備変圧器とは別に、代替格納容器スプレイポンプ専用の変圧器を設置し、代替格納容器スプレイポンプへ給電することにより代替炉心注水等を行う。		設備名称の相違(9) ・女川：可搬型代替直流電源設備→泊：可搬型直流電源設備		
10	設備構成の相違(10) ・女川は57条以外の設備への燃料補給について記載しているのに対して、泊は57条の設備と57条以外の設備への燃料補給について記載している。	設備構成の相違(14) ・女川の所内常設蓄電式直流線源設備は非常用ディーゼル発電機の交流から直流に変換する電源系統との多様性を記載しているのに対して、泊の後備蓄電池は蓄電池（非常用）を使用した電源系統との多様性を記載している。	設備名称の相違(10) ・女川：非常用ディーゼル発電機→泊：ディーゼル発電機 ・女川：非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		
11	設備設計等の相違(11) ・泊の電源系統、設備構成、設置場所等を踏まえた記載としている。	設備構成の相違(15) ・女川の可搬型代替直流電源設備は非常用ディーゼル発電機及び非常用直流電源設備との多様性として冷却方式と直流への変換方式を記載しているのに対して、泊の可搬型直流電源設備は蓄電池（非常用）及び後備蓄電池との多様性として冷却方式を記載している。	設備名称の相違(11) ・女川：125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B→泊：直流コントロールセンタ		
12	設備設計の相違(12) ・女川のガスタービン発電機は駆動方式を、女川の電源車と泊の代替非常用発電機、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は冷却方式を多様性として記載している。	設備設計等の相違(16) ・女川のタンクローリーは非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプとの多様性を記載しているのに対して、泊の可搬型タンクローリーはディーゼル発電機との多様性を記載している。			
13	設備構成の相違(13) ・泊の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池はSA設備として使用するためディーゼル発電機に対する多様性の適合方針を記載している。	設備設計等の相違(17) ・泊は中央制御室及び安全系計装室にて不要な負荷の切り離し操作を行うため記載している。			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を第10.2-1図から第10.2-16図に示す。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>10.2.2 設計方針</p> <p>代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。</p> <p>また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料補給設備を設ける。</p>	<p>第57条 電源設備</p> <p>2.14.1 適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等の対応に必要な電力を供給するための設備として以下の代替電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。</p>	<p>第57条 電源設備</p> <p>2.14.1 適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等の対応に必要な電力を供給するための設備として以下の代替電源設備、号機間電力融通ケーブル、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は設置変更許可申請書添付八の章立て・タイトルで作成しているのに対して、泊はまとめ資料の章立て・タイトルで作成している。</li> </ul> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>設備設計等の相違(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」の分類を設けて記載しているのに対して、泊は「重大事故等対処設備」として記載している。（いずれもSA設備であることに相違なし。）</li> </ul> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>設備分類の相違(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は代替交流電源設備を常設と可搬型に分類して記載しているのに対して、泊はまとめて「代替電源設備」と記載している。</li> </ul> <p>設備名称の相違(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：可搬型代替直流電源設備→泊：可搬型直流電源設備</li> </ul> <p>設備構成・対応手順の相違(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は「常設代替直流電源設備」を別途設けているのに対して、泊は「可搬型代替直流電源設備」を用いて対応することとしている。</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は57条で整理しているのに対して、泊は「2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）」として整理している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、緊急用高圧母線 2F 系を介して非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系又は緊急用低圧母線 2G 系へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(1) 代替電源（交流）による給電に用いる設備</p> <p>a. 代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する常設代替電源設備として、代替非常用発電機を使用する。</p> <p>代替非常用発電機は、中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する常設代替電源設備として、空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：代替交流電源設備→泊：代替電源設備/代替電源（交流）</li> </ul> <p>記載方針の相違(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は大括りの DB/S A 設備を整理してから電路・計測制御装置等も含めた構成設備を記載しているのに対して、泊は個別の対応手段を整理してから使用する具体的な設備を記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>炉型の相違(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は高圧炉心スプレイ系の非常用電源設備を有した3台（3系列）構成であるのに対して、泊は高圧炉心スプレイ系なしのため2台（2系列）構成である。</li> </ul> <p>設備名称の相違(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：常設代替交流電源設備→泊：常設代替電源設備</li> <li>・女川：ガスタービン発電機→泊：代替非常用発電機</li> </ul> <p>設備設計等の相違(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はガスタービン発電機が自動起動するのに対して、泊は代替非常用発電機を手動起動する設計としている。</li> </ul> <p>設備名称の相違(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系→泊：非常用高圧母線</li> </ul> <p>設備構成の相違(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）又は電源車（可搬型代替交流電源設備）から非常用高圧母線又は代替所内電気設備である緊急用高圧/低圧母線へ給電するのに対して、泊は代替非常用発電機（常設代替電源設備）又は可搬型代替電源車（可搬型代替電源設備）から非常用高圧母線へ給電する電源構成である。</li> </ul> <p>設備構成の相違(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプによる補給手段を確保しているのに対して、泊は可搬型タンクローリによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段に加えてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた汲み上げ手段を確保している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスタービン発電機</li> <li>・ガスタービン発電設備軽油タンク</li> <li>・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</li> <li>・軽油タンク</li> </ul> <p>・タンクローリ</p>	<p>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替非常用発電機</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> <li>・可搬型タンクローリ</li> </ul>	<p>空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・タンクローリ（3号及び4号炉共用）</li> </ul>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：軽油タンク→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・女川：タンクローリ→泊：可搬型タンクローリ</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は2.14.1.1に記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(3)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備名称の相違(5)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、</p> <p>電源車は緊急用高圧母線2G系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車</li> <li>・軽油タンク</li> <li>・ガスタービン発電設備軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul>	<p>b. 可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として、可搬型代替電源車を使用する。</p> <p>可搬型代替電源車は、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替電源車</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> <li>・可搬型タンクローリ</li> </ul>	<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として電源車を使用する。</p> <p>電源車は、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源車は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・タンクローリ（3号及び4号炉共用）</li> </ul>	<p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：可搬型代替交流電源設備→泊：可搬型代替電源設備</li> <li>・女川：電源車→泊：可搬型代替電源車</li> </ul> <p>設備名称の相違(4)</p> <p>設備構成の相違(5)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は2.14.1.1に記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(6)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備名称の相違(5)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するため、号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、あらかじめ敷設し、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合に、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）は、重大事故等時に号機間電力融通を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、燃料油貯蔵タンクより燃料を補給できる他、重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・号機間電力融通恒設ケーブル（3号及び4号炉共用）</li> <li>・号機間電力融通予備ケーブル（3号及び4号炉共用）</li> <li>・ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・タンクローリー（3号及び4号炉共用）</li> </ul>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A、125V充電器2B、電路（125V直流主母線盤及び125V直流電源切替盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから電力を供給できる設計とする。</p> <p>また、交流電源復旧後に、交流電源を125V充電器2A及び125V充電器2Bを経由し125V直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V蓄電池2A</li> <li>・125V蓄電池2B</li> <li>・125V充電器2A</li> <li>・125V充電器2B</li> </ul>	<p>(2) 直流電源及び代替電源（直流）による給電に用いる設備</p> <p>a. 蓄電池（非常用）による直流電源からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（非常用）を使用する。</p> <p>蓄電池（非常用）は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことにより8時間わたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">＜内容比較のため再掲(1)＞</p> <p>後備蓄電池は、蓄電池（非常用）により8時間にわたり電力の供給を行った後、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室以外の場所で必要な負荷以外を切り離して16時間わたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池と組み合わせることにより事象発生から24時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池（非常用）</li> </ul> <p>b. 後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、後備蓄電池を使用する。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜女川の記載箇所と比較(1)＞</p> <p>後備蓄電池は、蓄電池（非常用）により8時間にわたり電力の供給を行った後、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室以外の場所で必要な負荷以外を切り離して16時間わたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後備蓄電池</li> </ul>	<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（安全防護系用）を使用する。</p> <p>これらの設備は、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池（安全防護系用）</li> </ul>	<p>設備名称の相違(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：代替直流電源設備→泊：直流電源及び代替電源（直流）</li> </ul> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：125V蓄電池2A、125V蓄電池2B→泊：蓄電池（非常用）</li> </ul> <p>設備構成の相違(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は蓄電池（非常用）及び後備蓄電池により24時間にわたり直流電力を供給しており、設備の構成は相違しているが、必要な負荷に対し十分供給可能な容量を有した設備を設けている。</li> </ul> <p>記載方針の相違(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流電源復旧後の対応は既に(1)に記載しているため、重複記載はしていない。</li> </ul> <p>設備構成の相違(7)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(3)</p> <p>設備名称の相違(3)</p> <p>記載方針の相違(4)</p> <p>記載方針の相違(4)</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備構成の相違(7)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(7)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備のうち125V 代替蓄電池を使用する。また、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備のうち250V 蓄電池を使用する。</p> <p>常設代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、電路（125V 直流主母線盤及び125V 直流電源切替盤並びに250V 直流主母線盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、250V 蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、125V 代替蓄電池及び250V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・125V 代替蓄電池</li> <li>・250V 蓄電池</li> </ul>			<p>設備構成・対応手順の相違(2)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、電源車、125V 代替充電器、250V 充電器、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路（125V 直流主母線盤及び125V 直流電源切替盤並びに250V 直流主母線盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、250V 蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、125V 代替蓄電池及び250V 蓄電池から電力を供給し、その後、電源車を代替所内電気設備、125V 代替充電器及び250V 充電器を経由し、125V 直流主母線盤 2A-1、125V 直流主母線盤 2B-1 及び250V 直流主母線盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>c. 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用する。</p> <p>これらの設備は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び可搬型タンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、電源車及び可搬式整流器を使用する。</p> <p>これらの設備は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源車は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>	<p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違                      設備名称の相違(9)                      ・女川：可搬型代替直流電源設備→泊：可搬型直流電源設備</p> <p>設備構成の相違(8)                      ・女川は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設備(125V 代替充電器及び250V 充電器)も含めた設備構成としているのに対して、泊は可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器にて対応することとしている。                      ・女川は可搬型代替交流電源設備の電源車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する125V 代替充電器及び250V 充電器を使用するのに対して、泊は専用の可搬型直流電源用発電機と可搬型直流変換器を使用する。</p> <p>設備名称の相違(5)                      設備構成の相違(6)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違                      ・泊は2.14.1.1に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 125V 代替蓄電池</li> <li>・ 250V 蓄電池</li> <li>・ 電源車</li> <li>・ 125V 代替充電器</li> <li>・ 250V 充電器</li> <li>・ 軽油タンク</li> <li>・ ガスタービン発電設備軽油タンク</li> <li>・ タンクローリ</li> </ul>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型直流電源用発電機</li> <li>・ 可搬型直流変換器</li> <li>・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・ 可搬型タンクローリ</li> </ul>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源車</li> <li>・ 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・ 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・ タンクローリ（3号及び4号炉共用）</li> <li>・ 可搬式整流器</li> </ul>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備名称の相違(5)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>(3) 代替所内電気設備による給電に用いる設備</p> <p>a. 代替所内電気設備による交流の給電</p> <p>所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、代替非常用発電機、可搬型代替電源車、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することにより、電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機及び可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、空冷式非常用発電装置を代替所内電気設備変圧器に接続し、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器より電力を供給できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>	<p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は緊急用母線、変圧器等の電路で構成しているのに対して、泊は代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を専用の変圧器、分電盤に接続して電力を供給する対応手段を整理し、燃料補給手段も記載している。</li> <li>・泊は代替所内電気設備変圧器とは別に、代替格納容器スプレイポンプ専用の変圧器を設置し、代替格納容器スプレイポンプへ給電することにより代替炉心注水等を行う。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスタービン発電機接続盤</li> <li>・緊急用高圧母線 2F 系</li> <li>・緊急用高圧母線 2G 系</li> <li>・緊急用動力変圧器 2G 系</li> <li>・緊急用低圧母線 2G 系</li> <li>・緊急用交流電源切替盤 2G 系</li> <li>・緊急用交流電源切替盤 2C 系</li> <li>・緊急用交流電源切替盤 2D 系</li> <li>・非常用高圧母線 2C 系</li> <li>・非常用高圧母線 2D 系</li> </ul>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替非常用発電機</li> <li>・可搬型代替電源車</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li>   <li>・可搬型タンクローリー</li> <li>・代替所内電気設備変圧器</li> <li>・代替所内電気設備分電盤</li> <li>・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</li> </ul>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空冷式非常用発電装置</li>   <li>・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・タンクローリー（3号及び4号炉共用）</li> <li>・代替所内電気設備変圧器</li> <li>・代替所内電気設備分電盤</li> <li>・可搬式整流器</li> </ul>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(4) 燃料補給設備による給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ及びホースを使用する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油タンク</li> <li>・ガスタービン発電設備軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> </ul> <p>本システムの流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(4) 燃料の補給に用いる設備</p> <p>a. 可搬型タンクローリによる燃料補給</p> <p>重大事故等の対応に必要な設備に燃料を補給するための設備として、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び可搬型タンクローリを使用する。</p> <p>可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽より燃料を汲み上げ、代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・可搬型タンクローリ</li> </ul> <p>b. 可搬型タンクローリ及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる燃料補給</p> <p>重大事故等の対応に必要な設備に燃料を補給するための設備として、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを使用する。</p> <p>可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプを介して燃料を汲み上げ、代替非常用発電機、可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> <li>・可搬型タンクローリ</li> </ul>	<p>大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</li> <li>・タンクローリ（3号及び4号炉共用）</li> </ul>	<p>記載表現の相違                  記載方針の相違(3)                  設備名称の相違(5)                  設備構成の相違(10)                  ・女川は57条以外の設備への燃料補給について記載しているのに対して、泊は57条の設備と57条以外の設備への燃料補給について記載している。                  記載方針の相違(5)                  ・女川は流路であるホースも重大事故等対処設備としている。                  記載表現の相違                  設備名称の相違(5)                  設備構成の相違(6)                  設備名称の相違(5)                  記載方針の相違(5)                  記載方針の相違(3)                  記載表現の相違                  設備名称の相違(5)                  設備構成の相違(6)                  設備構成の相違(10)                  記載表現の相違                  設備名称の相違(5)                  設備構成の相違(6)                  設備名称の相違(5)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">&lt;女川の記載箇所と比較(22)&gt;</p> <p>(5)ディーゼル発電機による給電に用いる設備</p> <p>a. ディーゼル発電機による交流の給電</p> <p>交流動力電源を供給するため、非常用電源設備のディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプを使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は重大事故等時に電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、蓄圧タンク出口弁、C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ、格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ、安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁、C、D-原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉格納容器内水素処理装置温度計、格納容器水素イグナイタ、格納容器水素イグナイタ温度計、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、アニユラス空気浄化ファン、可搬型アニユラス水素濃度計測ユニット、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラ、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、可搬型照明（SA）、モニタリングポスト、モニタリングステーション、データ表示端末、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、A、B、C、D-計装用交流分電盤及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプへ電力を供給でき、ディーゼル発電機燃料油貯油槽よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いてディーゼル発電機へ燃料を供給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> </ul> <p>ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸補給弁、余熱除去ポンプ、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁、格納容器再循環ファン、A、D原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器内水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置、アニユラス空気浄化ファン、原子炉格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、可搬型照明（SA）、衛星電話（固定）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、蓄圧タンク出口弁及びA、B、C、D計装用電源は、ディーゼル発電機より電力を供給できる設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は10.1.2.1に記載している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>2.14.1.1 多様性及び独立性、位置的分散                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、他設備からの冷却源を必要としない空冷式のディーゼル駆動とし、原子炉補機冷却海水設備からの冷却水を用いる水冷式のディーゼル発電機に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機に対して、屋外の適切な離隔距離を持った位置に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2)＞</p> <p>代替非常用発電機を使用した代替電源系統は、代替非常用発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> </div>	<p>2.14.1.1 多様性及び独立性、位置的分散                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、空冷式のディーゼル発電機とし、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して、屋外の適切な離隔距離を持った位置に設置することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載方針の相違(3)                      設備名称の相違(3)                      記載表現の相違                      設備設計等の相違(11)                      ・泊の電源系統、設備構成、設置場所等を踏まえた記載としている。                      設備設計の相違(12)                      ・女川のガスタービン発電機は駆動方式を、女川の電源車と泊の代替非常用発電機、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は冷却方式を多様性として記載している。                      設備名称の相違(10)                      ・女川：非常用ディーゼル発電機→泊：ディーゼル発電機</p> <p>炉型の相違(3)                      記載方針の相違(3)                      設備構成の相違(6)                      記載箇所の相違                      ・泊の可搬型タンクローリは燃料補給設備として記載している。                      設備設計等の相違(11)                      炉型の相違(3)                      設備名称の相違(10)                      記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違                      ・泊は2.14.1.1の後段に記載している。                      記載方針の相違(3)                      設備名称の相違(3)                      設備名称の相違(10)                      炉型の相違(3)                      記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違                      ・女川は前述の適合方針のまとめを記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリは、屋外のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>可搬型代替電源車は、他設備からの冷却源を必要としない空冷式のディーゼル駆動とし、原子炉補機冷却海水設備からの冷却水を用いる水冷式のディーゼル発電機に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機に対して、100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、屋外の代替非常用発電機に対して、少なくとも1台は100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(3)＞</p> <p>可搬型代替電源車を使用した代替電源系統は、可搬型代替電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> </div> <p>可搬型代替電源車の接続箇所は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもってそれぞれに設置する設計とする。</p>	<p>電源車は、空冷式のディーゼル発電機とし、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して、原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源車は、空冷式のディーゼル発電機とし、少なくとも1台は屋外の空冷式非常用発電装置から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、空冷式非常用発電装置に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源車の接続箇所は、原子炉周辺建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する設計とする。</p>	<p>記載方針の相違(3)              設備名称の相違(6)(10)              記載表現の相違              設備設計の相違(12)              炉型の相違(3)</p> <p>設備設計の相違(12)</p> <p>記載方針の相違(3)              設備構成の相違(6)              設備設計等の相違(11)              炉型の相違(3)              設備名称の相違(10)              記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違(3)              設備名称の相違(6)(3)              設備構成の相違(6)              設備設計等の相違(11)              記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違              ・泊は2.14.1.1の後段に記載している。</p> <p>記載方針の相違(3)              設備名称の相違(6)              設備名称の相違(10)              炉型の相違(3)              記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違              ・女川は前述の適合方針のまとめに記載している。</p> <p>記載方針の相違(3)              設備名称の相違(6)              設備設計等の相違(11)              記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、ディーゼル発電機建屋のディーゼル発電機に対して異なる原子炉補助建屋に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、駆動源を必要としない蓄電式の電源とすることで、ディーゼル駆動を必要とするディーゼル発電機に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;内容比較のため再掲(4)&gt;</b></p> <p>後備蓄電池並びに可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した直流電源設備は、後備蓄電池、可搬型直流電源用発電機それぞれから直流コントロールセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p>	<p>号機間電力融通恒設ケーブルは、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、制御建屋内の号機間電力融通恒設ケーブルと異なる区画に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載方針の相違(3)                  設備設計等の相違(11)                  炉型の相違(3)                  設備名称の相違(10)                  記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(13)                  ・泊の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池はSA設備として使用するためディーゼル発電機に対する多様性の適合方針を記載している。</p> <p>記載箇所の相違                  ・泊は2.14.1.1の後段に記載している。                  （可搬型直流電源設備は後段で比較）</p> <p>記載方針の相違(3)                  設備名称の相違(11)                  設備構成の相違(7)                  設備構成の相違(14)                  ・女川の所内常設蓄電式直流線源設備は非常用ディーゼル発電機の交流から直流に変換する電源系統との多様性を記載しているのに対して、泊の後備蓄電池は蓄電池（非常用）を使用した電源系統との多様性を記載している。</p> <p>記載方針の相違                  ・女川は前述の適合方針のまとめを記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源設備と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V 蓄電池から250V 直流主母線盤までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V 蓄電池2A、125V 蓄電池2B及び125V 蓄電池2Hから125V 直流主母線盤2A、125V 直流主母線盤2B及び125V 直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び回路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、125V 代替充電器及び250V 充電器により交流を直流に変換できることで、125V 蓄電池2A、125V 蓄電池2B及び125V 蓄電池2Hを用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替充電器及び250V 充電器は、制御建屋内の125V 蓄電池2A、125V 蓄電池2B、125V 充電器2A及び125V 充電器2B並びに原子炉建屋付属棟内の125V 蓄電池2H及び125V 充電器2Hと異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、空冷式のディーゼル駆動とし、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した可搬型直流電源設備は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池に対して、可搬型直流電源用発電機は原子炉補助建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管し、可搬型直流変換器は原子炉補助建屋内の異なる区画に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>電源車及び可搬式整流器を使用した可搬型直流電源設備は、空冷式のディーゼル発電機を使用し、制御建屋内の蓄電池（安全防護系用）に対して、電源車は原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管し、可搬式整流器は制御建屋内の異なる区画に分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備構成・対応手順の相違(2)</p> <p>記載方針の相違(3)                  記載表現の相違                  設備設計の相違(12)                  炉型の相違(3)                  設備構成の相違(15)                  ・女川の可搬型代替直流電源設備は非常用ディーゼル発電機及び非常用直流電源設備との多様性として冷却方式と直流への変換方式を記載しているのに対して、泊の可搬型直流電源設備は蓄電池（非常用）及び後備蓄電池との多様性として冷却方式を記載している。                  設備構成の相違(8)                  設備名称の相違(8)</p> <p>記載方針の相違(3)                  設備構成の相違(8)                  設備設計等の相違(11)                  炉型の相違(3)                  設備名称の相違(8)                  記載表現の相違                  設備構成の相違(6)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池及び電源車から125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 までの系統並びに250V 蓄電池及び電源車から250V 直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び125V 蓄電池 2H から125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2B 及び125V 直流主母線盤 2H までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線 2F 系は、緊急用電気品建屋（地下階）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系、緊急用動力変圧器 2G 系、緊急用低圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系及び緊急用交流電源切替盤 2D 系は、非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;内容比較のため再掲(4)&gt;</b></p> <p>後備蓄電池並びに可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した直流電源設備は、後備蓄電池、可搬型直流電源用発電機それぞれから直流コントロールセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の接続箇所は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもってそれぞれに設置する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を使用した代替所内電気設備は、原子炉補助建屋内の所内電気設備である2系統の非常用母線と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、電源を代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とすることで、ディーゼル発電機を電源とする系統に対し、多様性を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;内容比較のため再掲(5)&gt;</b></p> <p>代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して独立した設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用した代替所内電気設備は、電源を空冷式非常用発電装置とし、制御建屋内の所内電気設備である2系統の非常用母線と異なる区画に設置することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違              ・泊は 2.14.1.1 の後段に記載している。              （後備蓄電池は前段で比較）</p> <p>記載方針の相違(3)              設備構成の相違(8)              設備名称の相違(8)              記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違              ・女川は前述の適合方針のまとめを記載している。</p> <p>記載方針の相違(3)              設備構成の相違(8)              記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違(3)              設備構成の相違(9)              設備設計等の相違(11)              記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>記載箇所の相違              ・泊は 2.14.1.1 の後段に記載している。              設備構成の相違(9)              記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違              ・女川は前述の適合方針のまとめを記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機に対して位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>タンクローリは、原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載方針の相違(3)                  設備設計等の相違(11)                  炉型の相違(3)                  設備設計等の相違(16)                  ・女川のタンクローリは非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプとの適合方針を記載しているのに対して、泊の可搬型タンクローリはディーゼル発電機との適合方針を記載している。                  設備構成の相違(6)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;"><b>&lt;女川の記載箇所と比較(2)&gt;</b></p> <p>代替非常用発電機を使用した代替電源系統は、代替非常用発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;女川の記載箇所と比較(3)&gt;</b></p> <p>可搬型代替電源車を使用した代替電源系統は、可搬型代替電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;女川の記載箇所と比較(4)&gt;</b></p> <p>後備蓄電池並びに可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した直流電源設備は、後備蓄電池、可搬型直流電源用発電機それぞれから直流コントロールセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;女川の記載箇所と比較(5)&gt;</b></p> <p>代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して独立した設計とする。</p>	<p>空冷式非常用発電装置を使用した代替電源系統は、空冷式非常用発電装置から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>電源車を使用した代替電源系統は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>電源車及び可搬式整流器を使用した可搬型直流電源設備は、電源車から直流き電盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（安全防護系用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して独立した設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違                  ・女川は10.2.2.1の「常設代替交流電源設備」に記載している。</p> <p>記載箇所の相違                  ・女川は10.2.2.1の「可搬型代替交流電源設備」に記載している。</p> <p>記載箇所の相違                  ・女川は10.2.2.1の「所内常設蓄電式直流電源設備」及び「可搬型代替直流電源設備」に記載している。</p> <p>記載箇所の相違                  ・女川は10.2.2.1の「代替所内電気設備」に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2.2.2 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.14.1.2 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>&lt;女川の記載箇所と比較(6)&amp;内容比較(6)-1/3&gt;                      代替非常用発電機、後備蓄電池、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要な設備の燃料を補給するために使用するディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(7)-1/4&gt;                      代替非常用発電機、可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、固縛等によって固定をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(7)-2/4&gt;                      代替非常用発電機、可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、固縛等によって固定をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>&lt;女川の記載箇所と比較(9)&gt;                      蓄電池（非常用）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.14.1.2 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、通常時の系統構成を変えずに重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      ・女川はSA設備ごとに記載しているのに対して、泊はの手段ごとに設備をまとめて記載している。（代替非常用発電機以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>記載方針の相違(3)                      設備名称の相違(3)                      設備構成の相違(6)                      記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違(3)                      設備構成の相違(6)                      設備名称の相違(5)                      記載表現の相違</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      （代替非常用発電機以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>設備名称の相違(3)                      記載表現の相違</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      （可搬型タンクローリ以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>設備名称の相違(5)                      記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川は次頁に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>&lt;女川の記載箇所と比較(8) &amp; 内容比較(8)-1/3&gt;</b>                  可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>電源車、号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                  (可搬型代替電源車以外は別途女川記載箇所と比較)                  設備名称の相違(6)                  記載表現の相違                  記載箇所の相違                  ・女川のタンクローリは常設代替交流電源設備と比較している。</p>
<p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			<p>記載箇所の相違                  ・女川の軽油タンクは常設代替交流電源設備と比較している。                  設備構成の相違(6)</p>
<p>電源車及びタンクローリは輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>&lt;女川の記載箇所と比較(7) &amp; 内容比較(7)-3/4&gt;</b>                  代替非常用発電機、可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、固縛等によって固定を行うことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備であるタンクローリ、電源車及び可搬式整流器を設置する時は、車輪止めや固縛等によって固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                  (可搬型代替電源車以外は別途女川記載箇所と比較)                  設備名称の相違(6)                  記載箇所の相違                  ・女川のタンクローリは常設代替交流電源設備と比較している。                  記載表現の相違</p>
<p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2Bは、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(9)&gt;</b>                  蓄電池(非常用)は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>記載箇所の相違                  ・泊は前頁に記載している。                  記載方針の相違(3)                  設備名称の相違(8)</p>
<p>常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、通常時は非常用直流電源設備と隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(6)-2/3&gt;</b>                  代替非常用発電機、後備蓄電池、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                  (後備蓄電池以外は別途女川記載箇所と比較)                  設備構成の相違(7)</p>
<p>常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、通常時は常用直流電源設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			<p>設備構成・対応手順の相違(2)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池及び125V代替充電器は、通常時は非常用直流電源設備と隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池及び250V充電器は、通常時は常用直流電源設備として使用する場合同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリは輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>&lt;内容比較のため再掲(8)-2/3&gt;</p> <p>可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(8)-3/3&gt;</p> <p>可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(7)-4/4&gt;</p> <p>代替非常用発電機、可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、固縛等によって固定を行うことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      (可搬型直流変換機以外は別途女川記載箇所と比較)                      設備構成の相違(8)                      記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      (可搬型代替電源車以外は別途女川記載箇所と比較)                      設備構成の相違(8)                      記載箇所の相違                      ・女川のタンクローリは常設代替交流電源設備と比較している。                      記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川の軽油タンクは常設代替交流電源設備と比較している。                      設備構成の相違(6)</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      (可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器以外は別途女川記載箇所と比較)                      設備構成の相違(8)                      記載箇所の相違                      ・女川のタンクローリは常設代替交流電源設備と比較している。                      記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(6)-3/3&gt;</p> <p>代替非常用発電機、後備蓄電池、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;女川の記載箇所と比較(23)&gt;</p> <p>交流動力電源を供給するために使用するディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      (代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤以外は別途女川記載箇所と比較)</p> <p>設備構成の相違(9)                      記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川のタンクローリは常設代替交流電源設備と比較している。</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川のタンクローリは常設代替交流電源設備と比較している。</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川のタンクローリは常設代替交流電源設備と比較している。</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川は10.2.2.1の「代替所内電気設備」に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p>2.14.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）からの号機間電力融通は、号機間電力融通ケーブルを手動で3号炉及び4号炉の非常用高圧母線へ接続し、遮断器を投入することにより、重大事故等の対応に必要な電力を供給可能となり、安全性の向上を図ることができることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう重大事故等発生時以外、号機間電力融通恒設ケーブルを非常用高圧母線の遮断器から切り離し、遮断器を開放することにより、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）と分離が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等時にタンクローリーを用いた燃料補給を行う場合の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、補給作業時間の短縮を図り作業員の安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。3号炉及び4号炉の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を補給可能な容量を、軽油タンクよりタンクローリを用いて補給する容量を考慮して有する設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、ガスタービン発電機の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。</p>	<p>2.14.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、常設代替電源として、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シール LOCA が発生する事故」の対処のために必要な負荷容量に対して十分であることを確認した発電機容量を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;女川の記載箇所と比較(10)&gt;</b></p> <p>重大事故等の対応に必要な設備の燃料を補給するために使用するディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設計基準事故対処設備の燃料貯蔵機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のタンク容量が、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備のタンク容量と同仕様の設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要な設備の燃料を補給するために使用するディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合のポンプ流量が、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリへ燃料を移送するためのポンプ流量に対し十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備のポンプ流量と同仕様の設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;女川の記載箇所と比較(11)&gt;</b></p> <p>可搬型タンクローリは、代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車の連続運転に必要な燃料を補給できるタンク容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>2.14.2 容量等 基本方針については「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」の対処のために必要な負荷容量に対して十分であることを確認した発電機容量を有する設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p> <p>タンクローリは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを3号炉及び4号炉共用で2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉共用で2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台の合計3台（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>設備名称の相違(3) 記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載箇所の相違 ・女川は後段に記載している。</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載箇所の相違 ・女川は後段に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>なお、バックアップ用の1台は、緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備としても使用する。</p> <p>125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bは、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型代替電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜女川の記載箇所と比較(24)＞</p> <p>交流動力電源の供給に使用するディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故対処設備の電源供給機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、組み合わせて使用することで、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり電力を供給できる容量に対して十分な蓄電容量を有する設計とする。</p>	<p>電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉の非常用高圧母線を接続できる十分な長さのケーブルを有する設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉の非常用高圧母線間を接続できる十分な長さのケーブルを有する設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉共用で1組、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1組の合計2組（3号及び4号炉共用）を分散して保有する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、重大事故等の収束に必要な容量が設計基準事故対処設備の容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電容量を有する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違(6)                  記載表現の相違                  設備保有台数の相違</p> <p>設備設計等の相違                  ・女川は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車のバックアップとしても使用するが、泊は緊急時対策所用の発電機を別途設けている。</p> <p>記載箇所の相違                  ・女川は10.1.2.1.2.2に記載している。</p> <p>設備構成の相違(7)                  設備名称の相違(8)                  記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>125V 代替蓄電池は、想定される重大事故等時において、8 時間後に不要な負荷の切離しを行い、24 時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>250V 蓄電池は、想定される重大事故等時において、1 時間後に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わず、24 時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>			<p>設備構成・対応手順の相違(2)</p>
<p>125V 代替充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源設備を構成する可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、それぞれ1 台で重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の保有数は、2セット2 台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2 台を加えた合計4 台を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の保有数は1セット1 台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2 台を加えた合計3 台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源設備を構成する電源車及び可搬式整流器は、重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>電源車は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。</p> <p>可搬式整流器は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1個使用する。</p> <p>可搬式整流器の保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計3個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>設備構成の相違(8)</p>
<p>250V 充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>			<p>設備構成の相違(8)</p>
<p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線 2F 系、緊急用高圧母線 2G 系、緊急用動力変圧器 2G 系及び緊急用低圧母線 2G 系は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備である代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備である代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>設備構成の相違(9) 記載表現の相違</p>
	<p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、重大事故等の対応に必要な代替格納容器スプレイポンプに電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>		<p>設備構成の相違(9)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>軽油タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(10)&gt;</b>                      重大事故等の対応に必要な設備の燃料を補給するために使用するディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設計基準事故対処設備の燃料貯蔵機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のタンク容量が、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備のタンク容量と同仕様の設計とする。</p>		<p>記載箇所の相違                      ・女川は前段に記載している。                      設備名称の相違(5)                      記載表現の相違</p>
<p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(11)&gt;</b>                      可搬型タンクローリは、代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車の連続運転に必要な燃料を補給できるタンク容量を有するものを1セット2台使用する。</p>		<p>記載箇所の相違                      ・女川は前段に記載している。                      設備名称の相違(5)                      記載表現の相違</p>
<p>保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>	<p>保有数は、1セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。</p>		<p>設備保有台数の相違                      記載表現の相違</p>
	<p><b>&lt;女川の記載箇所と比較(11)&gt;</b>                      設備仕様については、第10.2.1表及び第10.2.2表に示す。</p>	<p>設備仕様については、表2.14-1,2に示す。</p>	<p>記載箇所の相違                      ・女川は10.2.3に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機起動後に自動起動し、想定される重大事故等時において、設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>2.14.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">&lt;女川の記載箇所と比較(25)&gt; ディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時におけるディーゼル発電機建屋内の環境条件を考慮した設計とする。 ディーゼル発電機の操作は中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">&lt;女川の記載箇所と比較(12) &amp; 内容比較(12)-1/2&gt; 代替非常用発電機及びディーゼル発電機燃料油貯油槽は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の操作は中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">&lt;女川の記載箇所と比較(15)&gt; ディーゼル発電機燃料油貯油槽の操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">&lt;女川の記載箇所と比較(13) &amp; 内容比較(13)-1/2&gt; 可搬型タンクローリー、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>2.14.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室及び設置場所から可能な設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー及び電源車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時における制御建屋、原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違 ・女川は10.1.2.1.2.3に記載している。</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6) (代替非常用発電機以外は別途女川記載箇所と比較)</p> <p>設備名称の相違(3)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載箇所の相違 ・女川は後段で記載している。</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6) (可搬型代替電源車以外は別途女川記載箇所と比較)</p> <p>設備名称の相違(6)</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B, 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V 代替充電器及び 250V 充電器は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線 2F 系は、緊急用電気品建屋（地下階）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系は、ガスタービン発電機起動後に自動投入し、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系, 緊急用動力変圧器 2G 系, 緊急用低圧母線 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>&lt;女川の記載箇所と比較(14) &amp; 内容比較(14)-1/2&gt;</p> <p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>負荷切り離し操作の内、8時間以内に実施するものについては、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所での可能な設計とする。</p> <p>後備蓄電池の操作は、中央制御室から可能な設計とする。代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤の操作は設置場所での可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所での可能な設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(14)-2/2&gt;</p> <p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室及び設置場所での可能な設計とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。負荷切り離し操作の内、8時間以内に実施するものについては、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                  （蓄電池（非常用）及び後備蓄電池以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>設備構成の相違(7)                  設備設計等の相違(11)                  設備設計等の相違(17)                  ・泊は中央制御室及び安全系計装盤室にて不要な負荷の切り離し操作を行うため記載している。</p> <p>設備構成の相違(7)</p> <p>設備構成の相違(8)                  設備設計等の相違(11)                  記載表現の相違</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                  （代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>設備構成の相違(9)                  記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(9)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(12)-2/2&gt;</p> <p>代替非常用発電機及びディーゼル発電機燃料油貯油槽は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      (ディーゼル発電機燃料油貯油槽以外は別途女川記載箇所と比較)</p>
<p>軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(15)&gt;</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽の操作は設置場所で可能な設計とする。</p>		<p>記載箇所の相違                      ・泊は前段で記載している。</p>
<p>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(13)-2/2&gt;</p> <p>可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>記載表現の相違</p>
<p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>記載表現の相違</p>
<p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      (可搬型タンクローリ以外は別途女川記載箇所と比較)</p>
<p>タンクローリの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>可搬型タンクローリ、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>設備名称の相違(5)                      記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2.2.5 操作性の確保                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、中央制御室の操作スイッチ等からの操作も可能な設計とする。系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.14.4 操作性及び試験・検査性について                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保                      代替非常用発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統構成から遮断器操作にて速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所での操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; color: blue;">&lt;女川の記載箇所と比較(18)&gt;</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた重大事故等の対応に必要な設備の燃料を補給する系統は、通常時の系統構成から弁操作等によって速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とするとともに、簡便な接続規格により汲み上げ用ホースを接続できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽に保管する燃料は、可搬型タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p> </div>	<p>2.14.4 操作性及び試験・検査性について                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保                      空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに保管する燃料は、タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>記載方針の相違(1)                      記載方針の相違(3)                      記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(3)                      設備設計等の相違(4)                      記載表現の相違                      記載方針の相違(3)</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川は後段に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。                      系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>電源車を接続する接続箇所については、コネクタ接続とし、ケーブルを確実に接続できる設計とするとともに、確実な接続ができるよう足場を設ける設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の250V系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p>	<p>&lt;女川の記載箇所と比較(16)&amp;内容比較(16)-1/2&gt;</p> <p>可搬型代替電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。また、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続でき重大事故等が発生した場合でも、遮断器等により通常系統との切替が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(17)-1/2&gt;</p> <p>可搬型代替電源車、可搬型タンクローリー及び可搬型直流電源用発電機は、屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(16)-2/2&gt;</p> <p>可搬型代替電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続でき重大事故等が発生した場合でも、遮断器等により通常系統との切替が可能な設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>後備蓄電池は、中央制御室での操作により、蓄電池（非常用）からの切替が可能な設計とする。</p>	<p>電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。また、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、簡便な接続規格による接続とし、確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の圧縮端子接続を行う設計とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）の負荷切り離し操作の内8時間以内に実施する操作については、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>記載方針・記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は電源車を操作性の手段別に分けて記載している。(固定・接続は後段の女川記載箇所と比較)</li> </ul> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(6)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)</p> <p>(可搬型代替電源車以外は別途女川記載箇所と比較)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針・記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は電源車を操作性の手段別に分けて記載している。(切替は前段の女川記載箇所と比較)</li> </ul> <p>設備名称の相違(6)</p> <p>設備設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はコネクタ接続としているのに対して、泊は一般的な工具を用いるボルト・ネジ接続としている。</li> </ul> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備構成・対応手順の相違(2)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(7)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>常設代替直流電源設備の125V系統及び可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線2F系は、ガスタービン発電機起動後に自動投入し、中央制御室の操作スイッチ等による操作も可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>屋外に保管する可搬型直流電源用発電機は、車両により運搬、移動できる設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。また、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に保管する可搬型直流変換器は、接続箇所まで運搬、移動できる設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。また、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を用いる可搬型直流電源設備は、直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作することで、後備蓄電池からの切替が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;">&lt;女川の記載箇所と比較(26)&gt;</p> <p>ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプを使用した交流動力電源の供給を行う系統は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>制御建屋内に保管している可搬式整流器は、接続箇所まで運搬、移動できる設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。また、簡便な接続規格による接続とし、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の端子接続を行う設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>設備構成・対応手順の相違(2)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>記載箇所の相違                      ・女川は10.1.2.1.2.4に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>燃料補給設備は、想定される重大事故等において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、系統構成に必要な弁を、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通りしてアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリを接続する接続口については、専用の接続方式とし、接続治具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(18)&gt;</b></p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを用いた重大事故等の対応に必要な設備の燃料を補給する系統は、通常時の系統構成から弁操作等によって速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とするとともに、簡便な接続規格により汲み上げ用ホースを接続できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽に保管する燃料は、可搬型タンクローリにて確実に移送できる設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、屋内のアクセスルートを通りしてアクセスできる設計とする。</p> <p><b>&lt;女川の記載箇所と比較(17) &amp; 内容比較(17)-2/2&gt;</b></p> <p>可搬型代替電源車、可搬型タンクローリ及び可搬型直流電源用発電機は、屋外のアクセスルートを通りしてアクセスできる設計とする。</p>		<p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      (可搬型代替電源車は別途女川記載箇所                      で比較)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違                      ・泊は2.14.1.2に記載している。</p> <p>設備設計の相違(6)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2.3 主要設備及び仕様                      代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p>	<p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px; display: inline-block;">&lt;女川の記載箇所で比較(11)&gt;</p> <p>設備仕様については、第10.2.1表及び第10.2.2表に示す。</p>		<p>記載方針の相違(1)                      記載箇所の相違                      ・泊は2.14.2に記載している。                      記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.2.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B, 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B, 125V 代替充電器及び250V 充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>&lt;女川の記載箇所と比較(19) &amp; 内容比較(19)-1/3&gt;                      常設代替電源設備にて使用する系統（代替非常用発電機）、可搬型代替電源設備にて使用する系統（可搬型代替電源車）、可搬型直流電源設備にて使用する系統（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>&lt;女川の記載箇所と比較(19) &amp; 内容比較(19)-2/3&gt;                      常設代替電源設備にて使用する系統（代替非常用発電機）、可搬型代替電源設備にて使用する系統（可搬型代替電源車）、可搬型直流電源設備にて使用する系統（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>&lt;女川の記載箇所と比較(19) &amp; 内容比較(19)-3/3&gt;                      常設代替電源設備にて使用する系統（代替非常用発電機）、可搬型代替電源設備にて使用する系統（可搬型代替電源車）、可搬型直流電源設備にて使用する系統（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、分解点検が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(20)&gt;                      所内常設蓄電式直流電源設備にて使用する蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、電圧及び比重測定による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>常設代替電源設備にて使用する系統（空冷式非常用発電装置）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源設備にて使用する系統（電源車）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、分解点検が可能な設計とする。さらに、電源車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>記載方針の相違(1)</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      （代替非常用発電機以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備名称の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      （可搬型代替電源車以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備名称の相違(6)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(6)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針・記載箇所の相違(6)                      （可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器以外は別途女川記載箇所と比較）</p> <p>設備構成の相違(8)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違                      ・泊は次頁に記載している。</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備名称の相違(8)</p> <p>設備構成の相違(7)</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線 2F 系、緊急用高圧母線 2G 系、緊急用動力変圧器 2G 系、緊急用低圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;内容比較のため再掲(21)&gt;</b></p> <p>代替所内電気設備に使用する代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、絶縁抵抗測定による機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要な設備の燃料を補給するために使用する系統（ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリ）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び可搬型タンクローリは、油量及び漏えいの有無の確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、車両として運転状態の確認が可能な設計とするとともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;女川の記載箇所と比較(20)&gt;</b></p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備にて使用する蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、電圧及び比重測定による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>電源設備に燃料を供給する燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリは、油量、漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。さらに、タンクローリは、車両として、運転状態の確認が可能な設計とし、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>号機間電力融通にて使用する系統（号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及びディーゼル発電機）は、機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル及び号機間電力融通予備ケーブルは、機能・性能確認できるように絶縁抵抗測定が可能な設計とする。ディーゼル発電機は、分解点検が可能な設計とし、系統負荷により性能確認が可能な系統設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備である蓄電池（安全防護系用）は、機能・性能確認が可能なように電圧、比重測定が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備にて使用する系統（電源車及び可搬式整流器）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な系統設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は次頁に記載している。</li> </ul> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備構成の相違(9)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違(11)</p> <p>設備構成の相違(6)</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は前頁に記載している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">&lt;女川の記載箇所と比較(21)&gt;</p> <p>代替所内電気設備に使用する代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、絶縁抵抗測定による機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;女川の記載箇所と比較(27)&gt;</p> <p>ディーゼル発電機は、分解点検が可能な設計とし、系統負荷により機能・性能確認が可能な系統設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備に使用する代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、機能・性能確認が可能なように、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は前頁に記載している。</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は10.1.2.1.4に記載している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. ガスタービン発電機</p> <p>ガスタービン</p> <p>台数 2</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>出力 約3,600kW（1台あたり）</p> <p>発電機</p> <p>台数 2</p> <p>種類 三相同期発電機</p> <p>容量 約4,500kVA（1台あたり）</p> <p>力率 0.80（遅れ）</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>基数 3</p> <p>容量 約110kL（1基あたり）</p> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約3.0m<sup>3</sup>/h（1台あたり）</p> <p>全圧力 約0.5MPa[gage]</p> <p>d. 軽油タンク</p> <p>第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. タンクローリ</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>容量 約4.0kL（1台あたり）</p>		<p>表2.14-1 電源設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置</p> <p>種類 空冷式ディーゼル発電機</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約1,825kVA（1台あたり）</p> <p>電圧 6,600V</p> <p>(2) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> <li>・代替電源設備</li> </ul> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 4</p> <p>容量 約165m<sup>3</sup>（1基あたり）</p> <p>使用燃料 A重油</p> <p>(3) 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> <li>・代替電源設備</li> </ul> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 4</p> <p>容量 約200m<sup>3</sup>（1基あたり）</p> <p>使用燃料 A重油</p> <p>(4) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号及び4号炉共用）</p> <p>組数 1</p> <p>電圧 6,600V</p> <p>(5) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> <li>・代替電源設備</li> </ul> <p>エンジン</p> <p>台数 4</p> <p>出力 約7,100kW（1台あたり）</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>使用燃料 A重油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4</p> <p>型式 横置回転界磁3相同期発電機</p> <p>容量 約8,875kVA（1台あたり）</p> <p>力率 0.8（遅れ）</p> <p>電圧 6,900V</p> <p>周波数 60Hz</p>	<p>設備設計等の相違</p> <p>記載方針の相違(1)</p>



第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(2) 可搬型代替交流電源設備</p> <p>a. 電源車</p> <p>エンジン</p> <p>台数 4 (予備1*)</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4 (予備1*)</p> <p>種類 三相同期発電機</p> <p>容量 約400kVA (1台当たり)</p> <p>力率 0.85 (遅れ)</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>* 可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車 (緊急時対策所用) として使用する。</p> <p>b. 軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>d. タンクローリ</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリ」に記載する。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A</p> <p>第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 125V 蓄電池 2B</p> <p>第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 125V 充電器 2A</p> <p>第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 125V 充電器 2B</p> <p>第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p>		<p>(6) 蓄電池 (安全防護系用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> <li>・代替電源設備</li> </ul> <p>型式 鉛蓄電池</p> <p>組数 2</p> <p>容量 約2,400A・h (1組当たり)</p> <p>電圧 129V (浮動充電時)</p> <p>(7) 代替所内電気設備変圧器</p> <p>個数 1</p> <p>容量 約500kVA</p> <p>電圧 6,600V/460V</p> <p>(8) 代替所内電気設備分電盤</p> <p>個数 1</p> <p>電圧 440V</p>	<p>設備設計等の相違</p> <p>記載方針の相違(1)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>組数 1 電圧 125V 容量 約2,000Ah</p> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>組数 1 電圧 250V 容量 約6,000Ah</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) a. 125V 代替蓄電池」に記載する。</p> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) b. 250V 蓄電池」に記載する。</p> <p>c. 電源車</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」に記載する。</p> <p>d. 125V 代替充電器</p> <p>個数 1 直流出力電圧 133.8V 直流出力電流 約700A</p> <p>e. 250V 充電器</p> <p>個数 1 直流出力電圧 258.7V 直流出力電流 約400A</p> <p>f. 軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p> <p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>h. タンクローリ</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリ」に記載する。</p>		<p>表 2.14-2 電源設備（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) タンクローリ（3号及び4号炉共用）</p> <p>台数 2（予備1） 容量 3m<sup>3</sup>以上（1台当たり）</p> <p>(2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号及び4号炉共用）</p> <p>組数 1（予備1） 電圧 6,600V</p> <p>(3) 電源車</p> <p>型式 空冷式ディーゼル発電機 台数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約610kVA（1台当たり） 電圧 6,600V</p> <p>(4) 可搬式整流器</p> <p>整流器</p> <p>個数 1（3号及び4号炉共用の予備1） 最大出力 約15kVA 出力電圧 0～150V 出力電流 0～100A</p> <p>降圧変圧器</p> <p>個数 1（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約30kVA 電圧 440V/210V 周波数 60Hz</p>	<p>設備設計等の相違 記載方針の相違(1)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

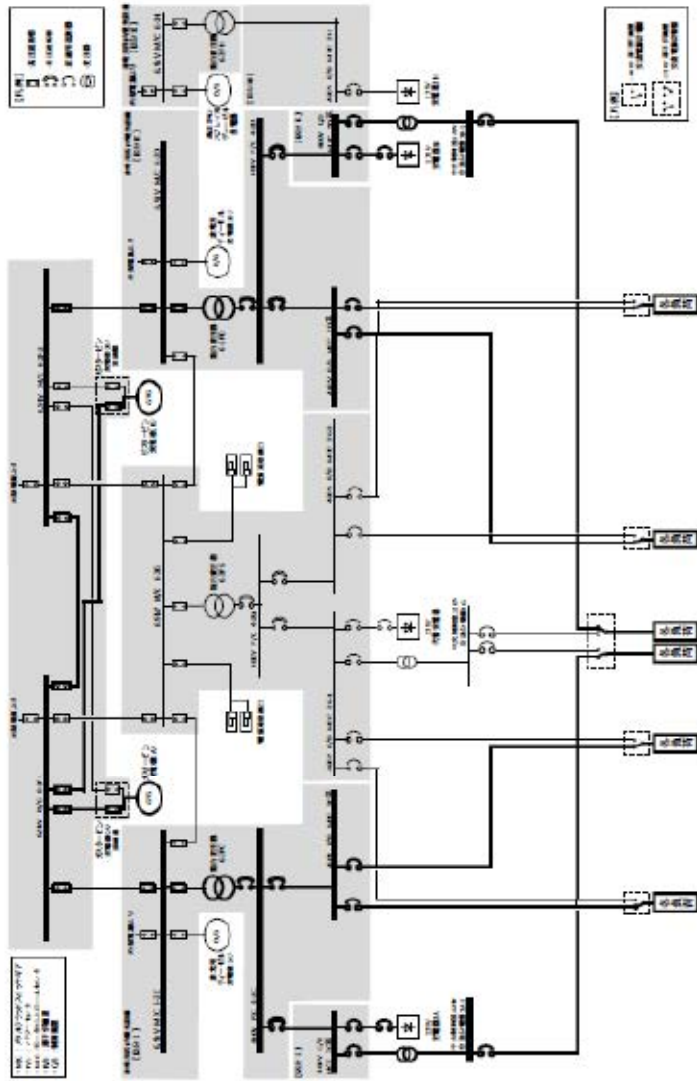
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(6) 代替所内電気設備</p> <p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>個数 2                      定格電圧 7.2kV</p> <p>b. 緊急用高圧母線</p> <p>個数 3                      定格電圧 7.2kV</p> <p>c. 緊急用動力変圧器</p> <p>個数 1                      容量 約750kVA                      定格電圧 6.75kV/460V</p> <p>d. 緊急用低圧母線</p> <p>個数 3                      定格電圧 600V</p> <p>e. 緊急用交流電源切替盤</p> <p>個数 3                      定格電圧 600V</p> <p>f. 非常用高圧母線</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(7) 燃料補給設備</p> <p>a. 軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>c. タンクローリ</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリ」に記載する。</p>			<p>設備設計等の相違</p> <p>記載方針の相違(1)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

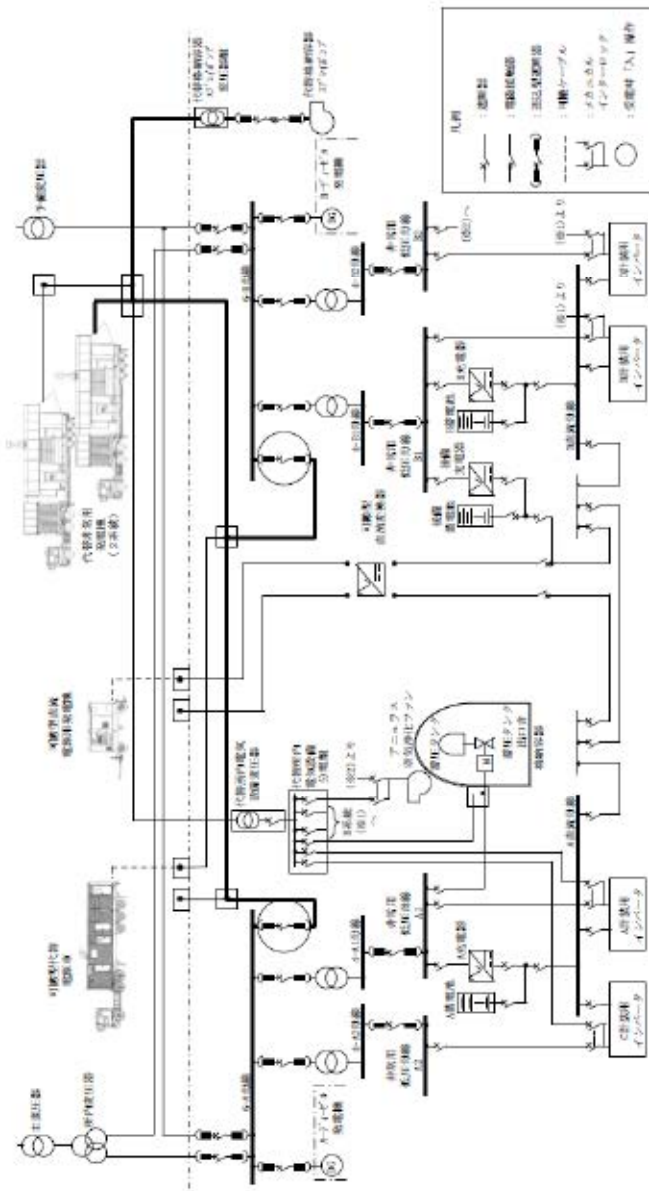
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉



第10.2-1図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）  
 （ガスタービン発電機から非常用所内電気設備を經由して給電）

泊発電所3号炉



第10.2.1図 電源設備 概路系統図(1)  
 (代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電)

大飯発電所3/4号炉

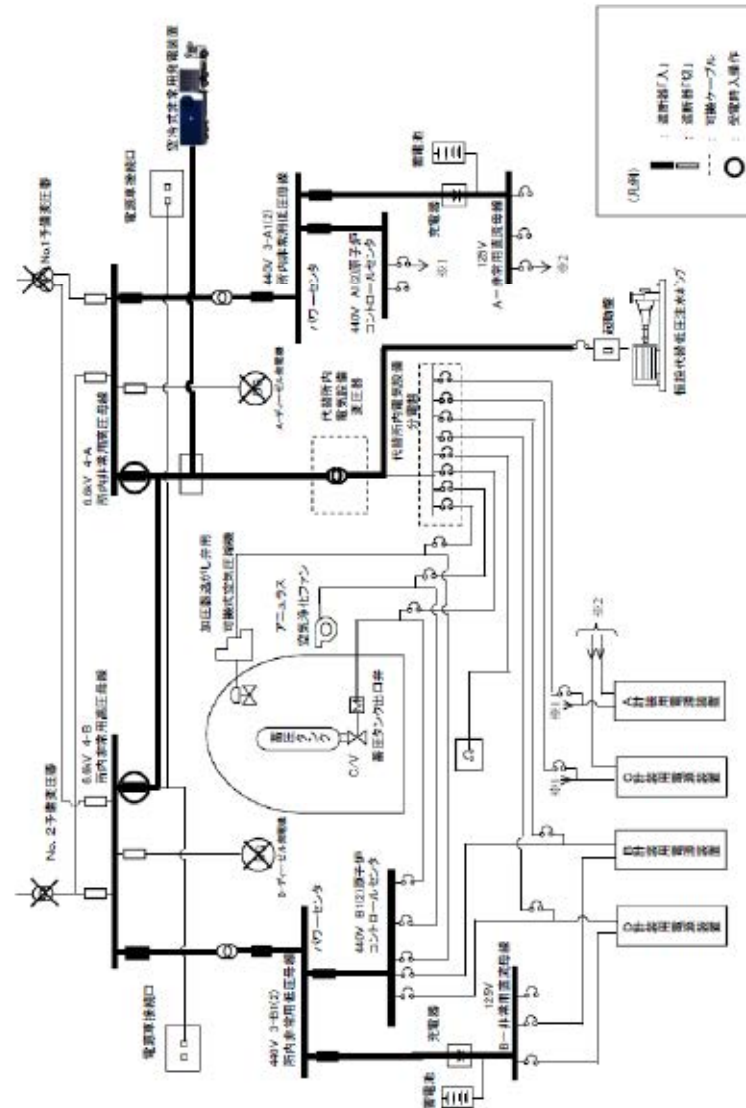


図 2.14-1 電源系統概要図(1)

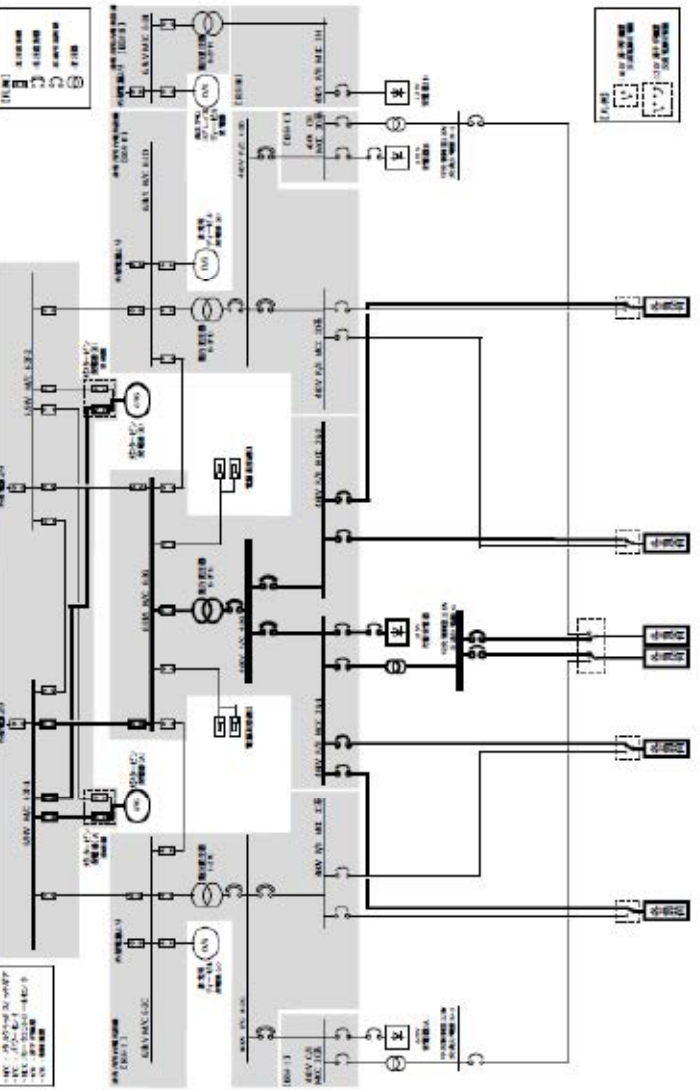
差異理由

設備設計等の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

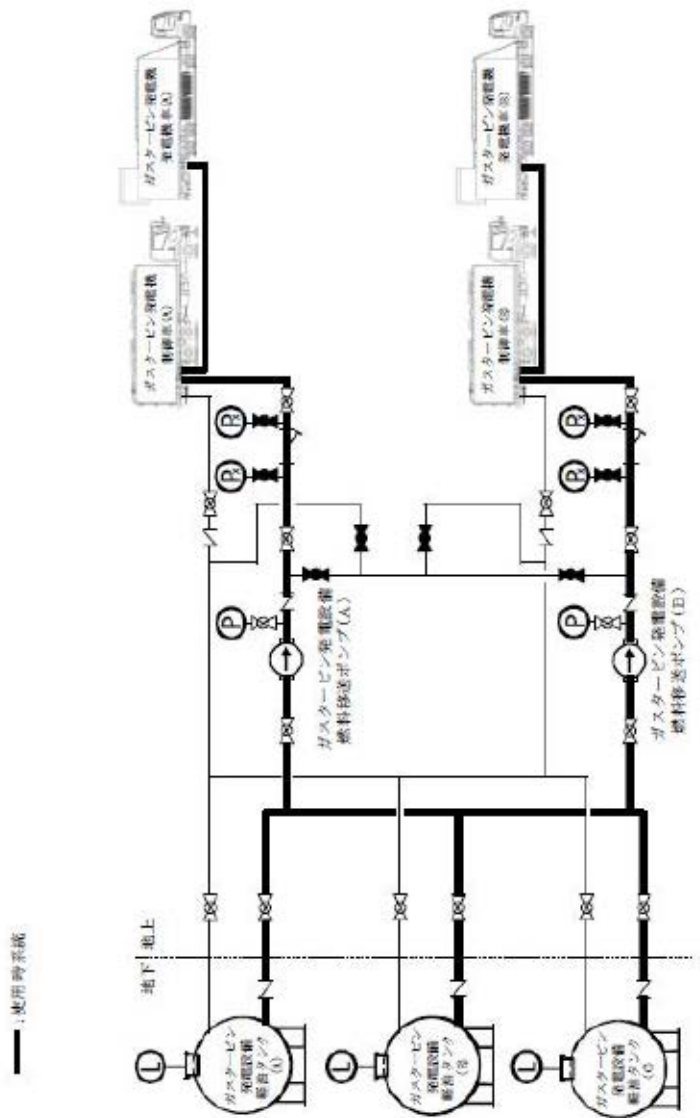
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-2図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）              （ガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して給電）</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

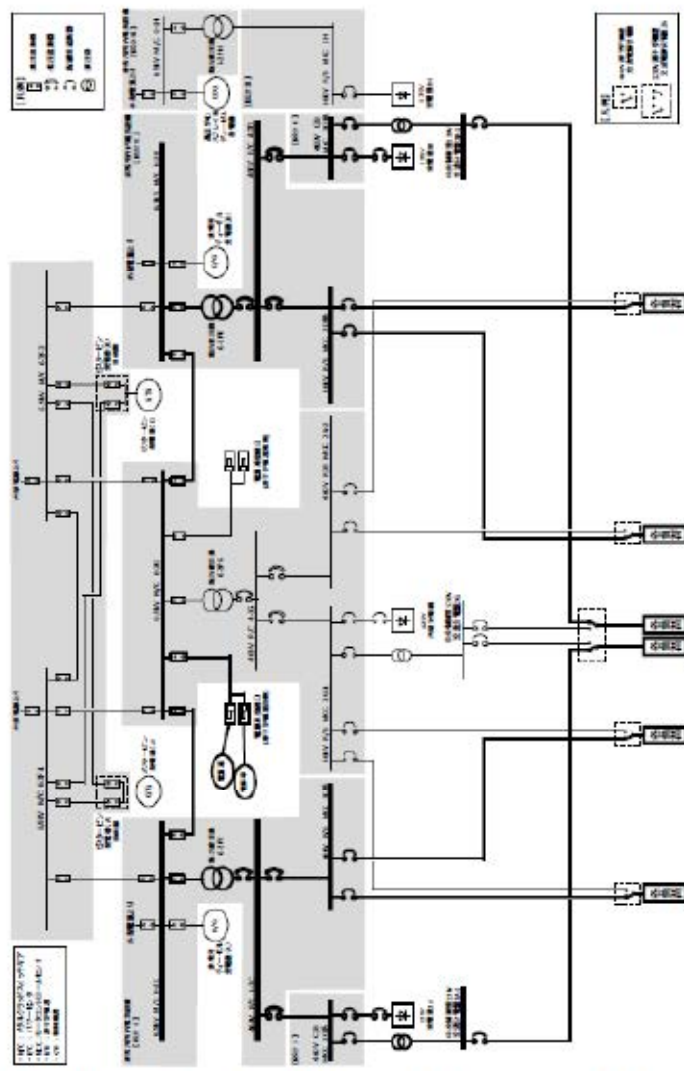
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-3図 代替電源設備系統概略図（常設代替交流電源設備による給電）              （ガスタービン発電機の燃料系統）</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

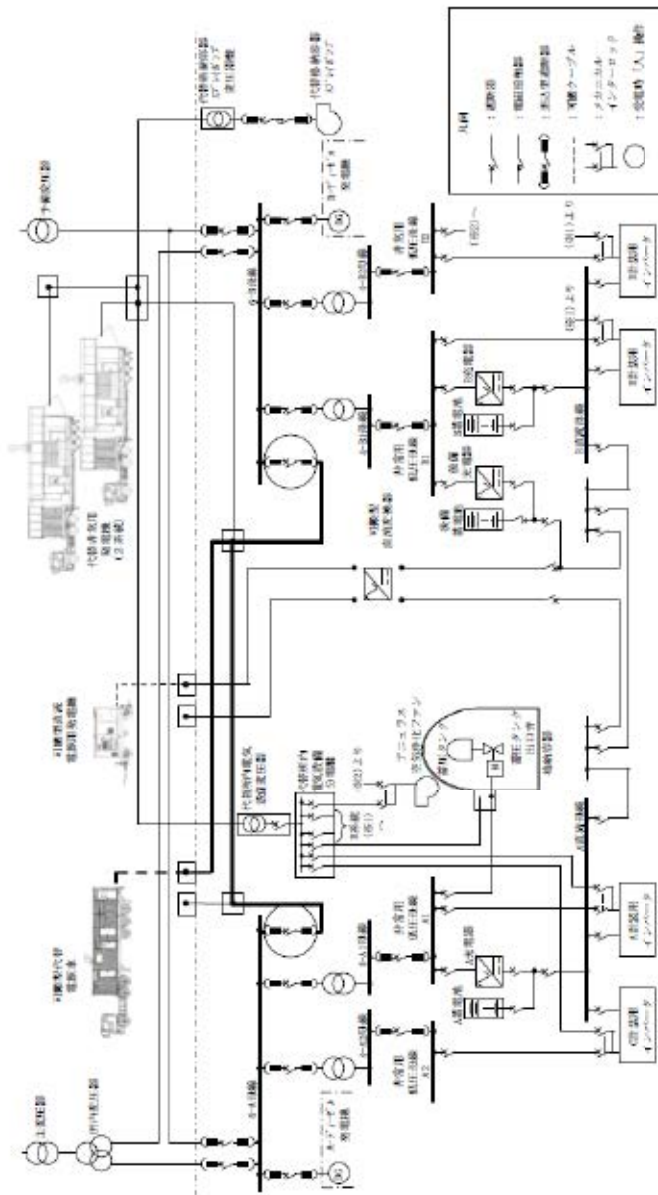
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉



第10.2-4図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電）  
 （電源車から非常用所内電気設備を経由して給電）

泊発電所3号炉



第10.2.2図 電源設備 概略系統図（2）  
 （可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電）

大阪発電所3/4号炉

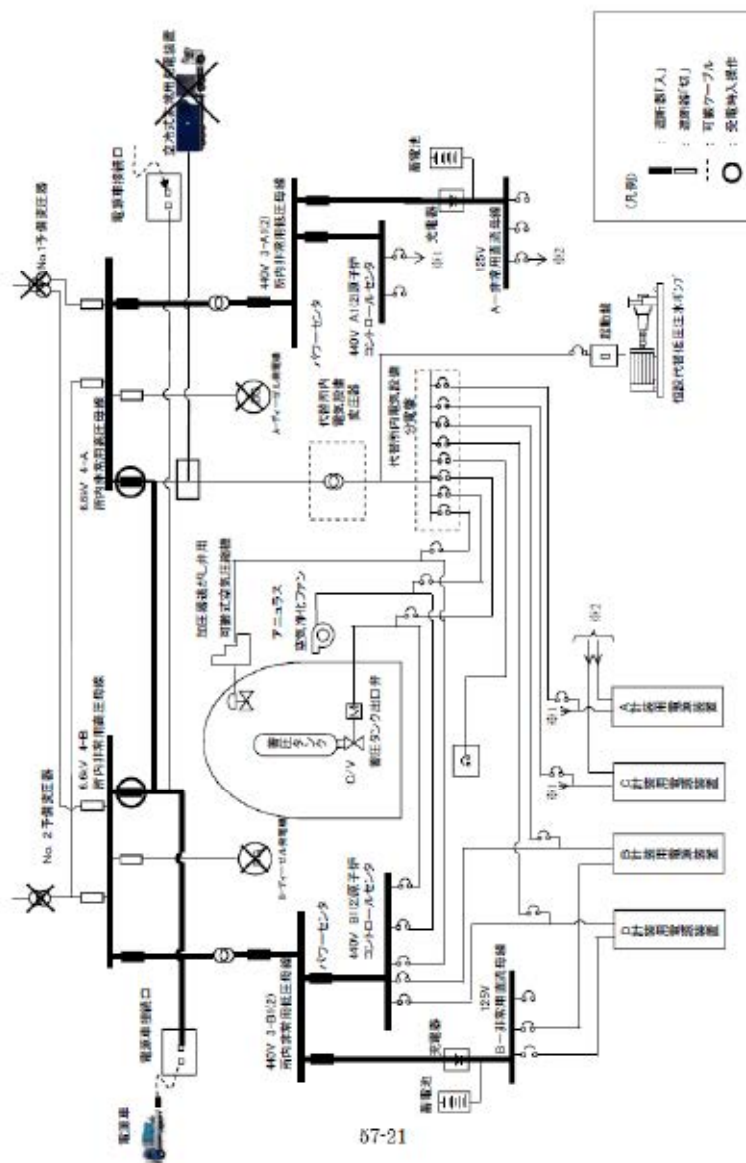


図 2.14-2 電源系統概要図（2）

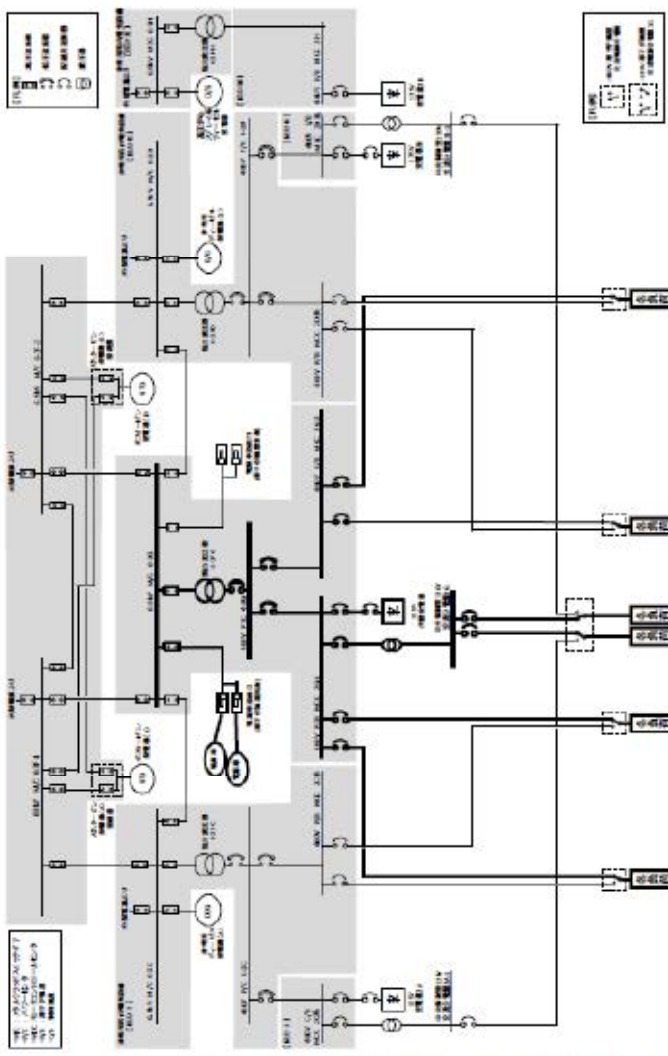
差異理由

設備設計等の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-5図 代替電源設備系統概要図 (可搬型代替交流電源設備による給電)              (電源車から代替所内電気設備を經由して給電)</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">図 2.14-3 電源系統概要図(3)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

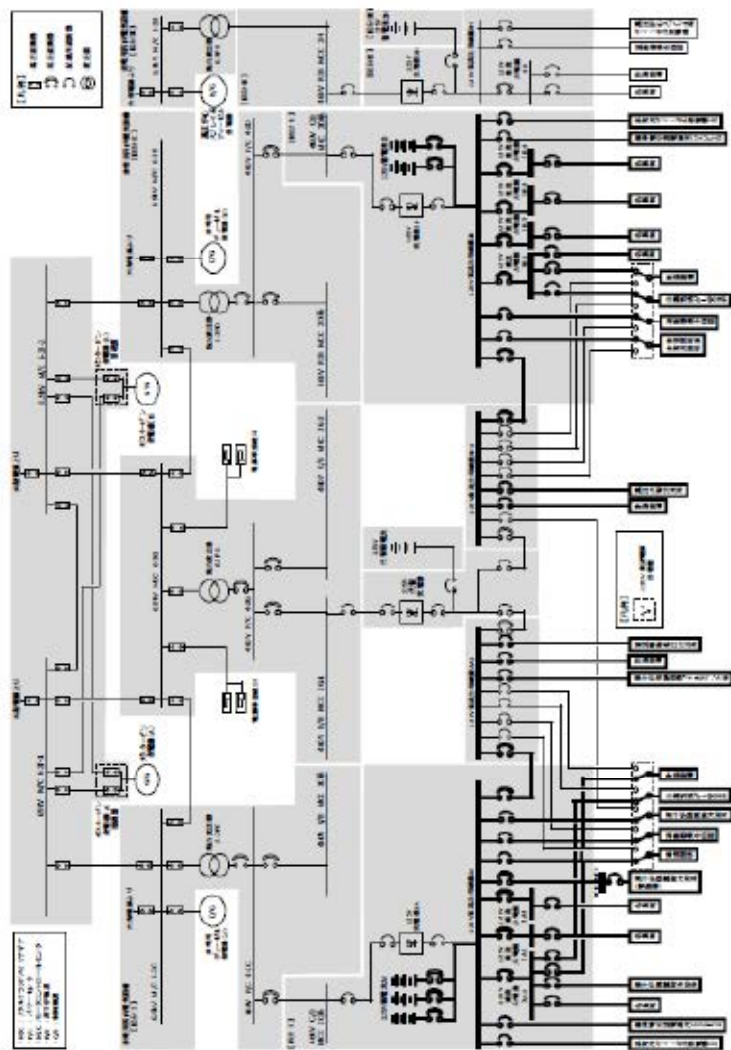
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
			<p>図 2.14-4 電源系統概要図(4)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

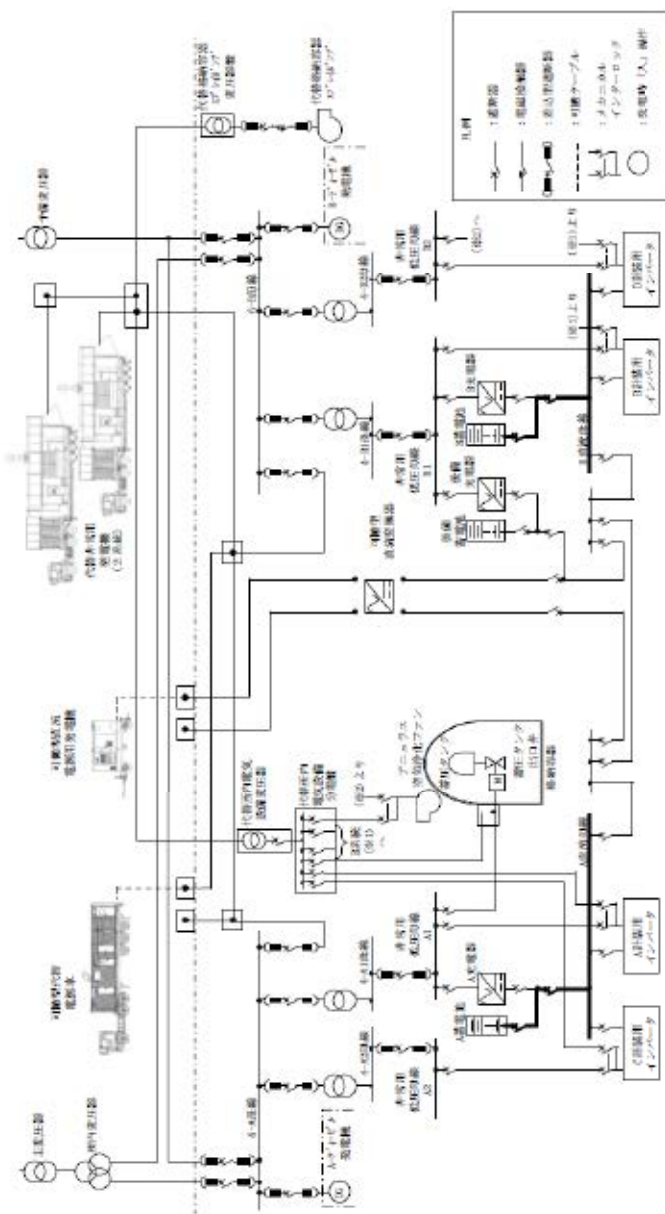
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉



第10.2-6図 代替電源設備系統図  
 (所内常設蓄電池式直流電源設備による給電)

泊発電所3号炉



第10.2.3図 電源設備 概略系統図(3)  
 (蓄電池(非常用)による直流電源からの給電)

大飯発電所3/4号炉

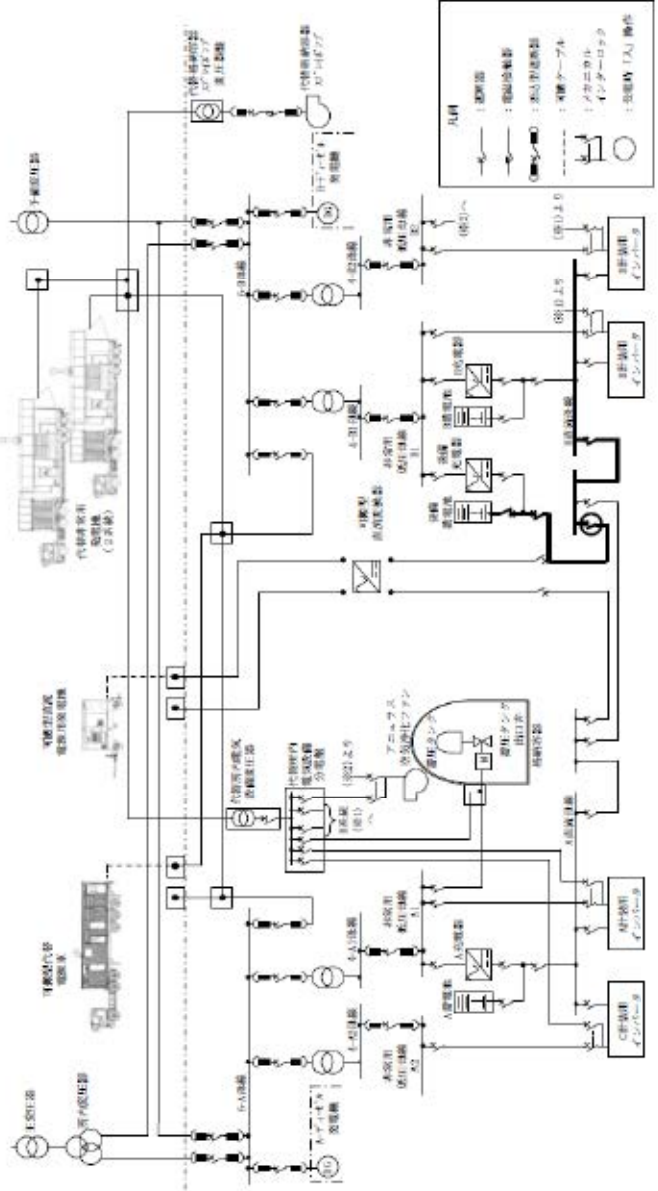
差異理由

設備設計等の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

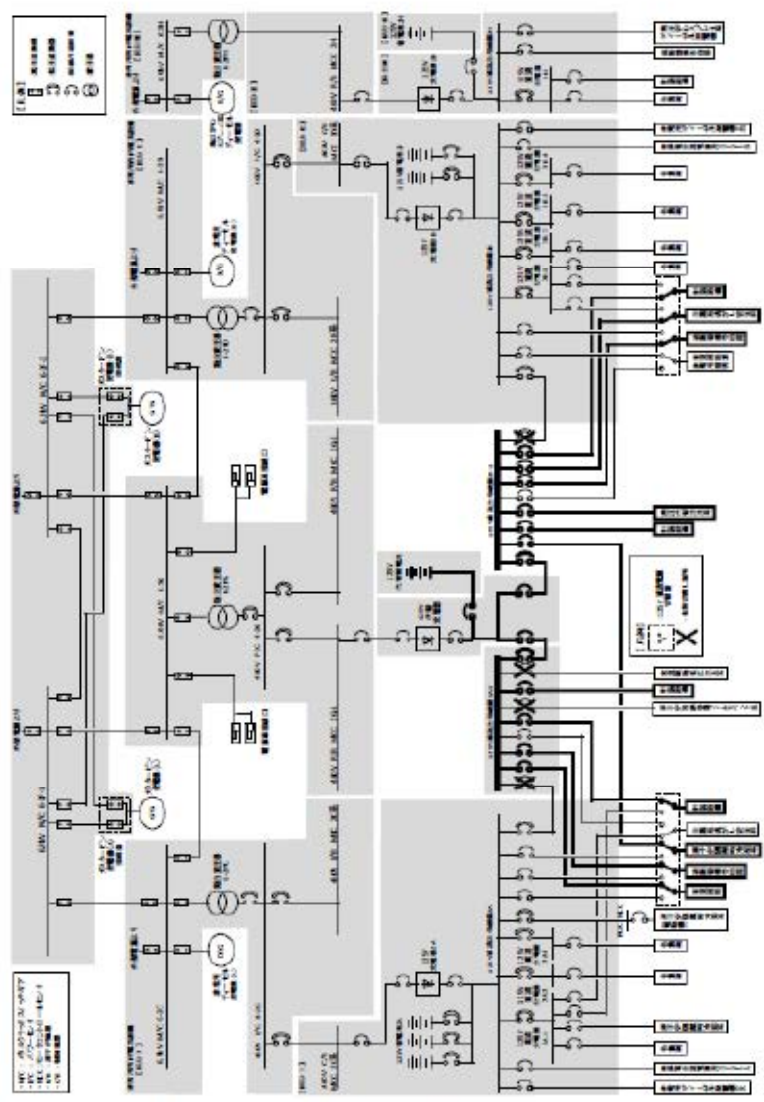
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	 <p style="text-align: center;">第10.2.4図 電源設備 概略系統図(4)                  (後備蓄電池による代替電源(直流)からの給電)</p>		<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

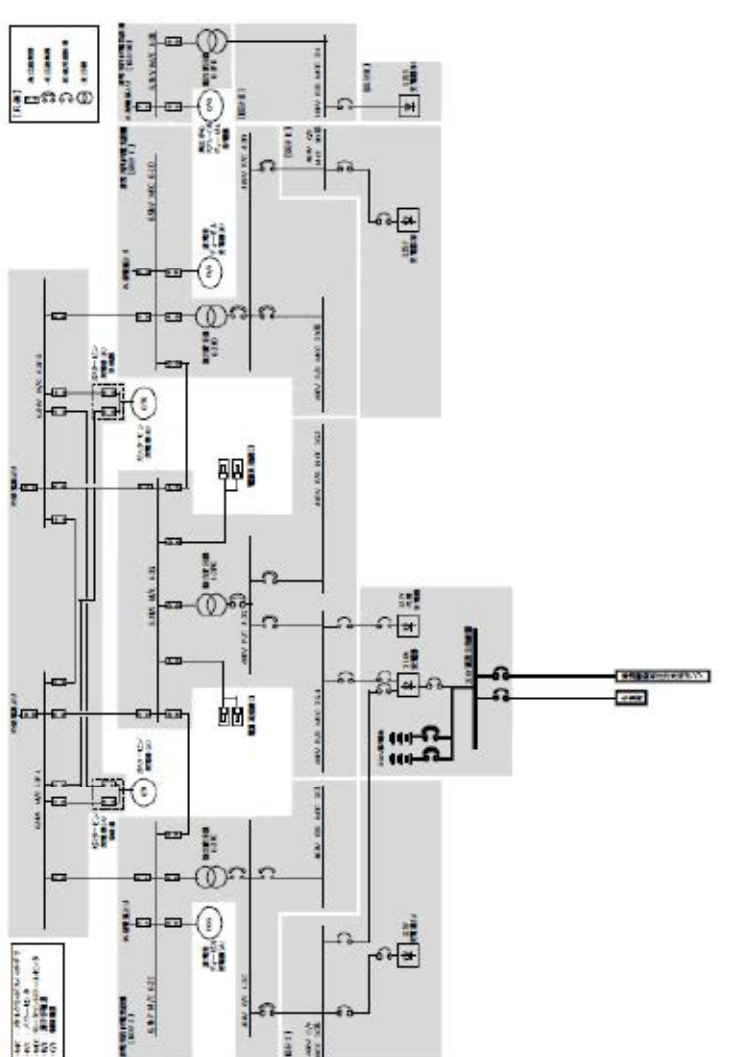
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-7図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電）              (125V代替蓄電池による給電)</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-8図 代替電源設備系統構成図（常設代替直流電源設備による給電）              (250V蓄電池による給電)</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

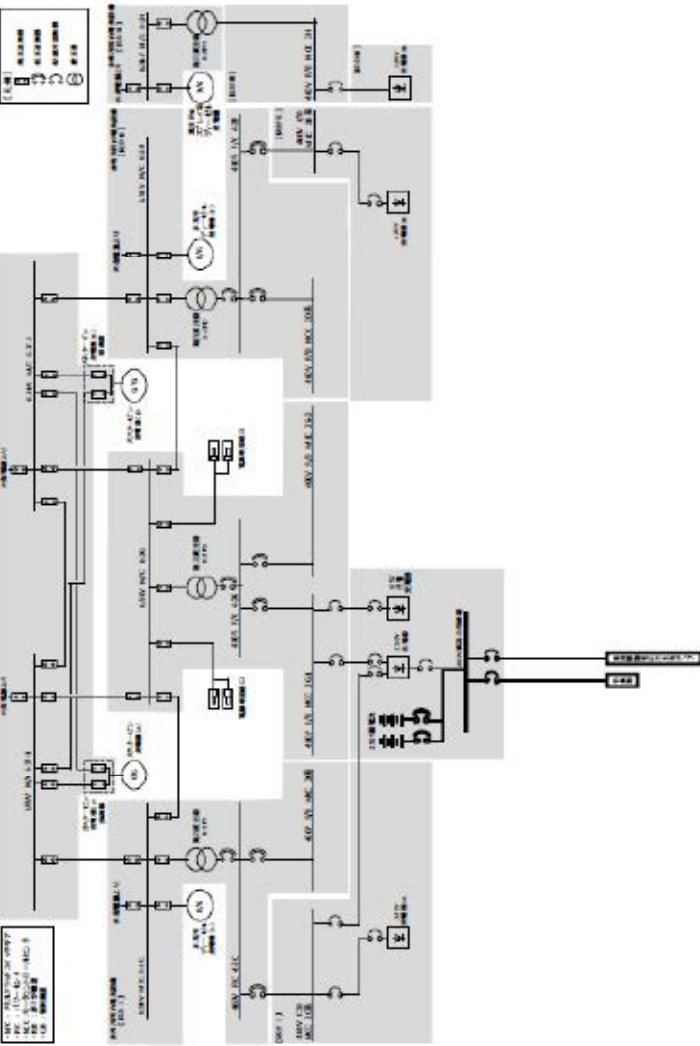
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p data-bbox="103 1333 831 1396">第10.2-9図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） （125V代替蓄電池による給電）</p>			<p data-bbox="2433 189 2626 220">設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

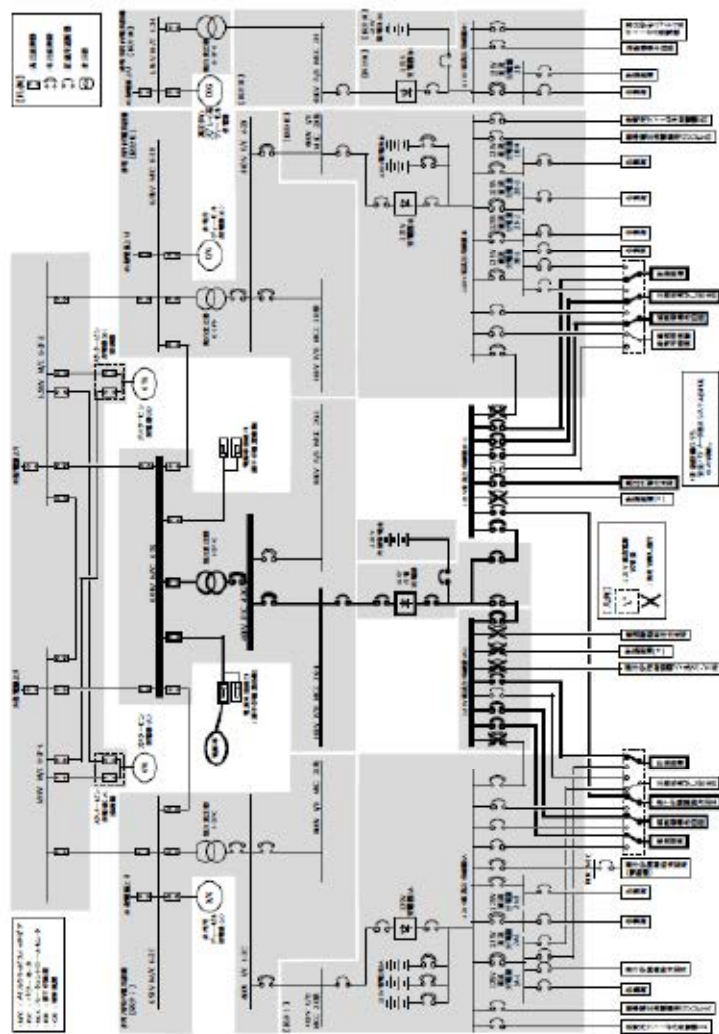
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-10図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）              (250V 番電池による給電)</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

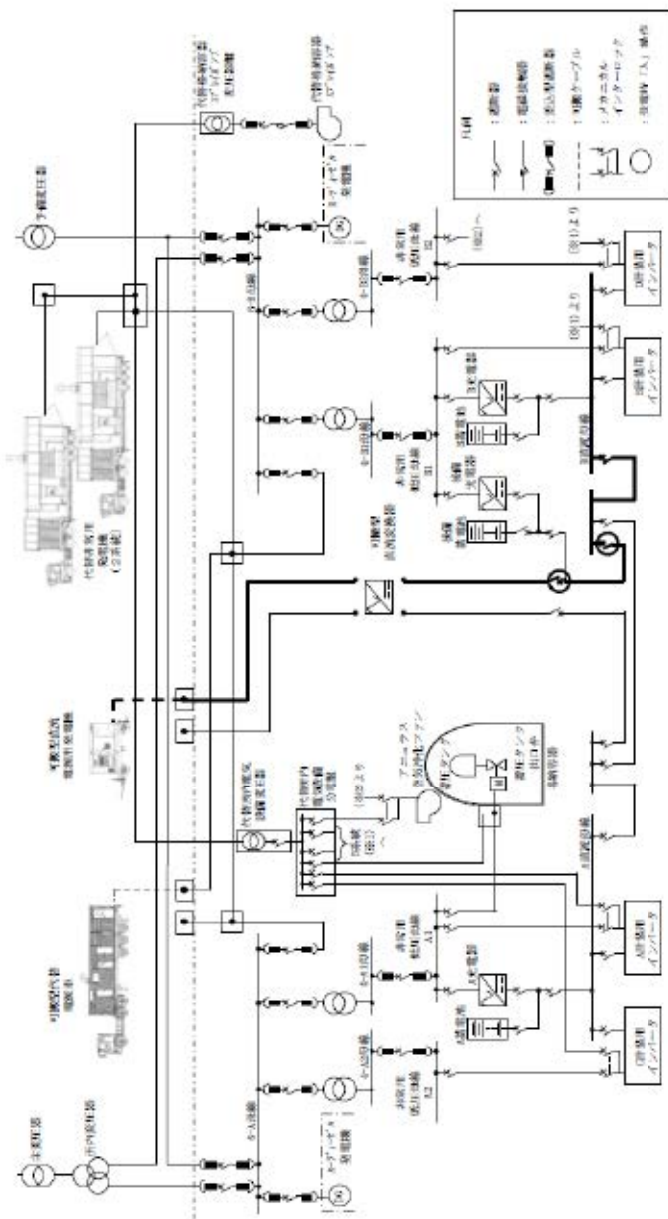
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉



第10.2-11図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）  
 （電源車から代替所内電気設備を経由して給電（125V系統））

泊発電所3号炉



第10.2.5図 電源設備 概略系統図（5）  
 （可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電）

大飯発電所3/4号炉

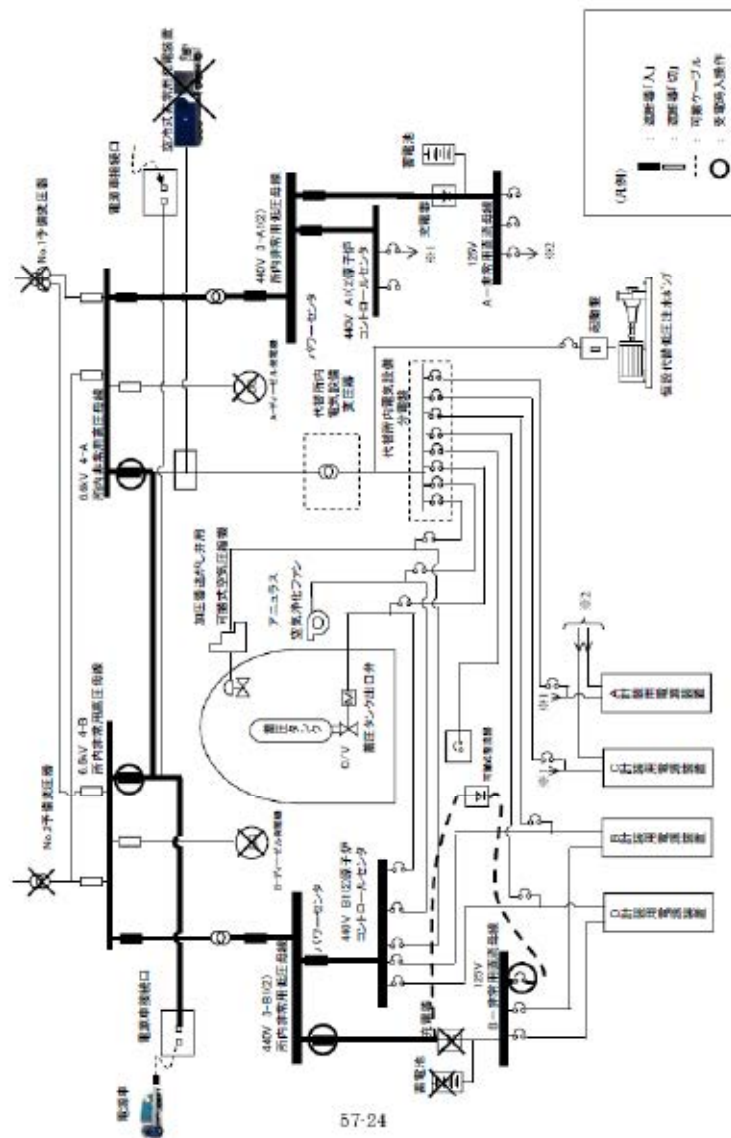


図 2.14-5 電源系統概要図(5)

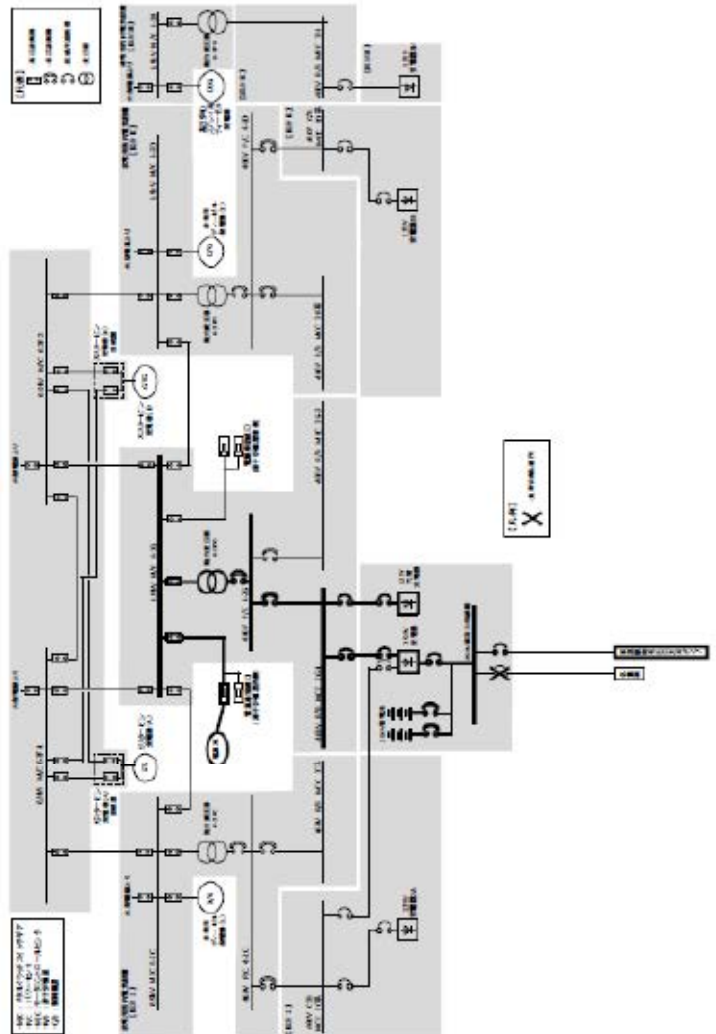
差異理由

設備設計等の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

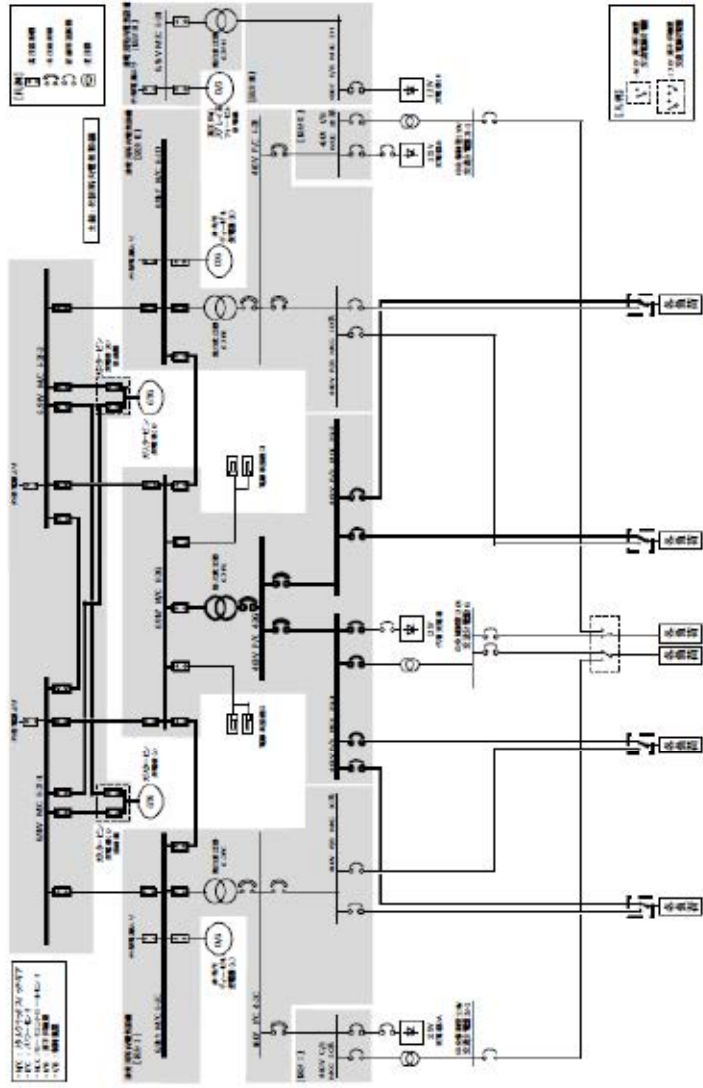
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-12図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）              （電源車から代替所内電気設備を経由して給電（250V系統））</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

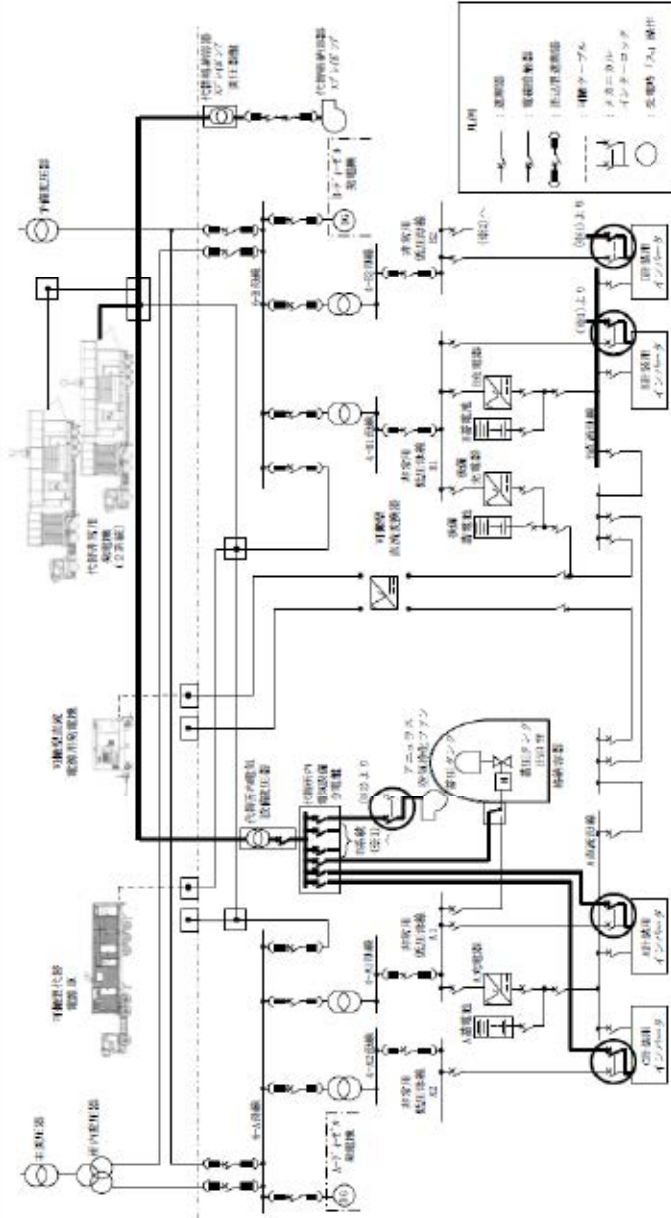
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉



第10.2-13図 代替電源設備系統図表図（代替所内電気設備による給電）

泊発電所3号炉



第3.0.2.6図 電源設備 概略系統図(6)  
 (代替所内電気設備による(交流)給電)

大飯発電所3/4号炉

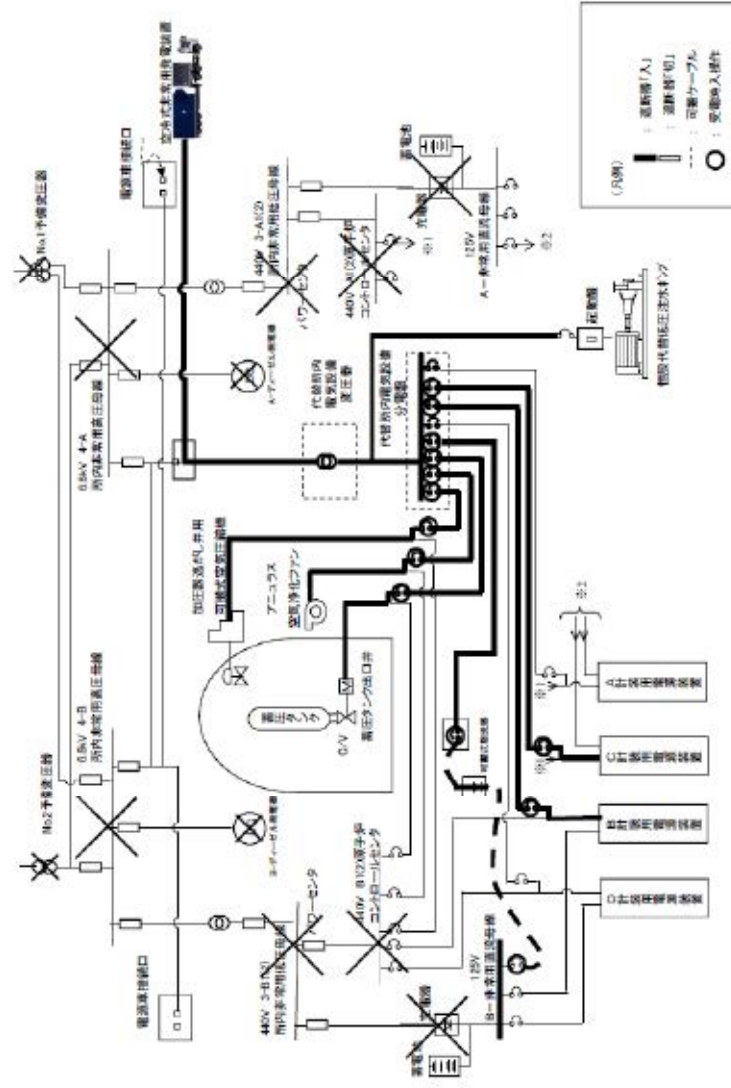


図 2.14-6 電源系統概要図(6)

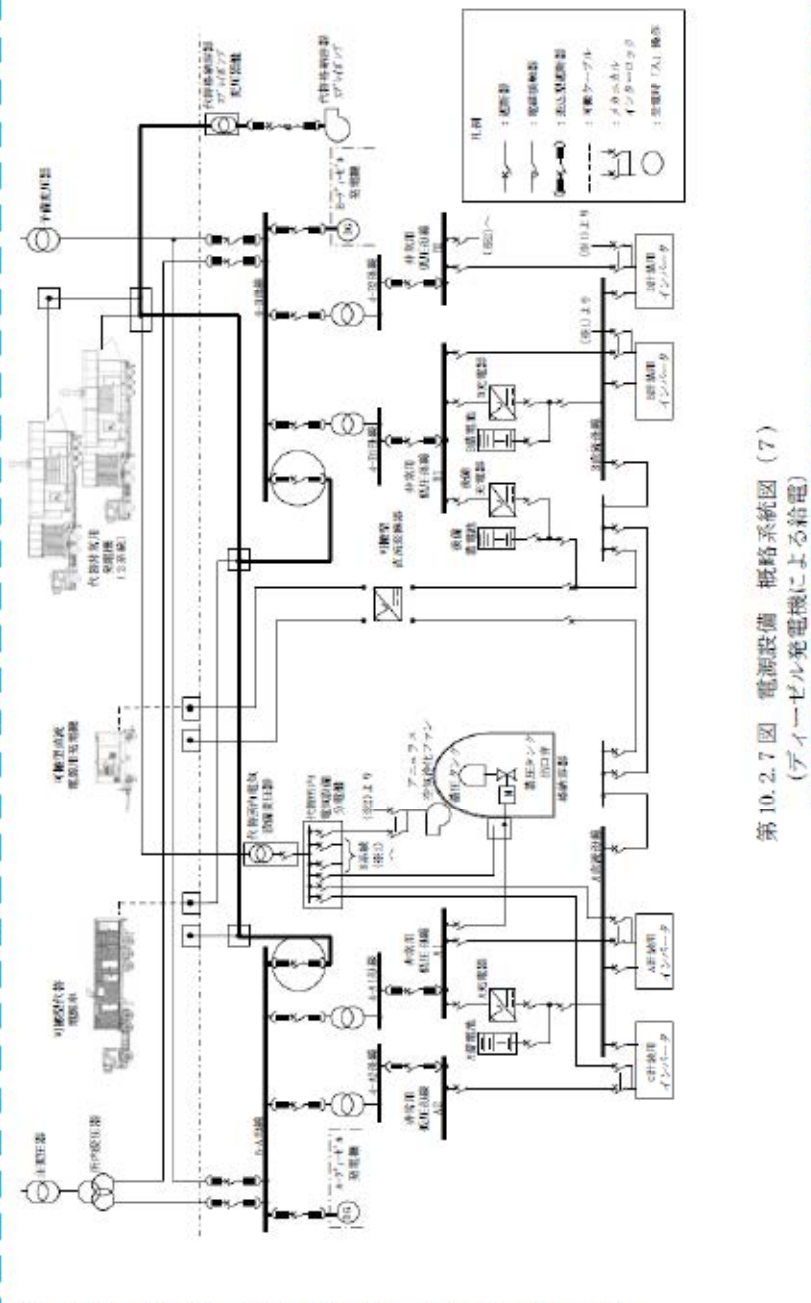
差異理由

設備設計等の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

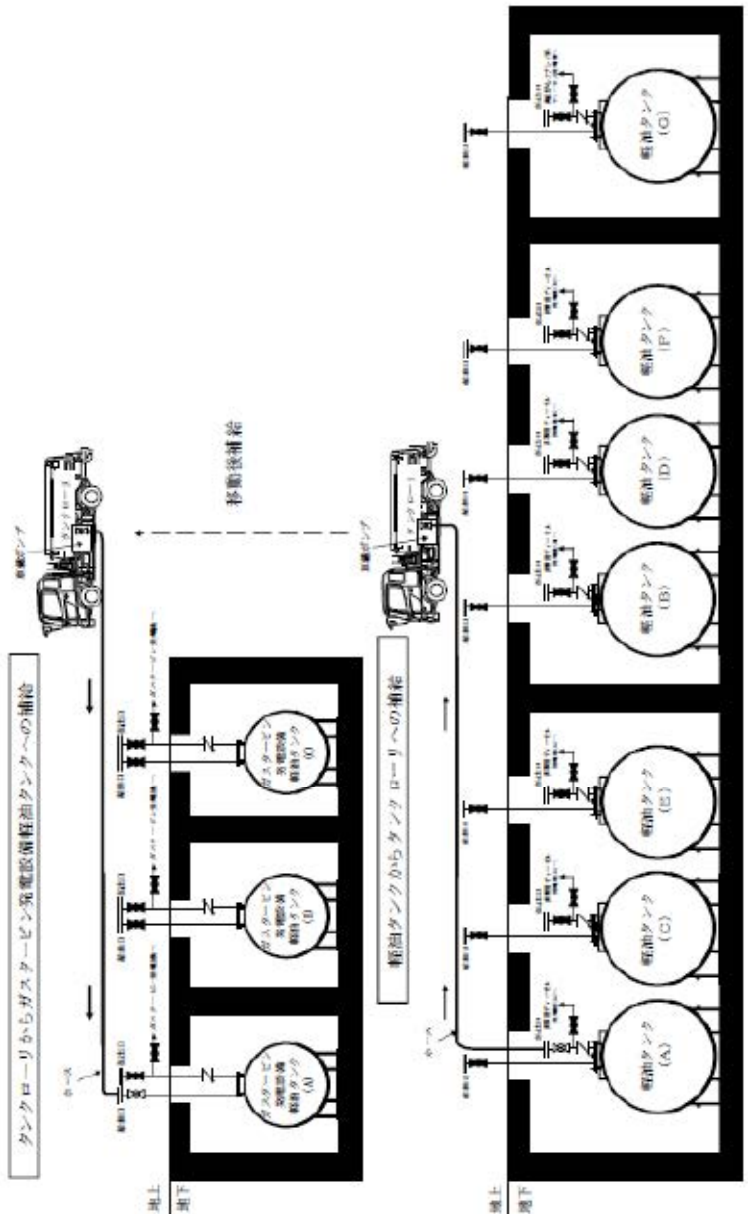
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">＜女川の記載箇所と比較(28)＞</p>  <p style="text-align: center;">第10.2.7図 電源設備 概略系統図(7) (ディーゼル発電機による給電)</p>		<p>差異理由</p> <p>設備設計等の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は第10.1-1図に記載している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-14図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油）              （軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給）</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

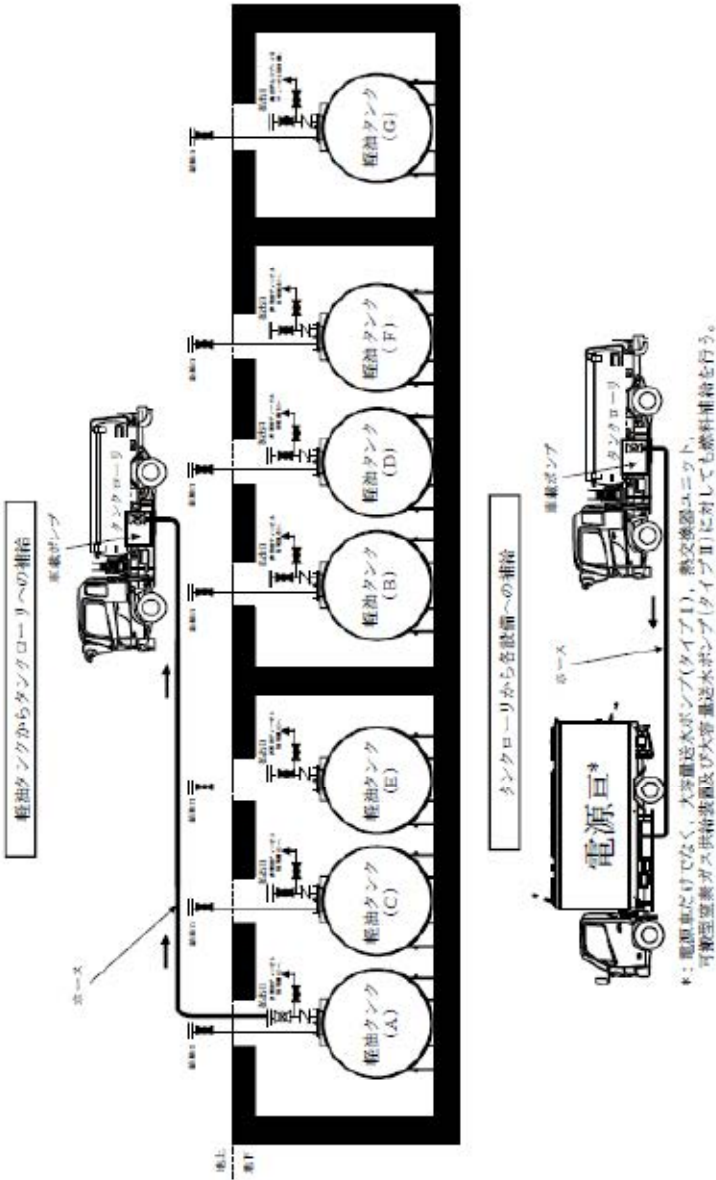
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大阪発電所3/4号炉

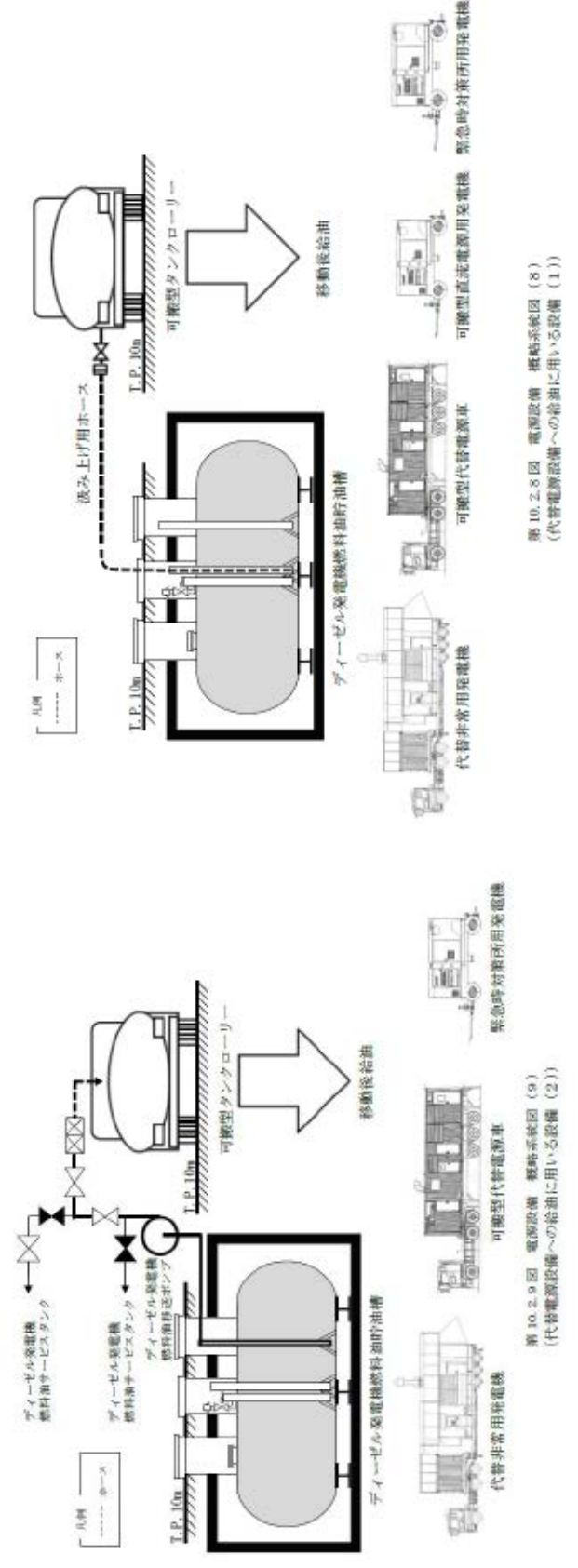
差異理由

設備設計等の相違



第10.2-15図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油）  
 （軽油タンクから各設備への補給）

\*：電源車だけでなく、大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプ2)に対しても燃料補給を行う。



第10.2.8図 電源設備 概略系統図(8)  
 (代替電源設備への給油に用いる設備(1))

第10.2.9図 電源設備 概略系統図(9)  
 (代替電源設備への給油に用いる設備(2))

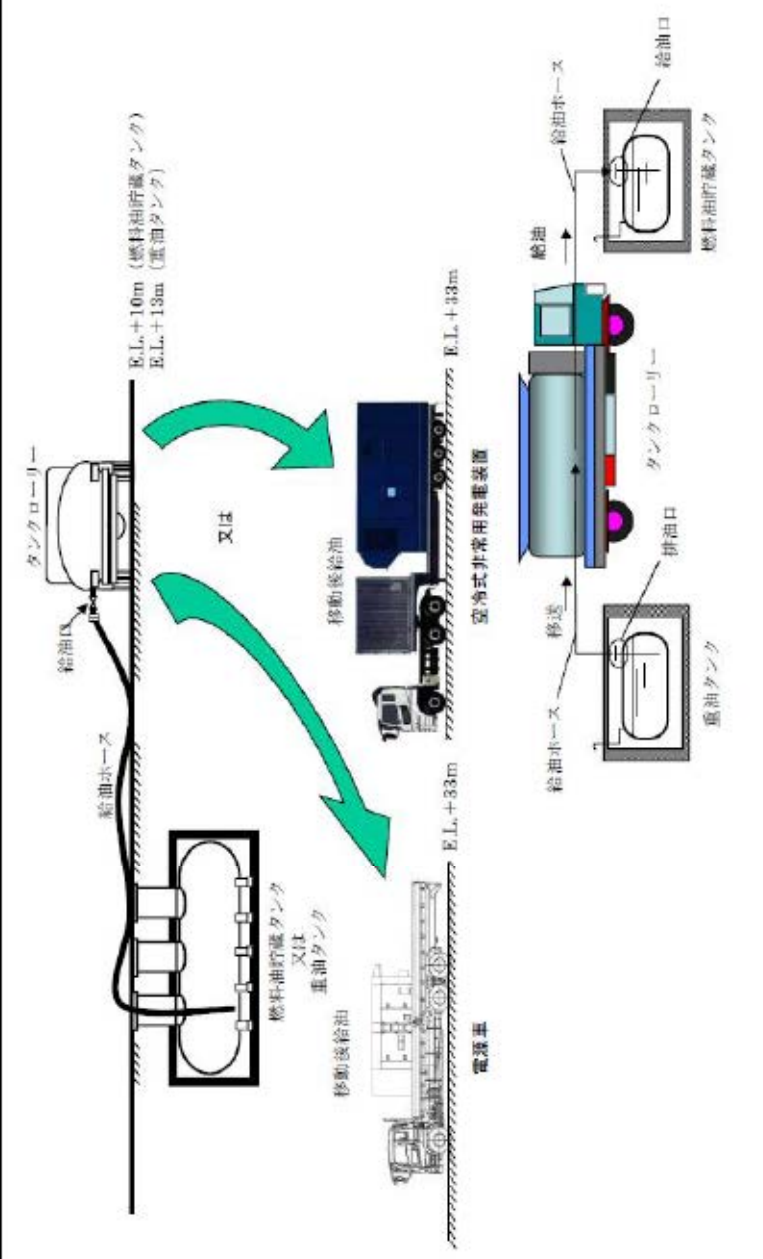
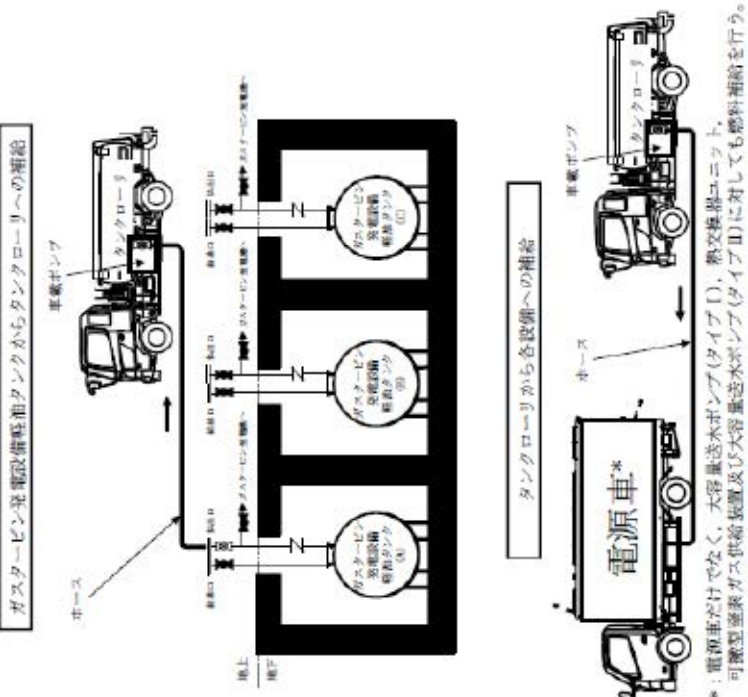


図 2.14-7 電源系統概要図(7)



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.2-16図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給注）          （ガスタービン発電設備軽油タンクから各設備への補給）</p> <p>*：電源車だけでなく、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型酸素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）に対しても燃料補給を行う。</p>			<p>設備設計等の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
	<p>第10.2.10図 電源設備 燃料系統図(10)              (補機駆動用燃料設備 (1))</p>	<p>第10.2.11図 電源設備 燃料系統図(11)              (補機駆動用燃料設備 (2))</p>	<p>設備設計等の相違</p>







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由																																						
	<p>第1.14.3表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">所内電気設備機能喪失</td> <td rowspan="6">所内電気設備</td> <td rowspan="6">代替所内電気設備による</td> <td>代替所内発電機</td> <td rowspan="6">重大事故等対処設備</td> <td rowspan="6">a</td> <td rowspan="6">a</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給装置*1</td> </tr> <tr> <td>可燃物タンクローリー**</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：代替所内発電機、可燃物代替電源車の燃料供給に利用する。                  *2：重大事故等対処において用いる設備の分類                  a：当該本文に適合する重大事故等対処設備 b：27条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による	代替所内発電機	重大事故等対処設備	a	a	ディーゼル発電機燃料供給装置*1	可燃物タンクローリー**	代替所内電気設備分電盤	代替所内電気設備分電盤	代替所内電気設備分電盤	<p>第1.14.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">所内電気設備機能喪失</td> <td rowspan="6">所内電気設備</td> <td rowspan="6">代替所内電気設備による(27条)適用-給電</td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td rowspan="6">重大事故等対処設備</td> <td rowspan="6">a</td> <td rowspan="6">a</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク**</td> </tr> <tr> <td>重油タンク**</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー**</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：大阪発電所、重大事故等対処等における原子炉運転の安全のための活動に関する用語。                  ※2：空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料供給に使用する。                  ※3：重大事故等対処において用いる設備の分類                  a：当該本文に適合する重大事故等対処設備 b：27条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による(27条)適用-給電	空冷式非常用発電装置	重大事故等対処設備	a	a	燃料油貯蔵タンク**	重油タンク**	タンクローリー**	代替所内電気設備分電盤	代替所内電気設備分電盤	<p>設備設計等の相違</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																			
所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による	代替所内発電機	重大事故等対処設備	a	a																																			
			ディーゼル発電機燃料供給装置*1																																						
			可燃物タンクローリー**																																						
			代替所内電気設備分電盤																																						
			代替所内電気設備分電盤																																						
			代替所内電気設備分電盤																																						
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																			
所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による(27条)適用-給電	空冷式非常用発電装置	重大事故等対処設備	a	a																																			
			燃料油貯蔵タンク**																																						
			重油タンク**																																						
			タンクローリー**																																						
			代替所内電気設備分電盤																																						
			代替所内電気設備分電盤																																						



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.1 非常用電源設備</p> <p>10.1.2 重大事故等時</p> <p>10.1.2.1 非常用交流電源設備</p> <p>10.1.2.1.1 概要</p> <p>非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、<b>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</b>として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、計測制御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクより非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針</p> <p>非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p>	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(22)＞</p> <p>(5)ディーゼル発電機による給電に用いる設備</p> <p>a. ディーゼル発電機による交流の給電</p> <p>交流動力電源を供給するため、非常用電源設備のディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプを使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は<b>重大事故等時に電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、蓄圧タンク出口弁、C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ、格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ、安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁、C、D-原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉格納容器内水素処理装置温度計、格納容器水素イグナイタ、格納容器水素イグナイタ温度計、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、アニュラス空気浄化ファン、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラ、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、可搬型照明（SA）、モニタリングポスト、モニタリングステーション、データ表示端末、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、A、B、C、D-計装用交流分電盤及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプへ電力を供給でき、</b></p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いてディーゼル発電機へ燃料を供給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> </ul> <p>ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>		<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は2.14.1(5)に記載している。</li> </ul> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備設計等の相違(1)</p> <p>設備名称の相違(10)</p> <p>負荷の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉型の違いにより重大事故時に電力を供給する負荷が異なる。</li> </ul> <p>炉型の相違(3)</p> <p>設備名称の相違(5)</p> <p>設備名称の相違(10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で<b>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</b>として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(23)&gt;</b></p> <p>交流動力電源を供給するために使用するディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、<b>設計基準対象施設</b>として使用する場合と同じ系統構成で<b>重大事故等対処設備</b>として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は2.14.1.2に記載している。</li> </ul> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備設計等の相違(1)</p>
<p>10.1.2.1.2.2 容量等</p> <p>非常用ディーゼル発電機、<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク、<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク</b>、<b>軽油タンク</b>、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</b>は、設計基準事故時に使用する場合の容量が、<b>重大事故等の収束に必要な容量</b>に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(24)&gt;</b></p> <p>交流動力電源の供給に使用するディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、<b>設計基準事故対処設備の電源供給機能と兼用</b>しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、<b>重大事故等の収束に必要な容量</b>に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の<b>容量と同仕様</b>の設計とする。</p>		<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は2.14.2に記載している。</li> </ul> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>設備名称の相違(5)(10)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>炉型の相違(3)</p> <p>設備設計等の相違(11)</p>
<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等</p> <p>非常用ディーゼル発電機、<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク</b>は、<b>原子炉建屋付属棟内に設置</b>し、想定される<b>重大事故等時における環境条件</b>を考慮した設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>の操作は、<b>中央制御室から可能な設計</b>とする。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(25)&gt;</b></p> <p>ディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、<b>重大事故等時におけるディーゼル発電機建屋内の環境条件</b>を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の操作は<b>中央制御室及び設置場所</b>で可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は<b>設置場所</b>で可能な設計とする。</p>		<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は2.14.3に記載している。</li> </ul> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>炉型の相違(3)</p> <p>設備設計等の相違(11)</p> <p>設備名称の相違(10)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊のディーゼル発電機は<b>設置場所</b>で操作が可能な設計としている。</li> <li>・泊の移送ポンプは<b>設置場所</b>で操作が可能な設計としており、<b>屋内</b>に設置している。</li> </ul>
<p>軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</b>は、<b>屋外に設置</b>し、想定される<b>重大事故等時における環境条件</b>を考慮した設計とする。</p>			
<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で<b>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</b>として使用する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>は、<b>中央制御室の操作スイッチ</b>により操作が可能な設計とする。</p>	<p><b>&lt;内容比較のため再掲(26)&gt;</b></p> <p>ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプを使用した交流動力電源の供給を行う系統は、<b>設計基準対象施設</b>として使用する場合と同じ系統構成で<b>重大事故等対処設備</b>として使用する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、<b>中央制御室及び設置場所</b>での操作が可能な設計とする。</p>		<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は2.14.4(1)に記載している。</li> </ul> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>記載方針の相違(3)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>炉型の相違(3)</p> <p>設備設計等の相違(1)</p> <p>設備構成等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊のディーゼル発電機は<b>設置場所</b>で操作が可能な設計としている。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様                      非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-5表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査                      非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(27)&gt;</p> <p>ディーゼル発電機は、分解点検が可能な設計とし、系統負荷により機能・性能確認が可能な系統設計とする。</p>		<p>記載方針の相違(1)</p> <p>記載箇所の相違                      ・泊は2.14.4(2)に記載している。</p> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>設備名称の相違(10)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>炉型の相違(3)</p> <p>設備設計等の相違(11)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備である125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、全交流動力電源喪失から8時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びにそれに充電する125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hは、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びに125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hに充電する充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>			<p>設備設計等の相違(1)</p> <p>記載方針の相違(1)</p> <p>炉型の相違(3)</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の蓄電池（非常用）は「所内常設蓄電式直流電源設備」として2.14.1(2)a./2.14.1.2/2.14.2~4に記載している。</li> <li>・女川は125V蓄電池2H（高圧炉心スプレイ系）を「所内常設蓄電式直流電源設備」として使用していない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

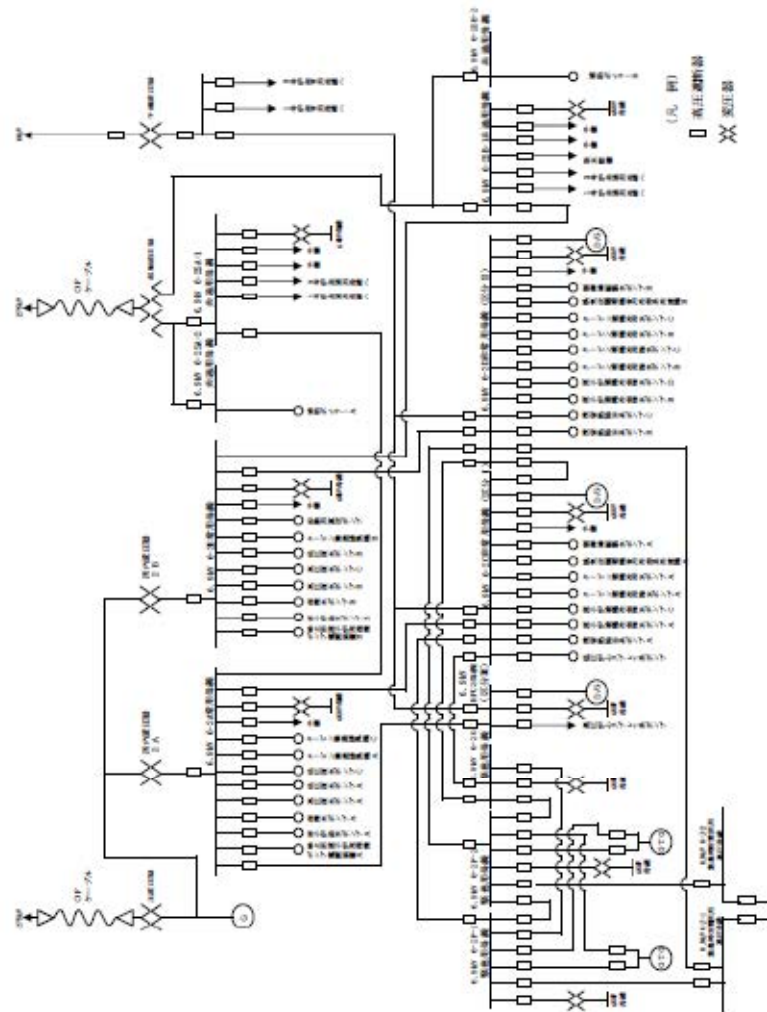
第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

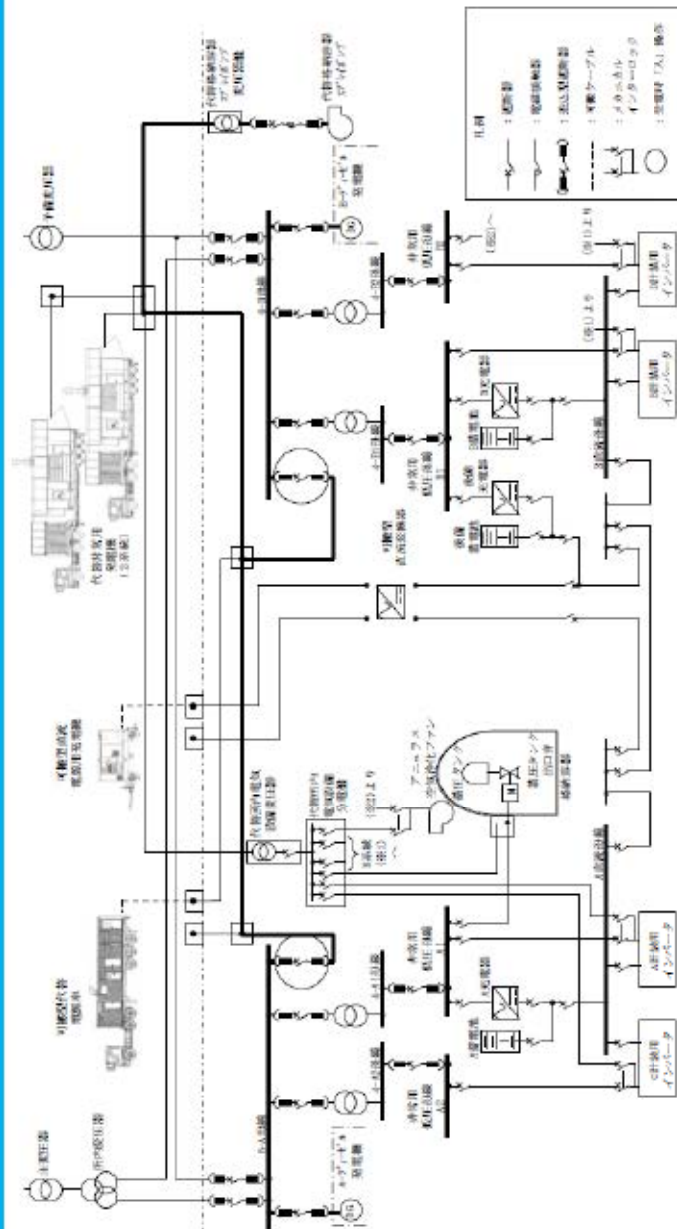
大飯発電所3/4号炉

差異理由



第10.1-1図 所内単線系統図

<内容比較のため再掲(28)>



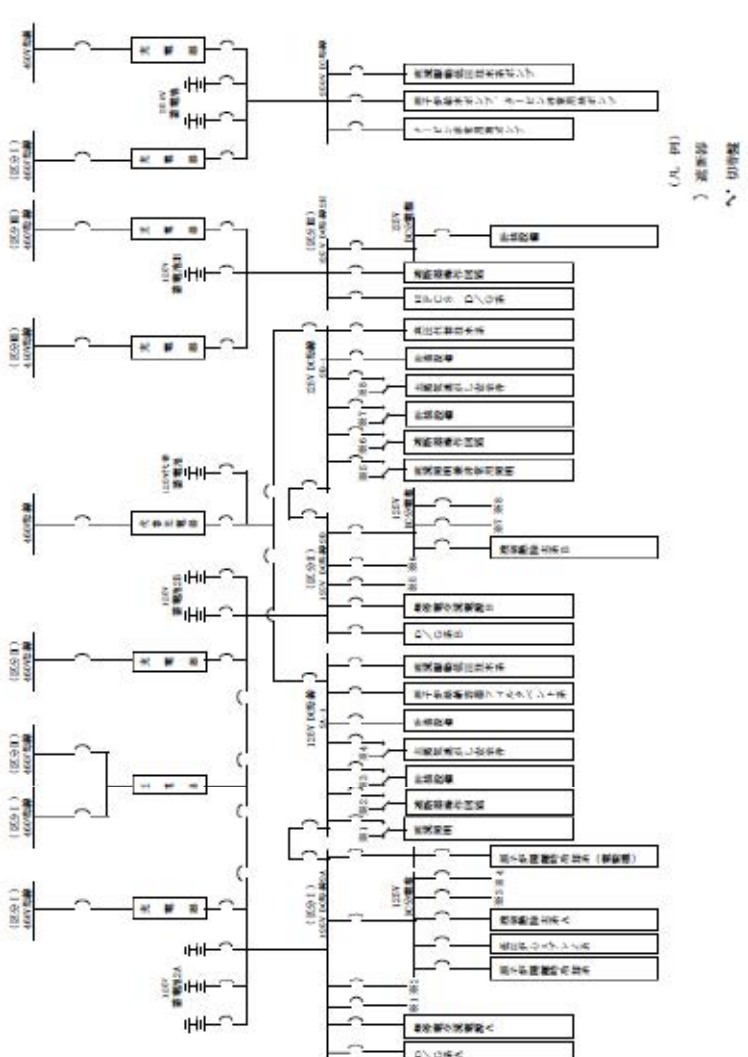
第10.2.7図 電源設備 概略系統図(7)  
 (ディーゼル発電機による給電)

設備設計等の相違(1)  
 記載箇所の相違  
 ・泊は第10.2.7図に記載している。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.1-3図 直流電源単線結線図</p>			<p>設備設計等の相違(1)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び加熱蒸気系に係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを設ける。</p> <p>軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>			<p>記載箇所の相違</p> <p>・女川は57条で整理しているのに対して、泊は「2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）」として整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																								
<p>関係する主要機器仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様</p> <p>構成及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="130 441 819 672"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電盤</th> <th>母線連絡盤</th> <th>負荷盤</th> <th>計器用変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td> <td colspan="4">閉鎖配電盤</td> </tr> <tr> <td>(b)個数</td> <td colspan="4">57</td> </tr> <tr> <td>(c)定格電圧</td> <td colspan="4">6.9kV</td> </tr> <tr> <td>(d)電気方式</td> <td colspan="4">50Hz 3相 3線 10A 接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式）</td> </tr> <tr> <td>(e)電源引込方式</td> <td colspan="4">バスダクト又はケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(f)フィーダ引出方式</td> <td colspan="4">ケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(g)母線電流容量</td> <td colspan="4">約3,000A, 約1,200A</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1" data-bbox="130 724 819 1060"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電用</th> <th>母線連絡用</th> <th>負荷用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td> <td colspan="3">真空遮断器</td> </tr> <tr> <td>(b)個数</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>(c)極数</td> <td colspan="3">3極</td> </tr> <tr> <td>(d)操作方式</td> <td colspan="3">電動バネ又はソレノイド投入操作(DC125V)</td> </tr> <tr> <td>(e)絶縁等級</td> <td colspan="3">6号A</td> </tr> <tr> <td>(f)定格電圧</td> <td colspan="3">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>(g)定格電流</td> <td colspan="3">約3,000A, 約1,200A</td> </tr> <tr> <td>(h)定格遮断電流</td> <td colspan="3">63kA</td> </tr> <tr> <td>(i)定格遮断時間</td> <td colspan="3">5サイクル</td> </tr> <tr> <td>(j)引きはげし方式</td> <td colspan="3">電気式、機械式</td> </tr> <tr> <td>(k)投入方式</td> <td colspan="3">電動バネ又はソレノイド</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤	(a)種類	閉鎖配電盤				(b)個数	57				(c)定格電圧	6.9kV				(d)電気方式	50Hz 3相 3線 10A 接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式）				(e)電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる				(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる				(g)母線電流容量	約3,000A, 約1,200A				項目	受電用	母線連絡用	負荷用	(a)種類	真空遮断器			(b)個数	9	24	55	(c)極数	3極			(d)操作方式	電動バネ又はソレノイド投入操作(DC125V)			(e)絶縁等級	6号A			(f)定格電圧	7.2kV			(g)定格電流	約3,000A, 約1,200A			(h)定格遮断電流	63kA			(i)定格遮断時間	5サイクル			(j)引きはげし方式	電気式、機械式			(k)投入方式	電動バネ又はソレノイド					<p>設備設計等の相違(1)</p>
項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤																																																																																							
(a)種類	閉鎖配電盤																																																																																										
(b)個数	57																																																																																										
(c)定格電圧	6.9kV																																																																																										
(d)電気方式	50Hz 3相 3線 10A 接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式）																																																																																										
(e)電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																										
(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる																																																																																										
(g)母線電流容量	約3,000A, 約1,200A																																																																																										
項目	受電用	母線連絡用	負荷用																																																																																								
(a)種類	真空遮断器																																																																																										
(b)個数	9	24	55																																																																																								
(c)極数	3極																																																																																										
(d)操作方式	電動バネ又はソレノイド投入操作(DC125V)																																																																																										
(e)絶縁等級	6号A																																																																																										
(f)定格電圧	7.2kV																																																																																										
(g)定格電流	約3,000A, 約1,200A																																																																																										
(h)定格遮断電流	63kA																																																																																										
(i)定格遮断時間	5サイクル																																																																																										
(j)引きはげし方式	電気式、機械式																																																																																										
(k)投入方式	電動バネ又はソレノイド																																																																																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																																															
<p>第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1)蓄電池</p> <p>非常用</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>セル数</td> <td>A系</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>A系</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A系</td> <td>約8,000Ah</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>約6,000Ah</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>約400Ah</td> </tr> </table> <p>常用</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル数</td> <td></td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td></td> <td>250V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td></td> <td>約6,000Ah</td> </tr> </table> <p>(2)充電器</p> <p>非常用（予備充電器は常用）</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td></td> <td>シリコン整流器</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>A系</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(予備)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td></td> <td>浮動</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td></td> <td>自然通風</td> </tr> <tr> <td>交流入力</td> <td>A系</td> <td>3相 50Hz 440V</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>3相 50Hz 440V</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>3相 50Hz 440V</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A系</td> <td>約118kW</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>約118kW</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(予備)</td> <td>約118kW</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>約10kW</td> </tr> <tr> <td>直流出力電圧</td> <td>A系</td> <td>133.8V</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>133.8V</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>129V</td> </tr> <tr> <td>直流出力電流</td> <td>A系</td> <td>約700A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系</td> <td>約700A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(予備)</td> <td>約700A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HPCS系</td> <td>約50A</td> </tr> </table>	種類		鉛蓄電池	組数		3	セル数	A系	60		B系	60		HPCS系	60	電圧	A系	125V		B系	125V		HPCS系	125V	容量	A系	約8,000Ah		B系	約6,000Ah		HPCS系	約400Ah	種類		鉛蓄電池	組数		1	セル数		116	電圧		250V	容量		約6,000Ah	種類		シリコン整流器	個数	A系	1		B系	1		(予備)	1		HPCS系	1（予備1）	充電方式		浮動	冷却方式		自然通風	交流入力	A系	3相 50Hz 440V		B系	3相 50Hz 440V		HPCS系	3相 50Hz 440V	容量	A系	約118kW		B系	約118kW		(予備)	約118kW		HPCS系	約10kW	直流出力電圧	A系	133.8V		B系	133.8V		HPCS系	129V	直流出力電流	A系	約700A		B系	約700A		(予備)	約700A		HPCS系	約50A			<p>設備設計等の相違(1)</p>
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		3																																																																																																																
セル数	A系	60																																																																																																																
	B系	60																																																																																																																
	HPCS系	60																																																																																																																
電圧	A系	125V																																																																																																																
	B系	125V																																																																																																																
	HPCS系	125V																																																																																																																
容量	A系	約8,000Ah																																																																																																																
	B系	約6,000Ah																																																																																																																
	HPCS系	約400Ah																																																																																																																
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		1																																																																																																																
セル数		116																																																																																																																
電圧		250V																																																																																																																
容量		約6,000Ah																																																																																																																
種類		シリコン整流器																																																																																																																
個数	A系	1																																																																																																																
	B系	1																																																																																																																
	(予備)	1																																																																																																																
	HPCS系	1（予備1）																																																																																																																
充電方式		浮動																																																																																																																
冷却方式		自然通風																																																																																																																
交流入力	A系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	B系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	HPCS系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
容量	A系	約118kW																																																																																																																
	B系	約118kW																																																																																																																
	(予備)	約118kW																																																																																																																
	HPCS系	約10kW																																																																																																																
直流出力電圧	A系	133.8V																																																																																																																
	B系	133.8V																																																																																																																
	HPCS系	129V																																																																																																																
直流出力電流	A系	約700A																																																																																																																
	B系	約700A																																																																																																																
	(予備)	約700A																																																																																																																
	HPCS系	約50A																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>常用</p> <p>種類 シリコン整流器</p> <p>個数 1（予備1）</p> <p>充電方式 浮動</p> <p>冷却方式 自然通風</p> <p>交流入力 3相 50Hz 440V</p> <p>容量 約130kW</p> <p>直流出力電圧 258.7V</p> <p>直流出力電流 約400A</p> <p>(3)直流母線</p> <p>非常用</p> <p>個数 3</p> <p>電圧 A系 125V</p> <p>          B系 125V</p> <p>          HPCS系 125V</p> <p>常用</p> <p>個数 1</p> <p>電圧 250V</p>			<p>設備設計等の相違(1)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機                      (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の主要機器仕様</p> <p>(1)エンジン</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <p>種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関                      台数 2                      出力 約6,100kW(1台当たり)                      回転数 500rpm                      起動方式 圧縮空気起動                      起動時間 約10秒                      使用燃料 軽油</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関                      台数 1                      出力 約3,000kW                      回転数 1,000rpm                      起動方式 圧縮空気起動                      起動時間 約13秒                      使用燃料 軽油</p> <p>(2)発電機</p> <p>a. 常用ディーゼル発電機</p> <p>種類 横軸回転界磁三相同期発電機                      台数 2                      容量 約7,625kVA(1台当たり)                      力率 0.80(遅れ)                      電圧 6.9kV                      周波数 50Hz                      回転数 500rpm</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>種類 横軸回転界磁三同期発電機                      台数 1                      容量 約3,750kVA                      力率 0.80(遅れ)                      電圧 6.9kV                      周波数 50Hz                      回転数 1,000rpm</p>			<p>設備設計等の相違(1)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(3)軽油タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基）</p> <p>容量 約110kL（1基当たり） 約170kL</p> <p>使用燃料 軽油</p>			<p>設備設計等の相違(1)</p>